

セミナー

経営ツールとしての新公会計制度

～制度導入の実際と政策マネジメントへの活用～

発表資料

平成24年11月13日（火）

於 東京ビッグサイト会議棟1階レセプションホール
主催：東京都、大阪府、愛知県、新潟県、東京都町田市

目次

○基調講演「市民目線に立った行政経営のために」	1
○第一分科会「新公会計制度の導入に向けて」	
東京都 「固定資産台帳整備の基本手順について」	17
大阪府 「短期間での導入ノウハウ」	71
東京都町田市 「基礎的自治体における本格導入の手順」	85
○第二分科会「新公会計制度の活用について」	
東京都 「新公会計制度の活用について」	121
大阪府 「セグメント毎の正確な財務情報の把握」	133
愛知県 「愛知県の新たな公会計制度(案)の概要について」	149
東京都町田市 「ミクロの視点での活用方法」	171
【寄稿】	
新潟県 「新公会計制度の導入について」	197

基調講演

「市民目線に立った行政経営のために」

市民目線に立った 行政経営のために

セミナー「経営ツールとしての新公会計制度」
基調講演
平成24年11月13日

関西大学大学院会計研究科教授
公認会計士・大阪府監査委員

清水 涼子

企業会計の歩み

- ◎ 失敗と克服の歴史
 - ・ 会計ルールが経営者の行動を左右
 - ・ 会計ルールの盲点を利用した約束
→ 隠れ借金、倒産、産業の崩壊
- ◎ 公会計も同様の努力が必要
 - ・ 民間と政府との境界がますます曖昧に
 - ・ 民間企業並みの説明責任が求められる

これまでの公会計

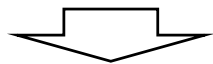
- ◎ 不透明な政府の財政
- ◎ 政策失敗の影響や責任の所在も不明確



- ◎ 有権者に対する政治家の過大な公約
- ◎ 受給権を当然の権利と考える心理
- ◎ 若年層から搾取し高齢者層に分配するスキーム等

大阪府の新公会計制度 目的

- ◎ 府民へのさらなる財務情報の開示
- ◎ 職員の意識改革
- ◎ PDCAサイクルの構築による
マネジメント改革



- ◎ 平成23年度財務諸表の公表
(平成24年9月)
(各会計合算、会計別、部局別、事業別)

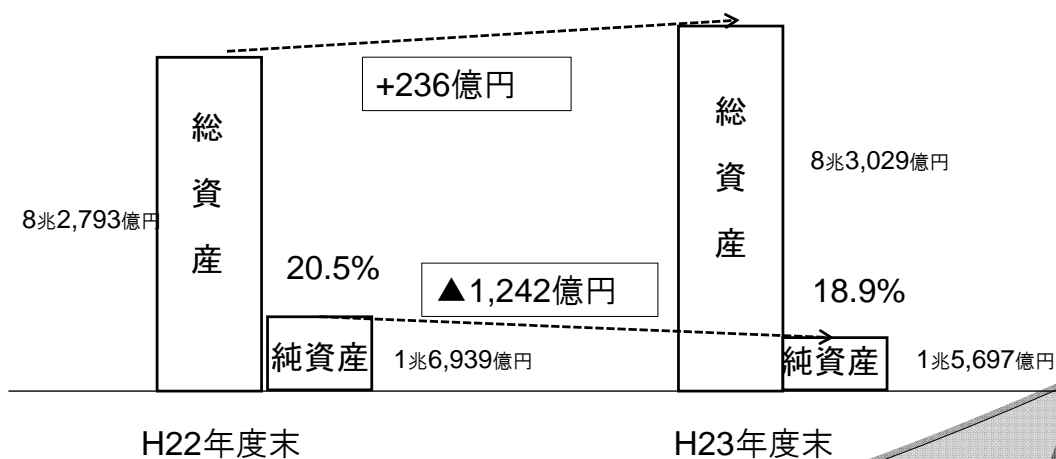
大阪府の新公会計制度 官庁会計との比較

“実質収支が4年連続黒字”

- 実質収支は124億円と、4年連続で黒字を維持
(注) 今回の実質収支額は、最終予算の段階で想定したよりも税収の落ち込みが小さかったこと、正確な捕捉が難しい医療費公費負担事業などで歳出不用額が生じたことなどによるもの。
 - 府税収入は4年連続で減少。
 - 制度融資の再構築などにより、決算規模（実質規模）は縮小。
 - 地域整備事業会計を廃止するなど、財政のリスクマネジメントに適切に対応。
- (出典：平成23年度普通会計決算見込みの概要（平成24年7月）)

大阪府の新公会計制度 官庁会計との比較

◎ 収支は黒字、しかし・・・



大阪府の新公会計制度 行政コスト計算書

(平成23年4月1日～平成24年3月31日)

行政収入	2兆629億円
行政費用	2兆1,287億円
行政収支差額	▲657億円
金融収支差額	▲832億円
通常収支差額	▲1,490億円
特別収入	577億円
特別費用	329億円
特別収支差額	248億円
当期収支差額	▲1,242億円

<http://www.pref.osaka.jp/kaikei/newzaimusyohyou-hin/index.html>

7

大阪府の新公会計制度 純資産変動分析表

区 分	純資産増加	純資産減少	増加－減少	残高
前期末純資産残高				1兆6,939億円
【当期増減内容】				
I 固定資産のうち負債を伴わない額の増減				
①事業用資産(建設仮勘定を含む)	-	302億円		
②インフラ資産(建設仮勘定を含む)	678億円	-		
③その他	1,780億円	-		
小 計	2,458億円	302億円	2,155億円	
II 資産の裏付けのない固定負債の増減				
①特別債		2,845億円		
②基金借入金	-	-		
③長期性債務(退職手当引当金等)	509億円	-		
小 計	509億円	2,845億円	▲2,336億円	
III その他の増減				
①その他の資産(負債を伴わないもの)	-	799億円		
②その他の負債(資産を伴わないもの)	-	262億円		
小 計	-	1,061億円	▲1,061億円	
I～IIIの増減合計	2,967億円	4,208億円	▲1,242億円	
当期末純資産残高				1兆5,697億円

8

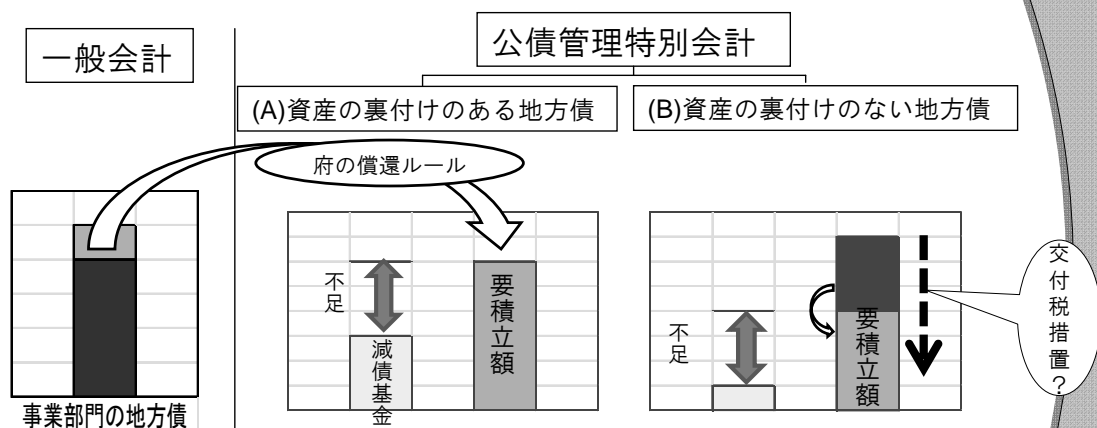
大阪府の新公会計制度 公債管理特別会計

(単位：億円)

科目	金額	科目	金額
I 流動資産		I 流動負債	
減債基金	1,041	地方債	315
その他	11	II 固定負債	
II 固定資産		地方債	2兆3,875
減債基金	1,773		
その他	1	負債合計	2兆4,190
資産合計	2,826	純資産	▲2兆1,364

9

大阪府の新公会計制度 公債管理特別会計



- ◎ (A) の不足額は将来世代負担、(B) では基金未繰入分の大部分が交付税措置される見込とされるが・・・

10

大阪府の新公会計制度 世代間負担の公平性

◎ 将来世代の負担額（試算）

公債管理特別会計の注記事項

(1) 臨時財政対策債等
ア 地方債残高
イ 減債基金残高
ウ 今後国から財政措置される見込額（※）
（ア-イ-ウ）将来世代の負担額

(2) (1)以外の府債
ア 地方債残高
イ 減債基金残高
（ア-イ）将来世代の負担

(3) 府の減債基金積立ルールに起因する負担
平成23年度末現在における減債基金の積立ルールは以下のとおりである。
ア 平成13年度以前に新規発行した府債に対応する減債基金
イ 平成14年度から平成23年度に新規発行した府債に対応する減債基金
ウ 上記の積立ルールに基づく積立額と償還額との差額（積立不足額）
を原因とした一般会計の負担見込額××百万円

※償還財源については基準財政需要額への算入を通じて措置されることになるが、
（府の計算仮定を記載）のように算定し、今後国から財源措置される見込額について算定し
ている。

（出典：大阪府監査委員意見（平成24年10月5日公表））

11

大阪府の新公会計制度 潜在的なリスクの開示

◎ 出資金の評価

関西国際空港土地保有株式会社（旧関西国際空港株式会社）から新関西国際空港株式会社に承継される資産及び負債のうち資産については、法律により国に設置された評価委員会において評価がなされる予定で、これに基づき同土地保有会社の開始貸借対照表も作成される予定です。

（出典： 関西空港関連事業特別会計注記）

◎ 道路公社の財源不足見込額1,054億円
（料金徴収期間延長等の方策を採った場合でも666億円）

◎ 土地開発事業（地域整備事業会計）の一般会計への継承と三セク債の発行

（出典： 以上2件は大阪府監査委員意見（平成24年10月5日公表））

12

大阪府の新公会計制度 管理事業別財務諸表

PDCAサイクル（イメージ）

予 算 (A)				キャッシュ・フロー計算書(B)		(A)-(B)	分析
科目	当初	補正・流用	最終予算	科目	金額		
委託料	14,000		14,000	投資活動支出(委託料)	13,262	738	××
工事請負費	101,899	△ 38,648	63,251	投資活動支出(工事請負費)	63,200	51	××
その他	5,789	△ 2,458	3,331	行政サービス活動支出(その他)	3,128	203	××
予算計	135,688	△ 41,106	94,582				
職員費			98,756	行政サービス活動支出(給与関係費)	92,642	6,114	××
合計			193,338	合計	172,232	21,106	××

13

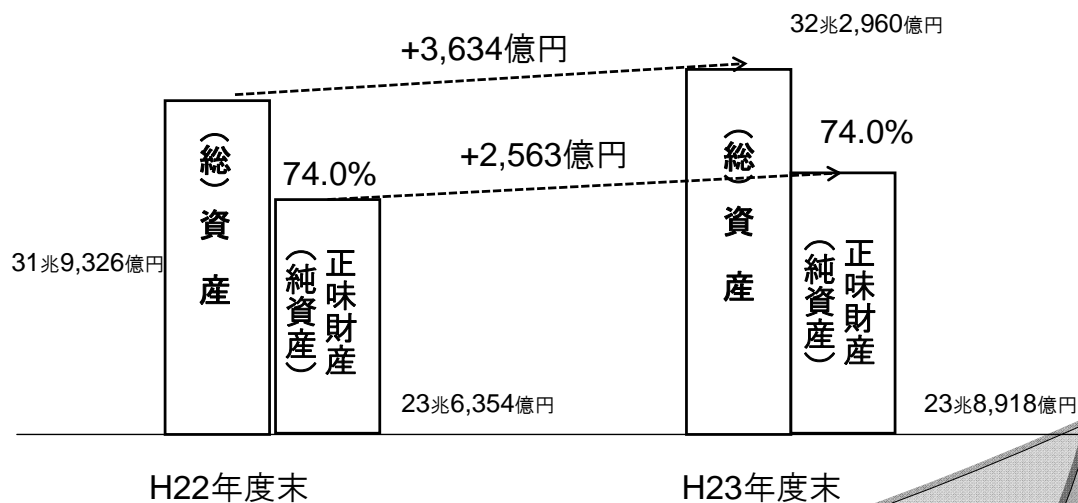
大阪府の新公会計制度 課題

- ◎ 世代間負担を考慮した政策決定と適切な資源配分
 - ・ 年次財務報告（アニュアル・レポート）
 - ・ 予測財務諸表 等の作成
- ◎ 部局別年次報告書によるPDCAサイクルの確立
- ◎ 管理事業別のPDCAサイクルと経営責任の明確化
 - ・ 管理事業別の予算vs実績分析
 - ・ 適切な評価指標の設定と成果の分析

14

東京都の新公会計制度

◎ 税収は4年連続減少したが・・・



15

東京都の財政運営の特徴

- ◎ 都債の活用
 - ・ H12年度以降、都債発行の抑制
(都債依存度7.3%)
 - ・ H23年度は、これまで培った発行余力を活用
- ◎ 基金の活用
 - ・ 都税収入の比較的好調だった期間に積立
その後の取崩しを極力縮減
- ◎ 徹底した効率化と必要な投資の実行
 - ・ H19年度比人件費▲7.3%、投資的経費+10.2%

(出典：平成23年度東京都年次財務報告書)

16

国の財政状態

国の貸借対照表
(一般会計+特別会計)

(単位:兆円)

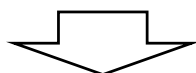
	前年度	22年度		前年度	22年度
<資産の部>			<負債の部>		
現金・預金	18.8	15.7	未払金等	10.8	11.3
有価証券	91.7	89.3	政府短期証券	96.8	90.7
未収金等	14.1	13.7	公債	720.6	758.7
貸付金	155.0	148.0	借入金	21.9	23.1
運用寄託金	121.4	115.6	預託金	8.8	6.1
貸倒引当金	△ 2.6	△ 2.7	責任準備金	9.9	9.7
有形固定資産	184.5	182.7	公的年金預り金	130.4	123.9
無形固定資産	0.3	0.2	退職給付引当金等	12.4	11.6
出資金	58.2	57.4	その他の負債	8.0	7.9
その他の資産	5.6	5.1	負債合計	1,019.6	1,042.9
			<資産・負債差額の部>		
			資産・負債差額	△ 372.5	△ 417.8
資産合計	647.0	625.1	負債及び資産・負債差額合計	647.0	625.1

(出典：平成22年度「国の財務書類」の説明(財務省主計局))

17

国の財政状態

- ◎ 資産・負債差額は▲45.2兆円の悪化
- ◎ 主な要因は、財源不足▲41.7兆円



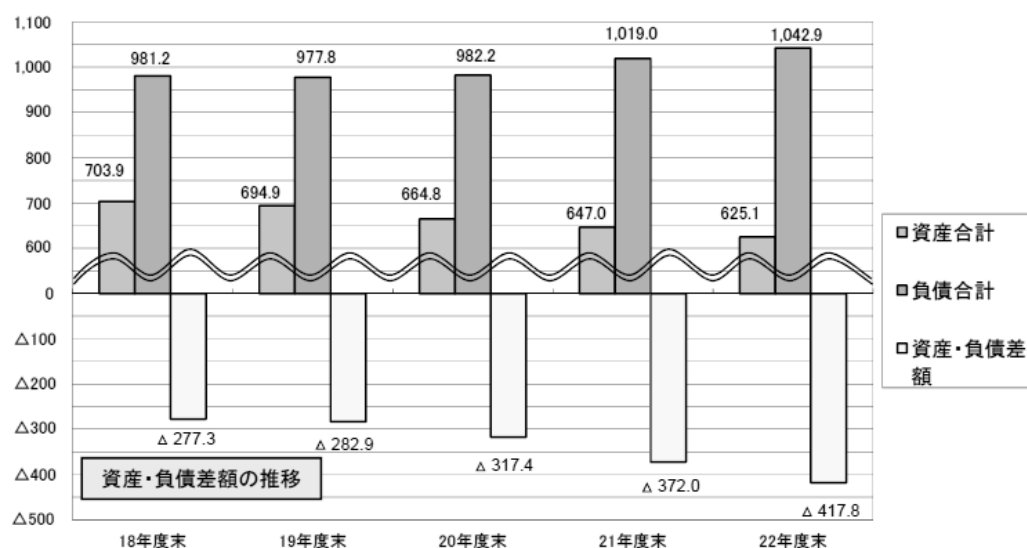
- ◎ 1年間の業務費用を財源で賄いきれない
- ◎ 財源不足分については、公債を発行して確保

(出典：平成22年度「国の財務書類」の説明(財務省主計局))

18

国の財政状態

ストックの推移：資産・負債差額はこの5年間で140.4兆円拡大
(兆円)



(出典：平成22年度「国の財務書類」の説明(財務省主計局))

世界的な公的債務危機

- ◎ ユーロ圏の混乱
ギリシャやその他の周辺国に加盟を促し、信用力の向上から便益を得るようインセンティブ付けた。
⇒市場改革など構造的問題の改善遅れる。
- ◎ 全世界的に人口動態の大きな変化
⇒現在の政府は将来を担保に現在の便益を充実させているのではないか？

公会計の一層の充実が必要

- ◎ 会計の質の改善が必要
 - ∵ 「会計・予算」制度が行動を左右する
- ◎ ヨーロッパ先進国においても公会計改革は十分ではなかった
 - 偶発債務、将来の公共サービス（財政）の持続可能性に関する情報の欠如

21

市民目線に立った行政経営

- ◎ 「公共の利益」（public interest）に沿った行政経営と市民の信頼確保のために・・・
- ◎ 現状の正確な財政状態の把握と説明
- ◎ 政策の財政的影響の把握と説明
- ◎ 現状の財政状態、将来のリスク、国の制度の不備等、さまざまな不透明性を念頭においた行政経営の必要性

22

ご清聴有難うございました

第一分科会

「新公会計制度の導入に向けて」

東京都

「固定資産台帳整備の基本手順について」

固定資産台帳整備の 基本手順について

平成24年11月13日
東京都会計管理局

* 東京都会計制度改革研究会について

■ 設置目的

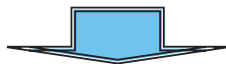
制度改革を進める際に直面する実務的な課題の解決策等を、都と都内
区市町村とが意見交換しながら共同で研究する目的で設置
(参加団体数:50区市町村/平成24年10月末現在)

■ これまでの検討内容

- 公会計制度改革を進める上での課題と解決策の研究
 - ・ 財務諸表の活用について
自治体から実例の発表(東京都、港区、町田市)
 - ・ 固定資産台帳の整備について

* 固定資産台帳整備の状況について

多くの自治体では、正確な財務諸表の作成に必要な台帳の整備があまり進んでいない状況が明らかに



具体的な作業手順や資産の評価方法に関する情報が少なく、台帳整備になかなか踏み出せないことが一因



準備作業の負担感等から、資産評価のハードルが高くなっている状況

3

* 「固定資産台帳整備の基本手順(案)」について

東京都会計制度改革研究会では、実務の対応を行う組織が限られ、経験の少ない区市町村においても、資産評価等に円滑に取り組めるよう研究

- 台帳整備を進めている自治体の取組事例や専門家の意見等も参考に、都と区市町村とが共同で取り纏めている。
- ワーキンググループを開催し、検討内容の有効性を実地に検証している。

4

* 固定資産台帳整備の基本手順(案)の構成

- ☆ 道路編（用地・舗装）
- ☆ 道路編（橋梁・トンネル）
- ☆ 公園編

5

☆ 道路編（用地・舗装）

* 現 状

自治体が管理する道路については、法定台帳である道路台帳に面積や延長等が記載されている。

この道路台帳を基に価格を算定するには、実際に取得した時点の契約書類等が必要となるが、古い契約書は保存年限が経過しているため多くは現存しておらず、さらに件数も多いことから膨大な事務作業が必要である。

6

* 価格算定の前提

■ 道路の範囲

年度別の「東京都道路現況調書」に面積・延長が記載されている道路

■ 価格算定の起算点

昭和30年度が起算点

■ 道路用地・道路舗装の価格算定を進める上で必要なデータ

○ 道路用地

- ・ 東京都道路現況調書
- ・ 東京都基準地価格
- ・ 市街地価格指数

○ 道路舗装

- ・ 東京都道路現況調書
- ・ 道路幅員別の舗装参考単価
- ・ 建設工事費デフレーター

7

* 道路用地に係る取得価額の算定

「数量」(年度別の道路用地面積)

×

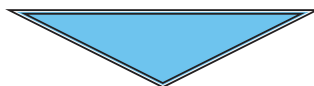
「単価」(年度別の基準地価格)

- 次年度以降は、道路現況調書の前年度の道路面積と比較し、当該年度の面積が増えた場合は、増えた面積に当該年度の単価を掛けて取得価額を増額

8

* 道路舗装に係る取得価額の算定

$$\begin{array}{c} \text{「数量」(年度別の幅員別延長)} \\ \times \\ \text{「単価」(幅員別の舗装参考単価)} \end{array}$$



○ 次年度以降は、幅員別に前年度の道路現況調書の幅員別延長と比較し、当該年度の延長が伸びた場合は、伸びた延長に当該年度の舗装単価を掛けて取得価額を増額

* 「道路用地及び舗装の取得価額一覧表」の作成

- 道路用地・舗装について、順次昭和30年度～直近年度までの、年度別の取得価額を算定
- この算定結果を下表の要領で団体内の道路用地及び舗装の取得価額を一覧で確認可能な資料へ記入することで、開始貸借対照表へ計上する資産額を把握

年 度	道 路						舗 装										
	合計		19.5m以上		13m以上		未改良		道路用地		19.5m以上		13m以上		未改良		道路舗装 取得価額合計 (理論値)
	延長 (m)	面積 (㎡)	延長 (m)	面積 (㎡)	延長 (m)	面積 (㎡)	延長 (m)	面積 (㎡)	東京都基準地価格 (昭和30年度～49年度は 推計)	道路用地 取得価額合計 (理論値)	舗装単価	取得価額	舗装単価	取得価額	舗装単価	取得価額	
昭和30年度																	
昭和46年度	昭和46年度以前は、昭和47年度の「道路現況調書」に「年度別道路率表」の道路率をかけ、デフレートして推計																
昭和47年度																	
平成23年度																	

〔道路用地〕

取得価額の合計	
1mあたりの取得価額	
(参考) 現在価格の合計	

〔道路舗装〕

取得価額の合計	
1mあたりの取得価額	
(参考) 現在価格の合計	

* 具体的な算定方法①

- (例) ・ 昭和60年度から61年度に道路用地を取得
 ・ 幅員は、19.5m・13mの2種のみと仮定

年度	道 路								舗 装				
	ア 合計		19.5m以上		13m以上		イ 道路用地		19.5m以上		13m以上		道路舗装 取得価額合計 (円/畝)
	延長 (m)	面積 (m ²)	延長 (m)	面積 (m ²)	延長 (m)	面積 (m ²)	東京都基準地価格 (昭和30~49年度は 推計)	道路用地 取得価額合計 (円/畝)	舗装単価	取得価額	舗装単価	取得価額	
昭和60年度	20	600	10	400	10	200	100	60,000	10	100	5	50	150
昭和61年度	25	850	15	650	10	200	110	87,500	10	150	5	50	200

『昭和60年度の処理』⇒取得価額(道路用地)の算定

- ・昭和60年度の道路現況調書から「道路面積の合計」を転記し、同年度の「基準地価格」を掛ける。

$$\text{「数量」}600\text{m}^2(\text{ア}) \times \text{「単価」}100\text{円}(\text{イ}) = 60,000\text{円}$$

11

* 具体的な算定方法②

年度	道 路								舗 装				
	ア 合計		19.5m以上		13m以上		イ 道路用地		19.5m以上		13m以上		道路舗装 取得価額合計 (円/畝)
	延長 (m)	面積 (m ²)	延長 (m)	面積 (m ²)	延長 (m)	面積 (m ²)	東京都基準地価格 (昭和30~49年度は 推計)	道路用地 取得価額合計 (円/畝)	舗装単価	取得価額	舗装単価	取得価額	
昭和60年度	20	600	10	400	10	200	100	60,000	10	100	5	50	150
昭和61年度	25	850	15	650	10	200	110	87,500	10	150	5	50	200

『昭和61年度の処理』

- ・昭和60年度と61年度を比較し、61年度に増えた道路面積に、61年度の基準地価格を掛けて、年度内に取得した道路用地額を算定
- ・前年度までの道路用地額に、今回算定した価額を合計

$$\text{【年度内増加分】}(850\text{m}^2(\text{61年度道路現況調書}) - 600\text{m}^2(\text{ア})) \times 110\text{円}(\text{イ}) = 27,500\text{円}$$

$$\text{【道路用地価格】}60\text{年度取得価額}60,000\text{円} + \text{年度内増加分}27,500\text{円} = 87,500\text{円}(\text{ウ})$$

12

* 具体的な算定方法③

『道路用地及び舗装の取得価額一覧表』

- 以上の作業を行うことで、下記のとおり「道路用地及び舗装の取得価額一覧表」を作成し、道路用地と舗装、それぞれの開始貸借対照表へ計上する資産額を把握することができる。

年 度	道 路								舗 装				
	ア 合計		19.5m以上		13m以上		イ 道路用地		19.5m以上		13m以上		道路舗装 取得価額合計 (理論値)
	延長 (m)	面積 (㎡)	延長 (m)	面積 (㎡)	延長 (m)	面積 (㎡)	東京都基準地価 (昭和30～49年度は 推計)	道路用地 取得価額合計 (理論値)	舗装単価	取得価額	舗装単価	取得価額	
昭和60年度	20	600	10	400	10	200	100	60,000	10	100	5	50	150
昭和61年度	25	850	15	650	10	200	110	87,500	10	150	5	50	200

【道路用地】

取得価額の合計	¥87,500
1mあたりの 取得価額	102.9
(参考) 現在価格の合計	93,500

【道路舗装】

取得価額の合計	200
1mあたりの 取得価額	8.0
(参考) 現在価格の合計	200

- 「道路用地及び舗装の取得価額一覧表」作成後の年度については、実際の取得価額が把握できる場合は、その額を資産額として計上していく。

13

☆ 道路編(橋梁・トンネル)

* 現 状

橋梁等は、個別性の強い資産であり、構築する土地の地盤や、構造等によって、価格は大きく変動するため、本来は個別に算定することが望ましいと言える。

しかし、精緻に価格を算定しようとする、個々の資産の形状、地盤等を踏まえることが必要になるが、価格算定の前提となる情報を把握することは、用地等と同様に困難な状況である。

14

* 価格算定の前提

■ 橋梁及びトンネルの範囲

- 「道路台帳」に記載されている橋梁及びトンネルのうち、当該団体が資産計上するものを対象
- すでに取得価額が判明している橋梁及びトンネルがある場合や、団体独自の実績に基づく標準単価、価格算定方法等の設定が可能な場合は、団体の判断により、それらを使用

■ 価格算定の起算点

橋梁及びトンネルの価格算定は、昭和30年度が起算点(道路用地と同様)

■ 価格算定を進める上で必要なデータ

- 道路台帳又は橋梁等の管理台帳
- 橋梁・トンネルの参考単価
- 建設工事費デフレーター

15

* 取得価額の算定

「数量」(橋梁又はトンネルの面積)
×
「単価」(参考単価を年度別にデフレート)

- 橋梁又はトンネルの面積(m²)に、供用開始年度にデフレートした参考単価を掛けて、取得価額を計算
- 個々の資産につき、以上の価格算定を行い合計

16

☆ 公園編

* 現状

自治体が管理する公園については、「公園台帳」に開園年月日や面積等が記載されている。

価格情報がない場合に、精緻に価格を算定しようとする、個々の公園の状況等を踏まえることが必要となるが、価格算定の前提となる情報を把握することは、これまでの資産と同様に、困難な状況である。

17

* 価格算定の前提

■ 公園の範囲

- 「公園調書」に記載のある公園のうち、自治体が設置・管理かつ所有している公園用地の面積(m²)について価格算定
- すでに取得価額が判明している公園は、その価格情報を使用

■ 価格算定の起算点

公園の価格算定は、昭和30年度が起算点(道路用地等と同様)

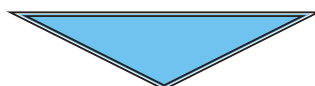
■ 価格算定を進める上で必要な書類

- 公園調書
- 東京都基準地価格
- 市街地価格指数

18

* 取得価額の算定

$$\begin{array}{c} \text{「数量」(公園用地の面積)} \\ \times \\ \text{「単価」(年度別の基準地価格)} \end{array}$$



「公園調書」に記載されている公園のうち、所有する公園ごとの用地面積（数量 m^2 ）に、原則開園年度の基準地価格を単価として掛けて算出

19

* 「公園用地の取得価額一覧表」の作成

- 公園調書の情報を、下記「公園用地の取得価額一覧表」に入力し、取得価額の合計を合算することで、公園用地の資産額を把握することが可能
- すでに取得価額が判明している公園用地は、その価格情報を「公園用地の取得価額一覧表」の「公園用地(取得価額)」欄へ転記

① 「算定方法」、「基準地価格」、「公園用地の価格」を入力する3列を挿入する。

③ 【基準地価格】・・・
実際の価格算定をするために、この欄に計算式を入れる。
算定年度の基準地価格×区市町村所有分の面積＝取得価額
【基準地価格以外】・・・
把握している取得価額を入力する。

	公園名	位置	面積 m^2	土地所有別 m^2	算定方法	基準地価格 (単価)	公園用地の価格 (取得価額)	開園年月日 移管年月日	種別	備考	基準地価格 (年度)
1											
2	② 各公園の用地算定方法を入力する。 (基準地価格、台帳価格、対象外等)										
3											
4											
					【公園用地】 取得価額の合計		0				
					(参考) 現在価格の合計		0				

20



最 後 に

基本手順の作成においては、皆さまからのご意見をいただき、必要に応じて反映させていきたいと考えておりますので、ご意見等のある方は、下記までご連絡ください。

東京都 会計管理局 管理部 会計企画課 新公会計制度係

E-mail: S0000539@section.metro.tokyo.jp 又は FAX:03-5388-1626

ご清聴ありがとうございました

セミナー資料

固定資産台帳整備の基本手順（案）

平成24年11月13日

東京都会計制度改革研究会

目次

本手順の考え方	34
1 道路編（用地・舗装）	
1. はじめに	35
(1) 価格算定の起算点	35
(2) 価格算定する道路用地及び舗装の範囲	35
(3) 用意するもの	36
2. 価格算定	37
(1) 用いる数量と単価	37
(2) 取得価額の算定	39
(3) 現在価格の算定【参考】	41
(4) その後の処理	42
3. 具体的な価格算定例	43
作業1（初年度の道路用地及び舗装の取得価額を算定する）	43
作業2（道路用地・舗装が増加した場合）	43
作業3（道路用地・舗装が減少した場合）	44
作業4（その後の作業）	45
2 道路編（橋梁・トンネル）	
1. はじめに	46
(1) 価格算定の起算点	46
(2) 価格算定する橋梁及びトンネルの範囲	46
(3) 用意するもの	46
2. 価格算定	47
(1) 用いる数量と単価	47
(2) 取得価額の算定	48
(3) 現在価格の算定【参考】	48
(4) 価格算定後の留意点	49
3. 具体的な価格算定例	49
(1) 橋梁	49
作業1（橋梁の取得価額を算定する）	49
作業2（その後の作業）	50
(2) トンネル	50
作業1（トンネルの取得価額を算定する）	50
作業2（その後の作業）	51

3 公園編	
1. はじめに	52
(1) 価格算定の起算点	52
(2) 価格算定する公園の範囲	52
(3) 価格をつける対象	52
(4) 用意するもの	53
2. 価格算定	53
(1) 用いる数量と単価	53
(2) 取得価額の算定	53
(3) 現在価格の算定【参考】	56
(4) その後の処理	56
3. 具体的な価格算定例	57
作業1 (「都市公園」用地の取得価額を算定する)	58
作業2 (「都市公園以外の公園」用地の取得価額を算定する)	59
作業3 (その後の作業)	59
別紙1 東京都基準地価格 (昭和30年度～49年度は推計)	61
別紙2 都内区市町村 幅員別舗装参考単価表	67
別紙3 都内区市町村 年度別道路率表 (昭和30年度～47年度)	68
別紙4 都内区市町村 橋梁・トンネル参考単価表	69

本手順の考え方

複式簿記・発生主義会計による新公会計制度の導入は、行財政運営に経営の視点をさらに取り入れることや、住民に対して一層説明責任を果たす観点などから、極めて重要である。

自治体が新公会計制度を本格導入するためには、固定資産台帳の整備など、実務的な課題を一つひとつ乗り越えていくことが必要であるが、多くの自治体は、こうした制度構築に取り組んだ経験がなく、課題解決に必要なノウハウが不足しているという現状がある。

このため、都内自治体の公会計制度改革を一層推進するため、平成 23 年 12 月に都と都内区市町村が共同で「東京都会計制度改革研究会」を発足させた。

※参加団体数：50 区市町村（平成 24 年 10 月末日時点）

研究会での意見交換などを通じ、都内区市町村では、財務諸表作成に必要な固定資産台帳の整備があまり進んでいない状況が改めて浮き彫りになった。

固定資産台帳は、正確に資産を洗い出し、評価を行い、その結果を取りまとめるという手順で作成していくが、現状、台帳整備の具体的な作業手順や資産の評価方法に関する情報が少なく、特に固定資産の多くを占める道路、橋梁等のインフラ資産の評価に際して、適切に活用できる指針がないことなどから、自治体が台帳整備になかなか踏み出せないという実態がある。

そこで研究会では、財務諸表作成の出発点として、全ての団体が取り組む必要がある固定資産台帳の整備について、先進団体の事例などを参考に、基本となる資産の評価方法を具体的に検討し、その評価を行うための作業手順などを整理した「固定資産台帳整備の基本手順（案）」を研究会参加団体と共同して取りまとめることとした。

基本手順は、とりわけこれから台帳整備に取り組む自治体向けに、取り組みやすさを重視し、開始貸借対照表へ計上する資産額を簡易かつ円滑に把握することを目的としている。

今回は基本手順のうち、道路編及び公園編の案を取りまとめた。

道路及び公園については、固定資産の多くを占めながら、多くの自治体で価格情報を備えておらず、資産評価の際も実務上、判断に迷う点が多いため、基本手順において最初に検討を進めることとし、研究会及び同ワーキンググループにて、都内区市町村と意見交換や、実地における検証を重ねてきたものである。

この基本手順を、これから固定資産台帳の整備を進めていく団体に積極的に活用していただき、円滑な台帳整備が可能となることで、多くの団体にとって新公会計制度の存在が身近になれば幸いである。

1 道路編（用地・舗装）

1. はじめに

これまで、多くの自治体では、道路に関する価格情報を保有してこなかった。

自治体で管理する道路（用地・舗装）については、法定台帳である「道路台帳」に面積や延長の情報が記録されているが、この台帳には価格情報の記載が求められていないことから、そこに価格情報が記載されていることは非常に少ない。

また、この道路台帳を元に価格を算定し、付与するには、実際に取得した時点の契約書類等が必要だが、これらの書類には保存年限があるためほとんど現存しておらず、さらに件数も多いことから、膨大な事務作業が必要となり、自治体において固定資産台帳整備が進まない原因のひとつとなっている。

こうした問題点を解決するため、この基本手順では、様々な性質の土地を網羅し、かつ相当程度過去に遡って価格を把握できる単価と、道路の面積及び延長を一覧できる資料（道路現況調書）の情報をを用いて、簡易かつ円滑に適切な価格情報を算定できる方法を取りまとめた。

（1）価格算定の起算点

道路用地及び舗装の価格算定は、昭和 30 年度を起算点とする。

昭和 30 年度以前に取得した道路用地及び舗装は、全て昭和 30 年度に取得したと仮定する。

起算点を昭和 30 年度とする理由は、道路用地の過去の単価算定に用いる「市街地価格指数」のデータが、昭和 30 年度までしか追えないためである。

なお、現行の道路法は、昭和 28 年度から施行されており、昭和 30 年度以前の道路を昭和 30 年度に取得したものとみなしても、大きな差異はないと考えられる。

（2）価格算定する道路用地及び舗装の範囲

本手順において価格算定する道路用地及び舗装は、区市町村が管理し、年度別の「東京都道路現況調書」の区市町村道・車道幅員別内訳に面積及び延長が記載されている区市町村道とする。

年度別の道路現況調書上での幅員別面積（道路用地）及び延長（道路舗装）の増減をもって、供用開始または終了したものとみなして価格算定を行う。

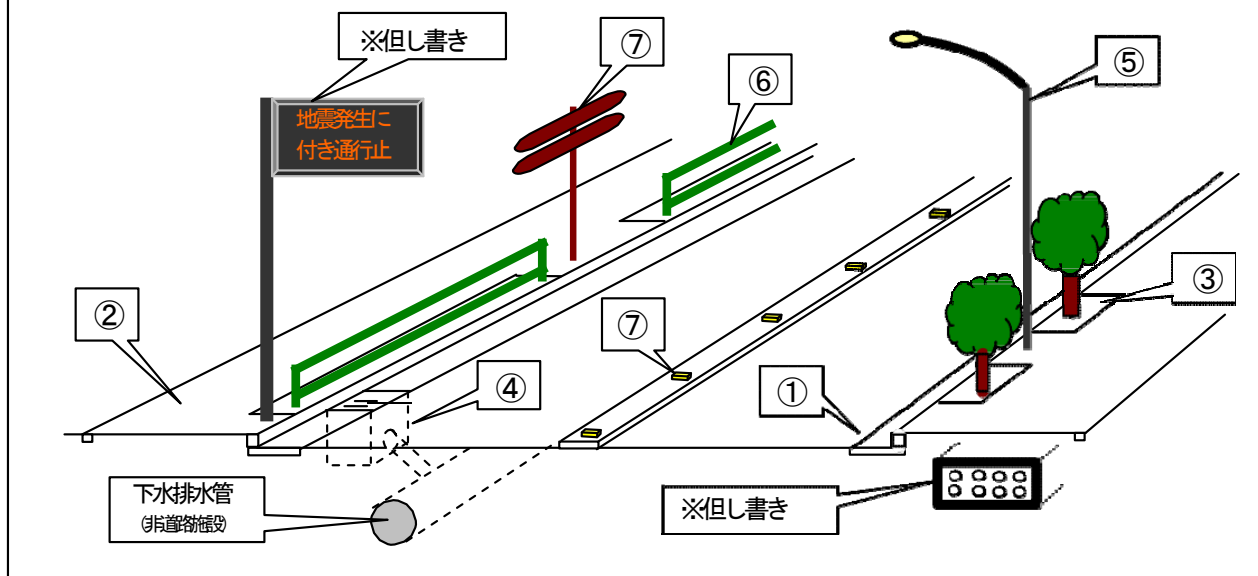
なお、道路舗装については、算定した価格に、ガードレール・信号機・案内板等、道路の基本機能である歩行者と車両の通行確保に必要な附属構造物を含むものとする。

※道路舗装に含まれる附属構造物は、次ページ参照。

道路舗装に含まれる施設は、以下の①から⑦のとおりとする。

- ① 車道舗装（中央帯を含む）
- ② 歩道舗装（縁石を含む）
- ③ 植樹柵及び植樹帯（街路樹は除く）
- ④ 路面排水施設（街きよを含む）
- ⑤ 路面照明施設
- ⑥ 車両逸脱及び歩行者等の保護を目的として設置する防護柵類
- ⑦ 標識類・反射板等交通安全施設

※ ただし横断歩道橋等、電線類地中化施設、電気及び機械設備を有する施設は除く



(3) 用意するもの

①道路用地・・・

○都建設局作成「東京都道路現況調書」（以下、「道路現況調書」とする。）

東京都における道路の現況を明らかにし、道路整備計画の立案、策定及び道路施設の管理に関する基礎資料を得ることを目的とする。道路法 77 条(の準用)に基づく調査。

昭和 46 年度より刊行。各公的機関の統計数値を用いており、道路台帳 1 枚 1 枚の幅員別の延長・面積を合計したものと、道路現況調書の延長・面積の合計とは基本的に一致する。

○都財務局作成「東京都基準地価格」（以下、「基準地価格」とする。）

都道府県調査。地価公示価格とほぼ同様の役割だが、都市計画区域外も対象となり、地価公示価格に比べて対象が広範囲。都内区市町村別のデータは昭和 50 年度から把握可能。

○（一財）日本不動産研究所作成「市街地価格指数」

市街地の宅地価格の推移を示す指標。昭和 30 年度から把握可能。

なお、本基本手順では市街地価格指数のうち、「用途地域別市街地価格指数」を用いる。

②道路舗装・・・

○「道路現況調書」

○「都内区市町村 幅員別舗装参考単価」

(単位：円/m)

幅員	19.5m 以上	13m 以上	5.5m 以上	5.5m 未満	未改良
単価	479,500	346,100	188,300	130,900	130,900

○国土交通省作成「建設工事費デフレーター」

本手順においては建設工事費デフレーター（平成 17 年度基準）の「一般道路」の指数を用いる。

2. 価格算定

(1) 用いる数量と単価

道路の価格算定に用いる数量と単価は下記のとおり。

①道路用地・・・

数量：年度別の「道路現況調書」の幅員別面積 (m²) の合計

→数量の考え方は次ページ 参考 1「各数量の算定方法」参照

単価：年度別の「基準地価格」(区市町村別・用途別平均価格)の「全用途」の価格

都内区市町村の昭和 30 年度～平成 23 年度の単価は、別紙 1「東京都基準地価格」のとおり。

なお、「全用途」とは、各区市町村における全ての基準地の価格の和を、全ての基準地数で除した、その区市町村の基準地価格の平均値である。

→単価の考え方は次ページ 参考 2「各単価の算定方法」参照

②道路舗装・・・

数量：年度別の「道路現況調書」の幅員別延長 (m)

→数量の考え方は次ページ 参考 1「各数量の算定方法」参照

単価：「都内区市町村 幅員別舗装参考単価」

都内区市町村の昭和 30 年度～平成 23 年度の単価は、別紙 2「都内区市町村 幅員別舗装参考単価表」のとおり。

→単価の考え方は次ページ 参考 2「各単価の算定方法」参照

※ 都内区市町村の道路用地及び舗装については、昭和 30 年度～平成 23 年度分を取得価額で算定し、別途電子データをご用意している。

参考1：各数量の算定方法

①道路現況調書（道路用地・道路舗装両方で用いる）

（i）昭和47年度～直近年度

下記のとおり年度別の「道路現況調書」（区市町村道・車道幅員別内訳）を用いる。

○道路用地：幅員別面積（㎡）の合計

○道路舗装：幅員別延長（m）の区分ごとの計（区分は下記のとおり）

- ・ 車道幅員 19.5m以上
- ・ 車道幅員 13m以上～19.5m未満
- ・ 車道幅員 5.5m以上～13m未満
- ・ 車道幅員 5.5m未満
- ・ 未改良の計

（ii）昭和30年度～昭和46年度

道路現況調書がないので、下記計算式のとおり昭和47年度の道路現況調書の数値に、別紙3「都内区市町村 年度別道路率表（昭和30年度～47年度）」の指数をかけてデフレーターし、年度別の推計値を求める。

なお、用いる道路率指数は区部・多摩地域・島しょ部でそれぞれ異なる。

○道路用地：昭和47年度の幅員別面積（㎡）の合計×年度別の道路率指数

○道路舗装：昭和47年度の幅員別延長（m）の区分ごとの計×年度別の道路率指数

参考2：各単価の算定方法

①道路用地の単価

（i）昭和50年度～直近年度

年度別の「基準地価格」（区市町村別・用途別平均価格）の全用途の価格を用いる。

（ii）昭和30年度～昭和49年度

基準地価格がないので、昭和50年度の「基準地価格」を「用途地域別市街地価格指数」でデフレーターし、年度別の推計値を求める。

なお、地域によって用いる市街地価格指数が異なる。

○区部・多摩地域の市部：「六大都市」を用いる。

○多摩地域の町村・島しょ部：「その他の都市」を用いる。

②道路舗装の単価

平成21年度の町田市における、舗装工事施工実績に基づく「都内区市町村 幅員別舗装参考単価」を、国土交通省作成の「建設工事費デフレーター（一般道路）」でデフレーターし、年度別の推計値を求める。

(2) 取得価額の算定

年度別の道路現況調書上での区市町村道の面積・延長の増減をもって、道路が供用開始または終了したものとみなし、数量（㎡またはm）に単価（円）をかけて算定する。

①道路用地

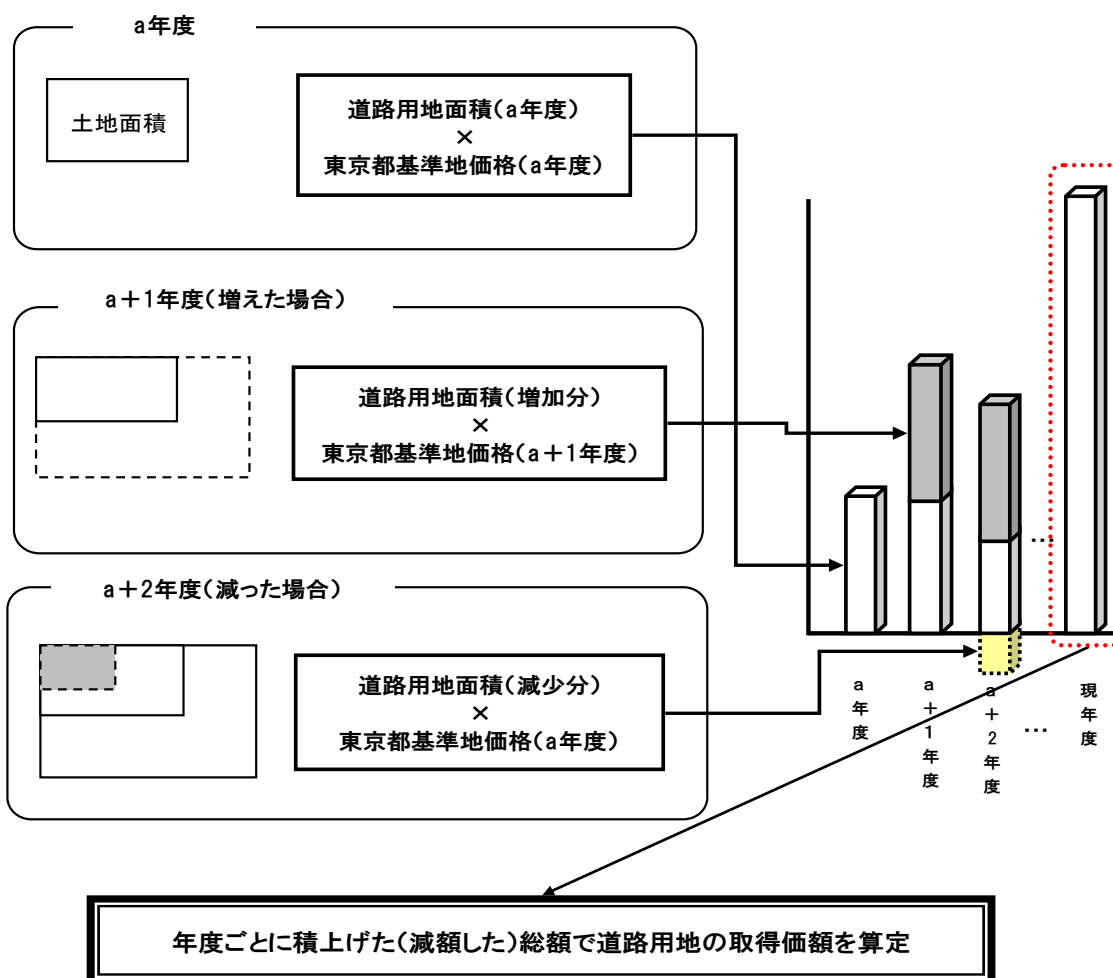
【計算式】 (数量)

(単価)

年度別の「道路現況調書」 幅員別面積（㎡）の合計	×	年度別の「基準地価格」の 全用途の価格（円）
-----------------------------	---	---------------------------

- まず、数量である昭和 30 年度の道路現況調書の幅員別面積の合計に、同年度の基準地価格を単価としてかけて、基本となる道路用地の取得価額を計算する。
- 次年度以降は、道路現況調書の前年度の道路面積と比較し、今年度の面積が増えた場合は、増えた面積に、単価である今年度の基準地価格をかけて、取得価額を増やす。
- 前年度の道路面積と比較し、今年度の面積が減った場合は、残存する最も古い道路用地が減ったと考えて、今年度減った面積に、残存する最も古い年度の基準地価格をかけて取得価額を減らす。

道路用地の取得価額



②道路舗装

【計算式】 (数量)

年度別の「道路現況調書」
幅員別延長 (m)

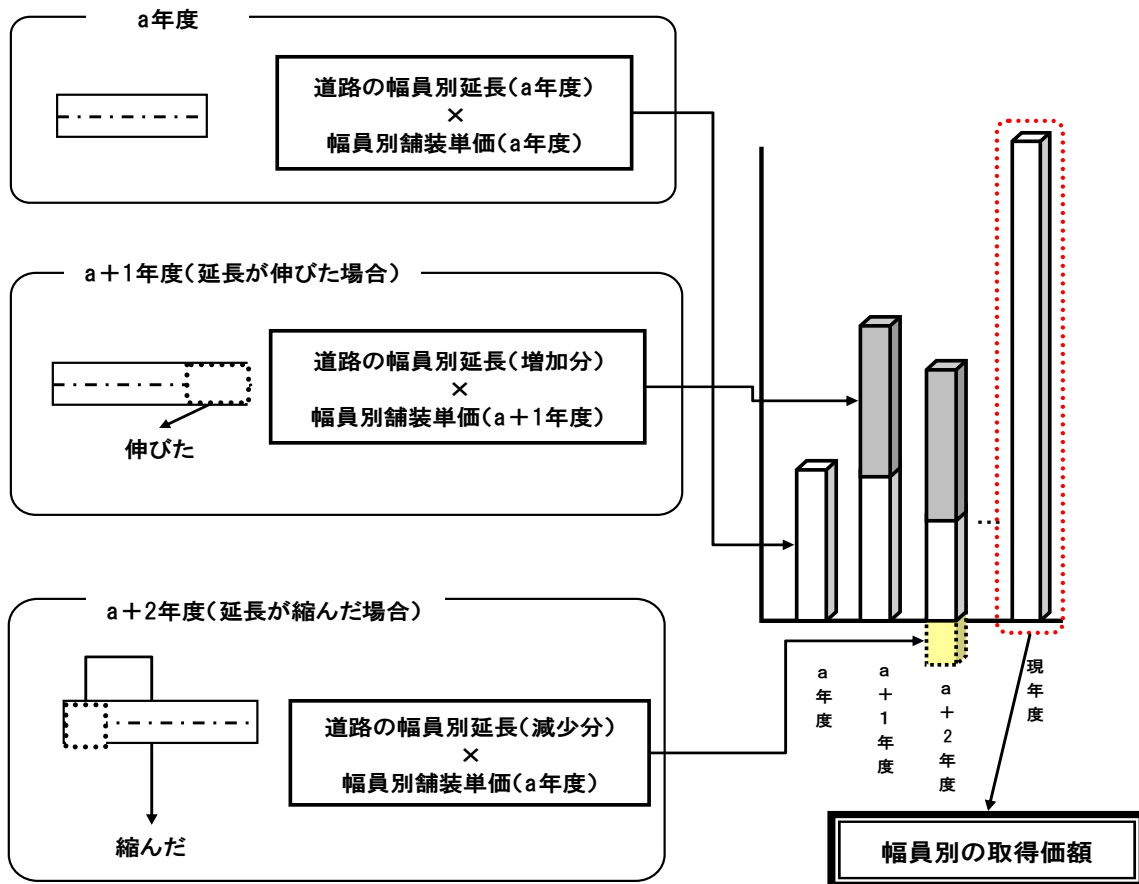
×

(単価)

「幅員別舗装参考単価」
を年度別にデフレート

- まず、数量である昭和 30 年度の道路現況調書にある、幅員別延長の区分ごとの計に、道路幅員別の舗装単価をかけて、道路舗装の取得価額を計算する。
- 次年度以降は、前年度の道路現況調書にある、幅員別延長の区分ごとの計と比較し、今年度の延長が伸びた場合は、伸びた延長に今年度の舗装単価をかけて取得価額を増やす。
- 前年度と比較し、今年度の延長が縮んだ場合は、残存する最も古い舗装が減ったと考えて、今年度縮んだ延長に、残存する最も古い年度の舗装単価をかけて取得価額を減らす。
- 最後に、幅員別延長の区分ごとの舗装額を合計し、年度ごとの舗装額を算定する。

道路舗装の取得価額



幅員別に計算した価格を合計し、道路舗装の取得価額を算定

③「道路用地及び舗装の取得価額一覧表」の作成

ここまでの算定方法（①道路用地、②道路舗装）に沿って、順次昭和30年度～直近年度までの、年度別の取得価額を算定していく。

この算定結果を、下表の要領で自団体の道路用地及び舗装の取得価額が一覧できる資料へ落とし込み、開始貸借対照表への計上額を把握できる。

年 度	道路現況調査										道路用地		道路舗装					
	合計		19.5m以上		13m以上		未改良		東京都基準地価格 (昭和30年度～49年度は 推計)	道路用地 取得価額合計 (理論値)	19.5m以上		13m以上		未改良		道路舗装 取得価額合計 (理論値)	
	延長 (m)	面積 (㎡)	延長 (m)	面積 (㎡)	延長 (m)	面積 (㎡)	延長 (m)	面積 (㎡)			舗装単価	取得価額	舗装単価	取得価額	舗装単価	取得価額		
昭和30年度 ～ 昭和44年度 昭和45年度 昭和46年度 昭和47年度 ～ 昭和49年度 昭和50年度 ～ 平成23年度	昭和46年度以前の道路面積と延長は、「道路現況調査」が無いため、昭和47年度の「道路現況調査」の数値に、「年度別道路率表」の指数をかけてデフレートし、年度別の推計値を求める。								昭和49年度以前は「基準地価格」が無いため、昭和50年度の「基準地価格」に市街地価格指数をかけてデフレートし、年度別の推計値を求める。		「都内区市町村 幅員別舗装参考単価」に、国土交通省作成の「建設工事費デフレーター（一般道路）」をかけてデフレートし、年度別の推計値を求める。							
昭和47年度以降の道路面積と延長は、都建設局発行の「道路現況調査」から抽出。								昭和50年度以降は「基準地価格」を使用。										
										【道路用地】		【道路舗装】						
										取得価額の合計		取得価額の合計						
										1㎡あたりの取得価額		1㎡あたりの取得価額						
										(参考) 現在価格の合計		(参考) 現在価格の合計						

(3) 現在価格の算定【参考】

直近年度の区市町村道の面積または延長を数量（㎡またはm）として、直近年度の単価（円）をかけて算定する。

なお、本手順では取得価額による算定を推奨するため、現在価格の算定方法は参考情報に留める（上記の「道路用地及び舗装の取得価額一覧表」へも、参考情報として合計額欄を設けている）。

①道路用地

【計算式】 (数 量)

直近年度の「道路現況調査」
幅員別面積（㎡）の合計

×

(単 価)

直近年度の「基準地価格」
の全用途の価格

②道路舗装

【計算式】 (数 量)

直近年度の「道路現況調査」
幅員別延長（m）

×

(単 価)

「幅員別舗装参考単価」
を直近年度にデフレート

(4) その後の処理

①次年度以降の処理

「道路用地及び舗装の取得価額一覧表」作成後の年度については、実際の取得価額が把握できる場合は、その額を資産額として計上していく。

実際の取得価額の把握が難しい場合は、引き続き(2)の手順で年度別の取得価額を算定し、「道路用地及び舗装の取得価額一覧表」へ追記して資産額を算定する。

②道路台帳への価格情報転記【参考】

「道路用地及び舗装の取得価額一覧表」で把握した価格情報を、道路台帳へ転記する場合は、下記手順で処理を進める。

なお、この処理は、道路台帳へ価格情報をつける必要がある場合にのみ行うものなので、参考情報に留める。

まず、下記計算式で道路用地 1 m²あたり、道路舗装 1 mあたりの取得価額を算定する。

○道路用地 1 m²あたりの取得価額算定

【計算式】

$$\boxed{\begin{array}{c} \text{道路用地} \\ \text{取得価額の合計} \end{array}} \div \boxed{\begin{array}{c} \text{道路用地の} \\ \text{総面積 (m}^2\text{)} \end{array}} = \boxed{\begin{array}{c} \text{道路用地} \\ \text{1 m}^2\text{あたりの取得価額} \end{array}}$$

○道路舗装 1 mあたりの取得価額算定

【計算式】

$$\boxed{\begin{array}{c} \text{道路舗装} \\ \text{取得価額の合計} \end{array}} \div \boxed{\begin{array}{c} \text{道路舗装の} \\ \text{総延長 (m)} \end{array}} = \boxed{\begin{array}{c} \text{道路舗装} \\ \text{1 mあたりの取得価額} \end{array}}$$

上記で計算した「道路用地 1 m²あたりの取得価額」と「道路舗装 1 mあたりの取得価額」を、道路台帳の面積及び延長に掛けて、道路台帳ごとの取得価額を計算する。

これにより、道路台帳の道路用地と道路舗装に価格情報を備えることができる。

○道路台帳へ道路用地の価格情報をつける

【計算式】

$$\boxed{\begin{array}{c} \text{道路台帳の} \\ \text{面積 (m}^2\text{)} \end{array}} \times \boxed{\begin{array}{c} \text{道路用地} \\ \text{1 m}^2\text{あたりの取得価額} \end{array}} = \boxed{\begin{array}{c} \text{道路台帳の} \\ \text{用地取得価額} \end{array}}$$

○道路台帳へ道路舗装の価格情報をつける

【計算式】

$$\boxed{\begin{array}{c} \text{道路台帳の} \\ \text{延長 (m)} \end{array}} \times \boxed{\begin{array}{c} \text{道路舗装} \\ \text{1 mあたりの取得価額} \end{array}} = \boxed{\begin{array}{c} \text{道路台帳の} \\ \text{舗装取得価額} \end{array}}$$

3. 具体的な価格算定例

ここからは、平成18年度から20年度の3年間、道路用地・舗装を取得し、かつ幅員は19.5m以上、13m以上、未改良の3種しかないと仮定して、具体的な取得価額の算定例を示す。

以下の作業を行うことで、下表のとおり「道路用地及び舗装の取得価額一覧表」を作成し、開始貸借対照表への計上額を把握できる。

年 度	道 路									舗 装						道路舗装 取得価額合計 (理論値)		
	合計		19.5m以上		13m以上		未改良		道路用地		19.5m以上		13m以上		未改良			
	延長 (m)	面積 (㎡)	延長 (m)	面積 (㎡)	延長 (m)	面積 (㎡)	延長 (m)	面積 (㎡)	東京都基準地価格 (昭和30~49年度は 補正)	道路用地 取得価額合計 (理論値)	舗装単価	取得価額	舗装単価	取得価額	舗装単価		取得価額	
平成18年度	30	① 600	④ 10	300	⑤ 10	200	⑥ 10	100	② 100	③ 60,000	⑦ 10	100	⑧ 5	50	⑨ 3	30	180	
平成19年度	⑬ 40	⑩ 850	⑮ 15	450	15	300	10	100	⑪ 110	87,500	15	175	10	100	5	30	305	
平成20年度	⑭ 35	⑫ 750	⑯ 10	350	15	300	10	100	120	⑰ 77,500	20	⑱ 125	15	100	10	30	⑲ 255	
									【道路用地】								【道路舗装】	
									取得価額の合計								取得価額の合計	
									⑰ 77,500								⑲ 255	
									1mあたりの 取得価額								1mあたりの 取得価額	
									⑳ 103.3								㉑ 7.3	
									(参考) 現在価格の合計								(参考) 現在価格の合計	
									㉒ 90,000								㉓ 525	

作業1 (初年度の道路用地及び舗装の取得価額を算定する)

1 道路用地の取得価額を算定

平成18年度の道路現況調書から、道路面積の合計(①)を把握し、平成18年度の基準地価格(②)をかけて、取得価額を算定する。

平成18年度の道路用地(取得価額)の合計

$$600 \text{ m}^2 \text{ (①)} \times 100 \text{ 円 (②)} = 60,000 \text{ 円 (③)}$$

2 道路舗装の取得価額を算定

幅員区分ごとの延長に、該当する舗装単価をかけて取得価額を算定し、合計する。

$$\text{【幅員19.5m以上】} 10 \text{ m (④)} \times 10 \text{ 円 (⑦)} = 100 \text{ 円} \dots \text{(A)}$$

$$\text{【幅員13 m以上】} 10 \text{ m (⑤)} \times 5 \text{ 円 (⑧)} = 50 \text{ 円} \dots \text{(B)}$$

$$\text{【未改良】} 10 \text{ m (⑥)} \times 3 \text{ 円 (⑨)} = 30 \text{ 円} \dots \text{(C)}$$

平成18年度の道路舗装(取得価額)の合計

$$\text{(A) } 100 \text{ 円} + \text{(B) } 50 \text{ 円} + \text{(C) } 30 \text{ 円} = 180 \text{ 円}$$

作業2 (道路用地・舗装が増加した場合)

1 道路用地の取得価額を算定

平成18年度と平成19年度を比較し、平成19年度に増えた道路面積(⑩-①)に平成19年度の基準地価格(⑪)をかけて、年度内に取得した道路用地額を算定する。

$$(850 \text{ m}^2 - 600 \text{ m}^2) \times 110 \text{ 円} = 27,500 \text{ 円}$$

上記で算定した価格を、前年度までの道路用地額の合計に積み上げる。

平成19年度までの道路用地(取得価額)の合計

$$60,000 \text{ 円 (③)} + 27,500 \text{ 円} = 87,500 \text{ 円}$$

2 道路舗装の取得価額を算定

まず、平成18年度と平成19年度を比較し、年度内に増えた道路の幅員と延長を特定する。そして、増えた幅員区分ごとの延長に、平成19年度の舗装単価をかけて、年度内に取得した道路舗装額を算定する。

$$\text{【幅員19.5m以上】} (15\text{m} - 10\text{m}) \times 15\text{円} = 75\text{円} \dots (\text{E})$$

$$\text{【幅員13m以上】} (15\text{m} - 10\text{m}) \times 10\text{円} = 50\text{円} \dots (\text{F})$$

上記で算定した価格を、前年度までの道路舗装額の合計に積み上げる。

平成19年度までの道路舗装（取得価額）の合計

$$180\text{円} + 75\text{円} (\text{E}) + 50\text{円} (\text{F}) = 305\text{円}$$

作業3（道路用地・舗装が減少した場合）

1 道路用地の取得価額を算定

道路用地の合計を見ると、平成19年度から平成20年度にかけて100㎡減少している。

平成20年度に減少した道路用地は、面積の残存する最も古い用地が減ったものとみなして、道路用地額の合計から減額する。

今回の例では平成18年度が面積の残存する最も古い道路用地なので、平成20年度に減少した道路用地面積（⑩－⑫）に平成18年度の基準地価格（②）をかけて、先入先出法の要領で前年度までの道路用地取得価額の合計から減額する。

$$(850\text{㎡} - 750\text{㎡}) \times 100\text{円} = 10,000\text{円}$$

ここまでの作業で、本例における道路用地の取得価額の合計を把握できる。

平成20年度までの道路用地（取得価額）の合計

$$87,500\text{円} - 10,000\text{円} = 77,500\text{円} (\text{⑰})$$

なお、道路台帳へ価格情報をつける際に必要な「1㎡あたりの道路用地（取得価額）の単価」、及び「現在価格による道路用地の合計」の算定方法は下記のとおり。

※ 両者とも参考情報として掲載する。

1㎡あたりの道路用地（取得価額）の単価【参考】

$$77,500\text{円} (\text{⑰} : \text{取得価額の合計}) \div 750\text{㎡} (\text{⑫} : \text{総面積}) = 103.3\text{円} (\text{⑳})$$

平成20年度の道路用地（現在価格）の合計【参考】

$$750\text{㎡} (\text{⑫} : \text{総面積}) \times 120\text{円} (\text{平成20年度の基準地価格}) = 90,000\text{円} (\text{㉑})$$

2 道路舗装の取得価額を算定

道路延長の合計は、平成 19 年度から平成 20 年度にかけて 5m 減少 (⑬-⑭) している。

そこで、減少した道路の幅員と延長を特定した上で、延長が残存する最も古い年度 (今回は平成 18 年度) の舗装単価 (⑦) をかけて、先入先出法の要領で前年度までの道路舗装取得価額の合計から減額する。

今回は幅員 19.5m 以上で延長が 5m 減少 (⑮-⑯) している。

【幅員 19.5m 以上】 $5\text{m} \times 10\text{円} = 50\text{円}$ (減少)

平成 20 年度までの幅員 19.5m 以上の道路舗装額は

$175\text{円} - 50\text{円} = 125\text{円}$ (⑱)

ここまでの作業で、本例における道路舗装の取得価額の合計を把握できる。

平成 20 年度までの道路舗装 (取得価額) の合計

$125\text{円} + 100\text{円} + 30\text{円} = 255\text{円}$ (⑲)

なお、道路台帳へ価格情報をつける際に必要な「1mあたりの道路舗装 (取得価額) の単価」、及び「現在価格による道路舗装の合計」の算定方法は下記のとおり。

※ 両者とも参考情報として掲載する。

1mあたりの道路舗装 (取得価額) の単価【参考】

255円 (⑲: 取得価額の合計) \div 35m (⑭: 総延長) $= 7.3\text{円}$ (⑳)

平成 20 年度の道路舗装 (現在価格) の合計【参考】

①まず幅員別に現在価格を算定

【幅員 19.5m 以上】 $10\text{m} \times 20\text{円} = 200\text{円} \dots (G)$

【幅員 13 m 以上】 $15\text{m} \times 15\text{円} = 225\text{円} \dots (H)$

【未 改 良】 $10\text{m} \times 10\text{円} = 100\text{円} \dots (I)$

※平成 20 年度の幅員別延長合計 \times 平成 20 年度の幅員別舗装単価で算定

②その上で幅員別の現在価格を合計

$200\text{円} (G) + 225\text{円} (H) + 100\text{円} (J) = 525\text{円}$ (㉓)

作業 4 (その後の作業)

「道路用地及び舗装の取得価額一覧表」作成後の年度については、実際の取得価額が把握できる場合は、その額を資産額として計上していく。

実際の取得価額の把握が難しい場合は、引き続き道路用地・道路舗装が増えた場合は作業 2、減少した場合は作業 3 を行い、「道路用地及び舗装の取得価額一覧表」へ追記して資産額を算定する。

2 道路編（橋梁・トンネル）

1. はじめに

橋梁とトンネルについては、道路台帳にその延長等、規模は記載されているが、用地・舗装と同様、この台帳には価格情報の記載が求められていないことから、そこに価格情報が記載されているケースは少ない。

橋梁とトンネルは、個別性の強い資産であり、構築する土地の地盤や、仮設の橋をかけるか否か、構造はどうなっているか等によって、価格は大きく変動する。価格情報がない場合に、精緻な評価を行い価格算定しようとする、個々の資産の形状、地盤、周辺の状況等を踏まえた個別算定が必要になるが、そうした価格算定の前提となる情報は道路台帳等に記載されておらず、個別算定は困難な状況にある。

こうした問題点を解決するため、この基本手順では、いかに簡易かつ円滑に算定し、開始貸借対照表に計上するか、といった点を重視し、橋梁、トンネルそれぞれにおいて、既に台帳整備を終えた基礎的自治体の施工実績等を基に、単一の参考単価を活用した算定方法を取りまとめた。

（1）価格算定の起算点

橋梁及びトンネルの価格算定は、道路用地と同様に、昭和 30 年度を起算点とする。

昭和 30 年度以前に取得した橋梁及びトンネルは、全て昭和 30 年度に取得したと仮定する。

（2）価格算定する橋梁及びトンネルの範囲

本手順において価格算定する橋梁及びトンネルは、区市町村が管理し、「道路台帳」に記載されている橋梁及びトンネルのうち、当該団体が資産計上するものを対象とする。

なお、すでに取得価額が判明している橋梁及びトンネルがある場合や、団体独自の実績に基づく標準単価、価格算定方法等の設定が可能な場合は、団体の判断により、それらを用いることとする。

（3）用意するもの

①橋梁・・・

○「道路台帳」、または橋梁の名称、面積や供用開始年度などがわかる管理台帳等

○「橋梁の参考単価」

橋梁の参考単価	237,000 円/㎡
---------	-------------

○国土交通省作成「建設工事費デフレーター」

②トンネル・・・

○「道路台帳」、またはトンネルの名称、面積や供用開始年度などがわかる管理台帳等

○「トンネルの参考単価」

トンネルの参考単価	328,000 円/㎡
-----------	-------------

○国土交通省作成「建設工事費デフレーター」

2. 価格算定

(1) 用いる数量と単価

① 橋梁・・・

数量：橋梁ごとの面積（㎡）（＝橋梁の延長（m）×幅員（m））

単価：「橋梁の参考単価」

「橋梁の参考単価」を供用開始年度にデフレートしたものを橋梁単価とする。

なお、各団体共通の昭和 30 年度～平成 23 年度の橋梁単価は、別紙 4「都内区市町村 橋梁・トンネル参考単価表」を参照。

→単価の算定方法は「参考：単価の算定方法」を参照。

② トンネル・・・

数量：トンネルごとの面積（㎡）（＝トンネルの延長（m）×幅員（m））

単価：「トンネルの参考単価」

「トンネルの参考単価」を供用開始年度にデフレートしたものをトンネル単価とする。

なお、各団体共通の昭和 30 年度～平成 23 年度のトンネル単価は、別紙 4「都内区市町村 橋梁・トンネル参考単価表」を参照。

→単価の算定方法は「参考：単価の算定方法」を参照。

参考：単価の算定方法

① 橋梁の単価

町田市が資産計上している橋梁のうち、平成 9 年度から平成 18 年度の 10 年間の間に供用開始した橋梁（18 橋）を元に参考単価を算定。

具体的には、この 18 の橋梁の取得価額を、国土交通省作成の「建設工事費デフレーター（一般道路）」でそれぞれ平成 21 年度の数値にデフレートして合計し、それを面積の合計（㎡）で除すことで、1 ㎡あたりの参考単価を算定した。この参考単価をデフレートしたものが、橋梁の単価となる。

② トンネルの単価

町田市が資産計上している全トンネル（12 本）を元に参考単価を算定。

具体的には、この 12 のトンネルの取得価額を、国土交通省作成の「建設工事費デフレーター（一般道路）」でそれぞれ平成 21 年度の数値にデフレートして合計し、それを面積の合計（㎡）で除すことで、1 ㎡あたりの参考単価を算定した。この参考単価をデフレートしたものが、トンネルの単価となる。

(2) 取得価額の算定

①橋梁

【計算式】 (数 量)

橋梁の面積 (㎡)
(延長×幅員)

×

(単 価)

「橋梁の参考単価」
を年度別にデフレート

- 橋梁の面積 (㎡) に、供用開始年度にデフレートした橋梁の参考単価 (円) をかけて、橋梁の取得価額を算定する。
- 個々の橋梁に対し上記の価格算定を行い、合計することで、開始貸借対照表への計上額を把握できる。

②トンネル

【計算式】 (数 量)

トンネルの面積 (㎡)
(延長×幅員)

×

(単 価)

「トンネルの参考単価」
を年度別にデフレート

- トンネルの面積 (㎡) に、供用開始年度にデフレートしたトンネルの参考単価 (円) をかけて、トンネルの取得価額を算定する。
- 個々のトンネルに対し上記の価格算定を行い、合計することで、開始貸借対照表への計上額を把握できる。

(3) 現在価格の算定【参考】

「数量 (㎡)」に、直近年度の「参考単価 (円)」をかけて、現在価格を算定できる。
ただし、本手順では取得価額の把握を前提とするため、現在価格の算定方法は参考情報に留める。

①橋梁

【計算式】 (数 量)

橋梁の面積 (㎡)
(延長×幅員)

×

(単 価)

直近年度の
「橋梁の参考単価」(円)

②トンネル

【計算式】 (数 量)

トンネルの面積 (㎡)
(延長×幅員)

×

(単 価)

直近年度の
「トンネルの参考単価」(円)

(4) 価格算定後の留意点

本手順では、橋梁及びトンネルの価格算定について、参考単価を用いた算定方法を示している。この方法は、これから台帳整備を行う団体でも、開始貸借対照表に計上する資産額を簡単に把握できることに主眼を置いている。

しかし、橋梁及びトンネルは、規模、構造、設置場所等により取得価額に大きな差がある個別性の強い資産であり、より正確に資産額を把握するためには、その個別性に応じた価格算定方法を行うことが求められる。従って、一旦、本手順の手法で開始貸借対照表を作成した後については、順次、精緻な価格算定を行うことが望まれる。

3. 具体的な価格算定例

ここからは、ある区が橋梁及びトンネルを、下表のとおり設置・管理していると仮定し、具体的な取得価額の算定例を示す。なお、直近年度は平成23年度とする。

以下の作業を、資産とするすべての橋梁及びトンネルに対して行うことで、開始貸借対照表への計上額を把握できる。

(1) 橋梁

【橋梁の取得価額一覧表】

【〇〇区】

橋梁名称	①面積 (㎡)	供用開始年月日	供用開始年度	②デフレーター反映後の単価 (円)	③取得価額 (円)	⑤現在価格 (円)
A 橋	500.00	平 20.12. 1	平成20年度	243,739	121,869,500	120,185,000
B 橋	2,000.00	昭 61. 3. 1	昭和60年度	189,600	379,200,000	480,740,000
C 橋	1,200.00	昭 58. 3.20	昭和57年度	188,701	226,441,200	288,444,000
D 橋	300.00	平 11. 2.10	平成10年度	224,869	67,460,700	72,111,000
					④取得価額の合計 794,971,400	現在価格の合計 961,480,000

作業1 (橋梁の取得価額を算定する)

1 A 橋の取得価額を算定

(1) 数量の確認・・・

A 橋の面積 (①) は 500 ㎡となっている。

(2) 単価の確認・・・

単価は、橋梁の参考単価を供用開始年度にデフレートした単価を用いる (②)。

A 橋の取得価額は・・・

$$500 \text{ ㎡ (①)} \times 243,739 \text{ 円 (②)} = 121,869,500 \text{ 円 (③)}$$

2 ○○区が所有する橋梁の取得価額の合計を算定

1と同様に、残るB、C、D橋の取得価額も算定し、合算することで、○○区が所有する全ての橋梁の取得価額を把握する。

○○区の橋梁取得価額の合計は・・・

794,971,400円 (④)

3 A橋の現在価格を算定【参考】

参考情報として、現在価格の算定方法も示す。現在価格は、A橋の面積(①)と、直近年度にデフレートした橋梁の参考単価をかけて算定する。

A橋の現在価格は・・・

500 m^2 (①) × 240,370円 = 120,185,000円 (⑤)

作業2 (その後の作業)

以上の方法で、資産計上する全ての橋梁に取得価額を付与できる。開始貸借対照表作成後は、実際の取得価額が把握できるならば、その額を橋梁の取得価額として計上していく。

実際の取得価額の把握が難しい場合は、引き続き作業1の手順で取得価額を算定する。

(2) トンネル

【トンネルの取得価額一覧表】

【○○区】

トンネル名称	①面積 (m ²)	供用開始年月日	供用開始年度	②デフレーター反映後の単価 (円)	③取得価額 (円)	⑤現在価格 (円)
A トンネル	450.00	平 19. 3. 1	平成18年度	316,497	142,423,650	149,698,800
B トンネル	300.00	平 22. 3. 5	平成21年度	328,000	98,400,000	99,799,200
C トンネル	250.00	平 4. 3. 25	平成3年度	304,682	76,170,500	83,166,000
D トンネル	500.00	昭 55.12.15	昭和55年度	257,426	128,713,000	166,332,000
					④取得価額の合計 445,707,150	現在価格の合計 498,996,000

作業1 (トンネルの取得価額を算定する)

1 Aトンネルの取得価額を算定

(1) 数量の確認・・・

Aトンネルの面積(①)は450 m²となっている。

(2) 単価の確認・・・

単価は、トンネルの参考単価を供用開始年度にデフレートした単価を用いる(②)。

Aトンネルの取得価額は・・・

450 m^2 (①) × 316,497円 (②) = 142,423,650円 (③)

2 ○○区が所有するトンネルの取得価額の合計を算定

1と同様に、残るB、C、Dトンネルの取得価額も算定し、合算することで、○○区が所有する全てのトンネルの取得価額を把握する。

○○区のトンネル取得価額の合計は・・・

445,707,150 円 (④)

3 Aトンネルの現在価格を算定【参考】

参考情報として、現在価格の算定方法も示す。現在価格は、Aトンネルの面積 (①) と、直近年度にデフレートしたトンネルの参考単価をかけて算定する。

Aトンネルの現在価格は・・・

450 m^2 (③) × 332,664 円 = 149,698,800 円 (⑤)

作業2（その後の作業）

以上の方法で、資産計上する全てのトンネルに取得価額を付与できる。開始貸借対照表作成後は、実際の取得価額が把握できるならば、その額をトンネルの取得価額として計上していく。

実際の取得価額の把握が難しい場合は、引き続き作業1の手順で取得価額を算定する。

3 公園編

1. はじめに

公園に関しても、道路と同様、多くの自治体では価格情報を保有してこなかった。

資産計上するには、まず、公園の状況を把握することが必要になる。

本手順で価格算定の対象としている公園に関しては、開園年月日や面積等を記録した「公園台帳」を通常備えているが、この台帳には価格情報の記載が求められていないことから、そこに価格情報が記載されているケースは少ない。

また、この公園台帳を元に価格を算定し、付与するためには、道路と同様、実際に取得した時点の契約書類等が必要だが、これらの書類には保存年限があるためほとんど現存しておらず、さらに件数も多いことから、膨大な事務作業が必要となり、自治体において固定資産台帳整備が進まない原因のひとつとなっている。

こうした問題点を解決するため、この基本手順では、様々な性質の土地を網羅し、相当程度過去に遡って価格を把握できる単価と、自治体の所有面積を一覧できる資料（公園調書）の情報を用いて、簡易かつ円滑に適切な価格情報を算定できる方法を取りまとめた。

（1）価格算定の起算点

公園の価格算定は、昭和 30 年度を起算点とする。

昭和 30 年度以前に開園又は移管を受けた公園は、全て昭和 30 年度に取得したと仮定する。

これは道路用地と同様、単価算定のデフレートに用いる「市街地価格指数」のデータが昭和 30 年度までしか追えないためである。

（2）価格算定する公園の範囲

本手順において価格算定する公園は、「公園用地」及び公園用地の取得価額に含まれると考える「公園遊具」（詳細は下記（3）参照）とする。

なお、本基本手順で示す算定方法は、価格情報のない公園の資産額把握を目的としている。

従って、すでに取得価額が判明している公園は、当然その価格情報を保持して差し支えない。

（3）価格をつける対象

①公園用地・・・

直近年度の「公園調書」に記載のある公園のうち、自団体が設置・管理し、かつ所有している公園用地の面積（㎡）について、価格算定を行う。

公園用地の算定年度は、公園調書の記載に従い、下記のとおりとする。

（原則）当該公園の開園年月日が属する年度。

（例外）移管年月日の記載がある場合は、当該移管をもって自団体の所有となったものとみなし、移管年月日が属する年度。

なお、都内区市町村において価格をつける対象は、下記Ⅰ、Ⅱに該当する公園となる。

Ⅰ 都市公園：

都市公園法に基づき、区市町村が区市町村立公園条例を定めて設置・管理。

Ⅱ 都市公園以外の公園：

児童福祉法に基づく児童厚生施設、及び上記Ⅰ以外の公園（児童遊園等）。

②公園遊具・・・

いわゆる「公園上物」には建物と工作物があり、下記のとおり分類される。

建物	I 公園建物：トイレや倉庫、休憩所など。
工作物	II 公園遊具：滑り台、ブランコ、シーソーなど、工作物の中でも比較的安価なもの。
	III 公園遊具以外の工作物：擁壁やフェンス、舗装、水路など、比較的高額なもの。

公園編では、公園上物のうちIIの公園遊具を対象にするが、下記の理由から、過去に取得した公園遊具は過去の公園用地の取得価額に含まれることとし、個別の価格算定は行わない。

○公園遊具は耐用年数が短く、過去に取得したものは減価償却が終わったとみなしても、貸借対照表上の資産額に大きな影響を与えないこと。

○公園遊具は1公園あたりの設置数が多いものの、比較的安価であり、精緻な資産計上を行うだけのメリットが薄いこと。

なお、開始貸借対照表の作成後、取得価額が明らかになった公園遊具は、適宜工作物として公有財産台帳へ登録する。

(4) 用意するもの

公園用地の価格算定にあたり、用意するものは下記のとおり。

○都建設局作成「公園調書」(直近年度のもの)

○「基準地価格」

○「市街地価格指数」

2. 価格算定

(1) 用いる数量と単価

公園用地の価格算定に用いる数量と単価は下記のとおり。

数量：「公園調書」記載の公園のうち、自団体が所有する公園用地の面積(m²)を使用。

単価：年度別の「基準地価格」(区市町村別・用途別平均価格)の全用途の価格

都内区市町村の昭和30年度～平成23年度の単価は、別紙1「東京都基準地価格」のとおり。

(2) 取得価額の算定

「公園調書」記載の公園のうち、自団体が所有する公園ごとの用地面積(=数量(m²))に、開園年月日(移管年月日の記載がある場合は移管年月日)の属する年度の基準地価格(=単価(円))をかけて算定する。

【計算式】 (数 量)

(単 価)

「公園調書」より、自団体が用地を
所有する各公園の面積 (㎡)

×

開園又は移管年月日が属する年度の
「基準地価格」(円)

なお、都内区市町村では、下表のとおり、公園調書の「都市公園」及び「都市公園以外の公園」の欄に記載のある、自団体が所有する公園ごとの用地面積（太枠内）を数量（㎡）とする。

【公園調書より区立公園一覧表（都市公園）の抜粋】

区立公園一覧表（都市公園法に基づき設置されている公園）						
【〇〇区】						
公園名	位置	面積 ㎡	土地所有別㎡	開園年月日 移管年月日	種別	備考
1 A 公園	〇〇区 A二丁目16番9号	8,000.00	区	明 45. 5. 5 昭 25. 10. 1		
2 B "	" B町18番地	6,000.00	区	" 56. 4. 20		
3 C "	" C二丁目3番11号	3,000.00	国 1,000.00	平 5. 12. 1		
4 D "	" D二丁目2番地	2,000.00	区	" 10. 6. 1		
5 E "	" E三丁目21番地	1,000.00	区	" 23. 6. 3		
〇〇区計 5		20,000.00	国 1,000.00 区 19,000.00			

【公園調書より区立公園一覧表（都市公園以外の公園）の抜粋】

区立公園一覧表（都市公園法以外の法に基づき設置されている公園）						
【〇〇区】						
公園名	位置	面積 ㎡	土地所有別㎡	開園年月日 移管年月日	種別	備考
6 F 公園	〇〇区 F三丁目5番18号	500.00	都	昭 47. 4. 1		
7 G "	" G六丁目11番19号	400.00	区	" 59. 8. 20		
8 H "	" H町一丁目1番2号	300.00	区	" 60. 4. 15		
9 I "	" I二丁目27番地	600.00	民 100.00	平 13. 10. 1		
10 J "	" J一丁目29番地	200.00	区	" 17. 12. 15		
〇〇区計 5		2,000.00	都 500.00 区 1,400.00 民 100.00			

この公園調書の電子データを次ページの要領で加工し、「公園用地の取得価額一覧表」の様式を作成した上で、必要項目を入力していく。

これにより、開始貸借対照表へ計上する公園用地の資産額を把握できる。

【「公園用地の取得価額一覧表」様式及び記入要領】

② 各公園の用地算定方法を入力する。
(基準地価格、台帳価格、対象外等)
※以降③、④、⑥は、基準地価格を用いた場合と、それ以外とを分けて説明する。

⑤ 【基準地価格】・・・
実際の価格算定を行なう計算式を入れる。
自団体所有の面積×算定年度の基準地価格＝取得価額
【基準地価格以外】・・・
把握している取得価額を入力する。

③ 【基準地価格】・・・
算定年度の列を挿入し、開園年度(移管された公園は移管年度)を入力する。
【基準地価格以外】・・・
入力不要

① 「算定方法」、「基準地価格」、「公園用地(取得価額)」を入力する3列を挿入する。

④ 【基準地価格】・・・
算定年度の基準地価格を単価表(別紙1)で確認し、入力する。
【基準地価格以外】・・・
入力不要

⑥ 「取得価額の合計」を算定する欄を設け、⑤の合計金額を入力する。

⑦ 「現在価格の合計」を算定する欄を設け、参考として下記計算式で算定する。
自団体の所有面積総合計×直近年度の基準地価格

公園名	位置	面積 m ²	土地所有別m ²	算定方法	基準地価格(単価)	公園用地(取得価額)	開園年月日 移管年月日	種別	備考	基準地価格(年度)
1										
2										
3										
4										
						【公園用地】 取得価額の合計				
					(参考) 現在価格の合計	0				

都内区市町村では、この「公園用地の取得価額一覧表」を「都市公園」及び「都市公園以外の公園」で作成した上で、「取得価額の合計」を合算し、開始貸借対照表へ計上する公園用地額を把握できる。

なお、すでに取得価額が判明している公園用地は、その価格情報を「公園用地(取得価額)」欄へ転記する。

【「公園用地の取得価額一覧表」のサンプル(都市公園)】

公園用地の取得価額一覧表(都市公園法に基づき設置されている公園)

【〇〇区】

公園名	位置	面積 m ²	土地所有別m ²	算定方法	基準地価格(単価)	公園用地(取得価額)	開園年月日 移管年月日	種別	備考	基準地価格(年度)
1 A 公園	〇〇区 A二丁目16番9号	8,000.00	区	基準地価格	2,000	16,000,000	明 45. 5. 5 昭 25.10. 1			昭和30年度
2 B "	" B町18番地	6,000.00	区	基準地価格	130,000	780,000,000	" 56. 4.20			昭和56年度
3 C "	" C二丁目3番11号	3,000.00	国 1,000.00 区 2,000.00	対象外 基準地価格	400,000	800,000,000	平 5.12. 1			平成5年度
4 D "	" D二丁目2番地	2,000.00	区	台帳価格		467,000,000	" 10. 6. 1			
5 E "	" E三丁目21番地	1,000.00	区	基準地価格	160,000	160,000,000	" 23. 6. 3			平成23年度
〇〇区計 5		20,000.00	国 1,000.00 区 19,000.00			【公園用地】 取得価額の合計				2,223,000,000
					(参考) 現在価格の合計	3,040,000,000				

(3) 現在価格の算定【参考】

公園調書記載の公園のうち、自団体の所有面積総合計（＝数量（㎡））に、直近年度の基準地価格（＝単価（円））をかけて、一括で全公園用地の現在価格を算定できる。

なお、公園ごとの面積（＝数量（㎡））に、直近年度の基準地価格（＝単価（円））をかけて、個々の公園の現在価格を算定することもできる。

ただし、公園用地についても、本手順では取得価額の把握を前提とするため、現在価格の算定方法は参考情報に留める。

（公園用地の取得価額一覧表にも、参考として現在価格の合計欄を設けている）

【計算式】 （数 量）

（単 価）

「公園調書」記載の公園のうち、 自団体の所有面積総合計（㎡）	×	直近年度の 「基準地価格」（円）
-----------------------------------	---	---------------------

(4) その後の処理

①次年度以降の処理・・・

「公園用地の取得価額一覧表」作成後の年度については、実際の取得価額が把握できるならば、その額を資産額として計上していく。

実際の取得価額の把握が難しい場合は、引き続き（2）の手順で年度別の取得価額を算定し、「公園用地の取得価額一覧表」へ追記して公園用地額を算定する。

②公園台帳への価格情報転記【参考】・・・

「公園用地の取得価額一覧表」でとりまとめた取得価額による価格情報は、公園調書から個々の公園ごとに取得価額を把握しており、そのまま個々の公園台帳へ転記できる。

3. 具体的な価格算定例

ここからは、ある区が「都市公園」、「都市公園以外」の公園をそれぞれ5つずつ、合計10の公園を設置・管理していると仮定して、具体的な取得価額の算定例を示す。

下表のとおり「都市公園」及び「都市公園以外」それぞれで「公園用地の取得価額一覧表」を作成し、両者を合算して、公園用地の資産額を把握できる。

なお、基準地価格（抜粋）は下記のとおりとし、直近年度は平成23年度とする。

【基準地価格（抜粋）】

昭和30年度	昭和47年度	昭和56年度	昭和59年度	昭和60年度
2,000円	60,000円	130,000円	180,000円	190,000円
平成5年度	平成10年度	平成13年度	平成17年度	平成23年度
400,000円	250,000円	200,000円	150,000円	160,000円

【「都市公園」公園用地の取得価額一覧表】・・・作業1

公園用地の取得価額一覧表(都市公園法に基づき設置されている公園)										
【〇〇区】										
公園名	位置	① 面積㎡	② 土地所有別㎡	③ 算定方法	④ 基準地価格(単価)	⑤ 公園用地(取得価額)	⑥ 開園年月日 移管年月日	種別	備考	⑦ 基準地価格(年度)
1 A公園	〇〇区 A二丁目16番9号	8,000.00	区	基準地価格	2,000	16,000,000	昭45.5.5 昭25.10.1			昭和30年度
2 B "	" B町18番地	6,000.00	区	基準地価格	130,000	780,000,000	// 56.4.20			昭和56年度
3 C "	" C二丁目3番11号	3,000.00	国	1,000.00	対象外		平 5.12.1			
			区	2,000.00	基準地価格	400,000				
4 D "	" D二丁目2番地	2,000.00	区	台帳価格		467,000,000	// 10.6.1			
5 E "	" E三丁目21番地	1,000.00	区	基準地価格	160,000	160,000,000	// 23.6.3			平成23年度
〇〇区計 5		20,000.00	国 区	1,000.00 ⑨ 19,000.00		【公園用地】 取得価額の合計	⑧ 2,223,000,000			
					(参考) 現在価格の合計	⑩ 3,040,000,000				

【「都市公園以外」公園用地の取得価額一覧表】・・・作業2

公園用地の取得価額一覧表(都市公園法以外の法に基づき設置されている公園)										
【〇〇区】										
公園名	位置	面積㎡	土地所有別㎡	算定方法	基準地価格(単価)	公園用地(取得価額)	開園年月日 移管年月日	種別	備考	基準地価格(年度)
6 F公園	〇〇区 F三丁目5番18号	500.00	都	対象外			昭47.4.1			
7 G "	" G六丁目11番19号	400.00	区	基準地価格	180,000	72,000,000	// 59.8.20			昭和59年度
8 H "	" H町一丁目1番2号	300.00	区	基準地価格	190,000	57,000,000	// 60.4.15			昭和60年度
9 I "	" I二丁目27番地	600.00	民	100.00	対象外		平 13.10.1			
			区	500.00	基準地価格	200,000				
10 J "	" J一丁目29番地	200.00	区	基準地価格	150,000	30,000,000	// 17.12.15			平成17年度
〇〇区計 5		2,000.00	都 区 民	500.00 ⑫ 1,400.00 100.00		【公園用地】 取得価額の合計	⑪ 259,000,000			
					(参考) 現在価格の合計	⑬ 224,000,000				

作業1（「都市公園」用地の取得価額を算定する）

1 A公園（全ての用地を〇〇区が所有）用地の取得価額を算定

（1）数量の確認・・・

公園調書上、A公園は面積（①）の全てが〇〇区の所有なので数量は8,000㎡となる。

（2）単価の確認・・・

単価は開園年月日（他団体等から移管を受けた場合は移管年月日）（⑥）が属する年度の基準地価格とする。

A公園は昭和30年度以前に移管を受けた公園なので、昭和30年度に用地を取得したと仮定する。

よって、基準地価格の年度（⑦）は昭和30年度、単価（④）は2,000円となる。

A公園用地の取得価額は・・・

$$8,000 \text{ m}^2 \text{ (①)} \times 2,000 \text{ 円 (④)} = 16,000,000 \text{ 円 (⑤)}$$

2 C公園（用地の一部が国有地）用地の取得価額を算定

（1）数量の確認・・・

C公園全体の面積（①）は3,000㎡だが、土地所有別㎡（②）では1,000㎡が国有地で、区は2,000㎡の所有なので、数量は2,000㎡となる。

（2）単価の確認・・・

C公園の開園年月日（⑥）を確認すると、基準地価格の年度（⑦）は平成5年度、単価（④）は400,000円となる。

C公園用地の取得価額は・・・

$$2,000 \text{ m}^2 \text{ (②)} \times 400,000 \text{ 円 (④)} = 800,000,000 \text{ 円 (⑤)}$$

3 既に台帳に価格情報があるD公園用地の取得価額を確認

D公園については、既存の台帳に価格情報があるため、その情報をそのまま転記する。

D公園用地の取得価額は・・・

$$467,000,000 \text{ 円 (⑤)}$$

4 〇〇区の所有する「都市公園」用地の取得価額の合計を算定

1～3の算定方法を参考に、残るB、E公園の取得価額も算定し、合算することで、〇〇区が面積を所有する全ての「都市公園」用地の取得価額を把握できる。

〇〇区の「都市公園」用地の取得価額合計は・・・

$$2,223,000,000 \text{ 円 (⑧)}$$

5 ○○区の所有する「都市公園」の用地現在価格合計を算定【参考】

参考情報として、現在価格の算定方法も示す。現在価格は、○○区の所有する「都市公園」総面積(⑨)を数量、直近年度、平成23年度の基準地価格を単価として算定する。

○○区の「都市公園」用地の現在価格合計は・・・

$$19,000 \text{ m}^2 \text{ (⑧)} \times 160,000 \text{ 円} = 3,040,000,000 \text{ 円 (⑩)}$$

作業2（「都市公園以外の公園」用地の取得価額を算定する）

1 F公園（全ての用地を○○区が所有していない）用地について

F公園は全て都用地なので、価格算定の対象外となる。

2 ○○区の所有する「都市公園以外の公園」用地の取得価額の合計を算定

作業1を参考に、残るG, H, I, J公園の取得価額を算定し、合算することで、○○区が面積を所有する全ての「都市公園以外の公園」用地の取得価額を把握できる。

○○区の「都市公園以外の公園」用地の取得価額合計は・・・

$$259,000,000 \text{ 円 (⑪)}$$

3 ○○区の所有する「都市公園以外の公園」用地の現在価格合計を算定【参考】

参考情報として、現在価格の算定方法も示す。計算式は作業1と同じである。

○○区の「都市公園以外の公園」用地の現在価格合計は・・・

$$1,400 \text{ m}^2 \text{ (⑫)} \times 160,000 \text{ 円} = 224,000,000 \text{ 円 (⑬)}$$

作業3（その後の作業）

「都市公園」及び「都市公園以外」それぞれで「公園用地の取得価額一覧表」を作成し、両者の「取得価額合計」を合算することで、公園用地の資産額を把握できる。

「公園用地の取得価額一覧表」作成後の年度は、実際の取得価額が把握できるならば、その額を資産額として計上していく。

実際の取得価額の把握が難しい場合は、引き続き作業1～2の手順で年度別の取得価額を算定し、「公園用地の取得価額一覧表」へ追記していく。

東京都基準地価格(昭和30年度～49年度は推計)

別紙1(1/6)

年度	1 千代田区 (円/㎡)	2 中央区 (円/㎡)	3 港区 (円/㎡)	4 新宿区 (円/㎡)	5 文京区 (円/㎡)	6 台東区 (円/㎡)	7 墨田区 (円/㎡)	8 江東区 (円/㎡)	9 品川区 (円/㎡)	10 目黒区 (円/㎡)	11 大田区 (円/㎡)
昭和30年度	28,277	34,563	19,702	22,280	13,256	16,325	6,542	5,021	8,177	9,728	6,961
昭和31年度	32,365	39,560	22,550	25,501	15,172	18,685	7,488	5,747	9,359	11,135	7,967
昭和32年度	42,074	51,428	29,315	33,151	19,723	24,290	9,734	7,471	12,167	14,476	10,357
昭和33年度	52,976	64,753	36,911	41,741	24,833	30,584	12,256	9,407	15,319	18,227	13,040
昭和34年度	63,708	77,870	44,388	50,197	29,863	36,779	14,739	11,313	18,422	21,919	15,681
昭和35年度	82,957	101,397	57,799	65,364	38,886	47,892	19,192	14,731	23,988	28,541	20,419
昭和36年度	139,341	170,313	97,083	109,790	65,316	80,442	32,236	24,743	40,292	47,940	34,297
昭和37年度	199,302	243,602	138,860	157,035	93,422	115,057	46,108	35,390	57,630	68,570	49,055
昭和38年度	236,778	289,407	164,970	186,563	110,988	136,692	54,778	42,045	68,466	81,463	58,279
昭和39年度	277,661	339,376	193,454	218,775	130,151	160,294	64,236	49,304	80,287	95,529	68,342
昭和40年度	304,916	372,689	212,443	240,250	142,927	176,028	70,541	54,144	88,168	104,906	75,050
昭和41年度	310,026	378,935	216,003	244,277	145,322	178,978	71,723	55,051	89,646	106,664	76,308
昭和42年度	323,653	395,591	225,498	255,014	151,710	186,845	74,876	57,471	93,586	111,353	79,662
昭和43年度	352,611	430,986	245,674	277,831	165,284	203,563	81,575	62,613	101,960	121,316	86,790
昭和44年度	405,418	495,530	282,466	319,439	190,037	234,048	93,792	71,990	117,229	139,484	99,787
昭和45年度	476,962	582,977	332,313	375,810	223,573	275,351	110,343	84,694	137,916	164,099	117,397
昭和46年度	553,617	676,670	385,720	436,208	259,504	319,604	128,077	98,306	160,081	190,472	136,264
昭和47年度	625,161	764,117	435,567	492,579	293,040	360,907	144,629	111,010	180,768	215,087	153,874
昭和48年度	822,759	1,005,636	573,240	648,271	385,663	474,981	190,343	146,098	237,905	283,071	202,510
昭和49年度	970,958	1,186,775	676,494	765,040	455,130	560,536	224,628	172,414	280,758	334,059	238,987
昭和50年度	892,600	1,091,000	621,900	703,300	418,400	515,300	206,500	158,500	258,100	307,100	219,700
昭和51年度	897,600	1,092,500	622,200	714,200	419,300	519,800	206,900	159,400	258,800	308,600	220,400
昭和52年度	952,100	1,217,800	608,200	672,100	369,800	553,000	215,000	162,400	273,600	281,900	212,400
昭和53年度	974,400	1,244,000	626,100	696,400	383,900	576,200	238,200	173,700	288,300	316,100	224,600
昭和54年度	1,062,500	1,358,800	709,800	788,400	429,300	633,500	265,600	201,100	330,400	361,000	264,200
昭和55年度	1,221,200	1,498,400	810,700	909,900	481,200	725,800	335,000	234,700	387,700	428,300	329,900
昭和56年度	1,341,200	1,723,900	898,000	1,008,600	520,200	769,000	429,200	276,500	428,400	486,000	351,600
昭和57年度	1,805,100	2,090,800	1,110,000	1,377,000	599,600	802,500	536,100	333,100	480,300	542,100	391,900
昭和58年度	2,618,300	2,904,400	1,831,200	1,758,600	739,300	995,600	530,600	416,500	546,100	872,300	463,800
昭和59年度	3,177,800	3,717,200	2,367,100	2,100,000	789,900	1,077,100	559,100	425,800	638,500	959,000	486,800
昭和60年度	5,222,200	5,566,000	4,344,900	3,079,200	881,400	1,198,900	580,100	434,300	721,300	1,124,900	544,700
昭和61年度	10,506,600	8,809,000	8,699,000	4,982,300	1,788,400	2,628,200	671,600	545,200	1,061,000	1,853,200	840,400
昭和62年度	14,603,200	13,335,000	12,763,000	7,833,300	3,116,700	3,828,600	1,691,900	1,567,800	1,933,300	3,726,300	1,680,100
昭和63年度	15,060,500	13,706,400	12,196,600	8,263,400	3,165,000	3,824,100	1,909,800	2,046,400	1,941,700	3,821,600	1,629,300
平成1年度	15,262,500	14,000,500	12,178,800	8,842,800	3,442,500	4,106,700	2,011,400	1,980,600	2,335,300	3,740,500	1,622,200
平成2年度	15,583,600	14,608,300	12,415,000	9,357,500	3,772,000	4,293,800	2,060,200	2,063,300	2,319,000	3,753,300	1,639,400
平成3年度	15,561,400	14,590,000	11,924,000	9,298,000	3,725,500	4,260,000	2,008,500	2,023,900	2,269,200	3,689,000	1,630,700
平成4年度	13,253,600	12,876,400	10,125,600	8,041,000	3,146,500	3,675,000	1,490,400	1,587,700	1,923,600	3,027,100	1,286,100
平成5年度	9,620,000	9,442,400	7,018,200	5,497,600	2,588,600	2,919,000	1,318,500	1,319,700	1,440,900	2,263,900	943,600
平成6年度	6,820,900	6,425,000	4,406,400	3,991,800	2,164,900	2,468,400	1,127,900	1,109,800	1,142,200	1,633,000	805,200
平成7年度	4,841,800	4,521,400	3,187,300	2,945,500	1,750,700	1,920,600	857,600	801,500	962,800	1,288,900	733,100
平成8年度	3,773,800	3,453,500	2,441,600	2,348,300	1,371,600	1,480,400	682,400	657,700	838,100	1,078,900	669,500
平成9年度	3,426,200	3,180,800	2,240,900	2,214,200	1,160,200	1,271,600	604,800	589,300	764,900	975,200	579,400
平成10年度	3,309,800	3,063,100	2,159,600	2,114,300	1,052,400	1,119,100	554,600	545,500	737,100	923,000	539,300
平成11年度	3,253,900	3,000,000	2,043,900	2,255,200	982,200	1,163,200	518,800	510,700	706,800	842,300	511,000
平成12年度	3,193,200	2,845,800	1,969,600	2,132,000	903,700	1,116,200	477,100	468,700	675,800	782,400	482,400
平成13年度	3,033,600	2,701,000	1,949,800	2,133,900	860,300	1,040,300	447,700	440,300	655,600	761,800	462,800
平成14年度	2,918,500	2,613,200	1,937,600	2,044,600	828,500	974,300	425,800	424,500	648,100	747,200	451,300
平成15年度	2,865,500	2,592,400	1,925,000	1,983,900	812,200	917,000	418,000	420,900	641,100	736,100	444,900
平成16年度	2,898,500	2,645,500	1,945,600	1,972,300	814,400	880,600	415,000	419,800	637,300	732,400	442,500
平成17年度	3,036,300	2,875,500	2,066,400	1,983,900	819,500	888,500	415,500	420,300	638,800	749,400	440,500
平成18年度	3,432,500	3,389,000	2,478,800	2,098,600	882,600	956,600	429,300	443,300	708,400	826,300	455,700
平成19年度	4,384,200	4,479,900	3,285,800	2,646,000	1,111,200	1,176,100	505,500	515,100	867,800	1,034,600	521,600
平成20年度	4,822,300	5,117,600	3,425,300	2,919,400	1,133,200	1,242,000	535,200	546,900	879,000	1,059,000	533,500
平成21年度	4,086,400	4,251,700	2,804,400	2,511,300	994,400	1,103,900	484,700	497,600	769,100	937,100	484,700
平成22年度	3,718,200	3,669,000	2,573,100	2,491,100	949,300	1,039,000	466,000	481,000	725,500	893,300	467,100
平成23年度	3,610,400	3,565,700	2,456,300	2,403,000	918,100	992,000	457,600	469,300	716,400	870,300	462,600

東京都基準地価格(昭和30年度～49年度は推計)

別紙1(2/6)

年度	12 世田谷区 (円/㎡)	13 渋谷区 (円/㎡)	14 中野区 (円/㎡)	15 杉並区 (円/㎡)	16 豊島区 (円/㎡)	17 北区 (円/㎡)	18 荒川区 (円/㎡)	19 板橋区 (円/㎡)	20 練馬区 (円/㎡)	21 足立区 (円/㎡)	22 葛飾区 (円/㎡)
昭和30年度	6,283	14,819	8,855	6,595	14,367	7,071	6,650	5,414	4,921	4,017	5,331
昭和31年度	7,191	16,962	10,135	7,548	16,444	8,093	7,611	6,197	5,632	4,598	6,102
昭和32年度	9,348	22,051	13,175	9,813	21,377	10,521	9,894	8,056	7,321	5,977	7,933
昭和33年度	11,770	27,765	16,589	12,356	26,916	13,247	12,457	10,143	9,218	7,526	9,989
昭和34年度	14,154	33,389	19,949	14,859	32,368	15,931	14,981	12,198	11,085	9,050	12,012
昭和35年度	18,430	43,477	25,977	19,349	42,148	20,744	19,507	15,883	14,434	11,784	15,641
昭和36年度	30,956	73,027	43,632	32,500	70,795	34,843	32,766	26,679	24,244	19,794	26,272
昭和37年度	44,277	104,452	62,407	46,486	101,259	49,836	46,866	38,160	34,676	28,311	37,578
昭和38年度	52,603	124,092	74,142	55,227	120,299	59,207	55,678	45,335	41,196	33,635	44,644
昭和39年度	61,686	145,518	86,944	64,763	141,070	69,430	65,292	53,163	48,309	39,443	52,352
昭和40年度	67,741	159,802	95,478	71,120	154,917	76,245	71,701	58,381	53,051	43,315	57,491
昭和41年度	68,876	162,480	97,078	72,312	157,513	77,523	72,903	59,359	53,940	44,041	58,455
昭和42年度	71,903	169,622	101,345	75,491	164,437	80,931	76,108	61,968	56,311	45,977	61,024
昭和43年度	78,336	184,799	110,413	82,246	179,150	88,172	82,918	67,512	61,349	50,091	66,484
昭和44年度	90,068	212,474	126,948	94,563	205,979	101,377	95,336	77,622	70,536	57,593	76,441
昭和45年度	105,962	249,969	149,351	111,251	242,328	119,267	112,160	91,320	82,984	67,756	89,931
昭和46年度	122,992	290,143	173,354	129,131	281,274	138,435	130,186	105,997	96,321	78,645	104,384
昭和47年度	138,886	327,638	195,757	145,819	317,623	156,325	147,010	119,695	108,769	88,808	117,874
昭和48年度	182,784	431,197	257,631	191,909	418,016	205,736	193,476	157,528	143,148	116,878	155,131
昭和49年度	215,708	508,866	304,036	226,477	493,311	242,794	228,326	185,903	168,933	137,931	183,074
昭和50年度	198,300	467,800	279,500	208,200	453,500	223,200	209,900	170,900	155,300	126,800	168,300
昭和51年度	199,100	474,000	282,600	209,600	455,100	223,600	211,100	172,100	156,500	127,200	169,000
昭和52年度	193,300	426,500	259,900	208,400	428,000	219,500	213,400	170,300	160,900	130,100	172,500
昭和53年度	205,700	496,800	273,800	224,300	447,000	236,000	227,800	192,100	176,800	136,600	181,000
昭和54年度	242,300	560,000	314,900	261,100	511,300	277,900	265,100	228,200	214,700	159,000	208,700
昭和55年度	339,400	677,800	408,700	333,200	632,300	337,900	331,900	265,100	260,100	191,600	254,300
昭和56年度	390,500	790,800	459,600	364,500	676,600	389,900	353,600	313,400	307,400	222,900	303,400
昭和57年度	423,900	1,006,300	499,800	408,300	726,300	449,100	411,800	353,400	335,500	236,000	330,700
昭和58年度	446,000	1,422,300	565,100	442,500	869,400	446,600	485,500	384,900	343,100	269,100	346,300
昭和59年度	472,600	1,708,900	580,500	459,200	946,700	463,600	476,100	395,500	356,200	277,200	350,100
昭和60年度	531,900	2,757,100	624,700	533,600	1,040,900	491,400	494,400	410,100	365,000	283,100	354,600
昭和61年度	881,500	4,318,100	1,161,000	756,300	2,272,200	584,800	606,500	489,700	438,300	306,700	398,400
昭和62年度	1,762,700	7,043,100	2,017,900	1,597,800	3,472,400	1,192,000	1,145,600	1,073,700	986,400	485,200	875,200
昭和63年度	1,642,100	6,958,300	2,106,500	1,648,300	3,885,500	1,586,900	1,247,800	1,085,100	1,008,400	667,200	924,100
平成1年度	1,582,100	7,198,000	1,984,200	1,631,100	4,611,400	1,591,900	1,306,100	1,142,100	984,000	722,100	978,900
平成2年度	1,605,300	7,482,000	1,997,100	1,651,700	5,100,500	1,691,600	1,346,400	1,171,800	1,003,500	766,000	1,013,500
平成3年度	1,564,700	7,472,300	1,920,800	1,655,500	5,111,600	1,780,300	1,621,400	1,190,100	975,100	793,100	1,022,000
平成4年度	1,214,900	6,109,700	1,623,400	1,336,500	4,719,200	1,552,300	1,440,400	1,013,400	789,700	689,600	919,500
平成5年度	911,200	4,393,700	1,216,600	990,900	3,533,200	1,227,100	1,086,100	829,100	678,000	586,200	737,100
平成6年度	779,600	2,904,800	1,012,300	842,800	2,451,800	1,036,000	918,100	711,200	594,800	515,800	626,700
平成7年度	703,500	2,145,700	873,400	730,400	1,900,300	899,200	794,900	650,100	553,500	470,800	561,500
平成8年度	655,900	1,749,700	766,400	656,100	1,527,800	785,200	698,100	598,100	521,200	422,600	521,100
平成9年度	628,900	1,653,300	740,100	616,500	1,341,500	708,100	637,400	565,100	496,500	395,600	485,400
平成10年度	608,100	1,599,100	724,400	580,900	1,231,700	649,800	598,500	542,600	475,100	369,400	448,100
平成11年度	579,000	1,585,000	711,000	563,500	1,232,500	603,500	562,500	524,800	441,300	350,600	387,600
平成12年度	561,000	1,543,700	688,400	538,400	1,137,300	561,200	522,200	496,000	411,800	322,200	365,300
平成13年度	549,700	1,532,900	676,500	532,000	1,059,900	527,400	490,200	474,900	394,000	301,400	344,500
平成14年度	540,700	1,490,600	652,500	519,000	985,100	499,400	466,500	453,400	382,800	288,100	325,700
平成15年度	531,700	1,531,100	636,500	509,100	932,700	480,100	449,800	437,100	376,800	279,000	314,400
平成16年度	527,500	1,546,800	629,300	507,300	903,400	466,400	424,300	426,100	373,300	276,800	306,700
平成17年度	534,500	1,636,100	642,600	512,300	915,700	465,700	423,400	427,800	372,900	278,800	305,000
平成18年度	580,100	1,896,400	663,000	541,800	1,001,200	496,700	453,700	445,500	382,000	313,900	313,100
平成19年度	677,900	2,511,200	763,400	607,600	1,257,500	573,400	524,100	502,200	433,000	346,400	348,900
平成20年度	693,700	2,484,800	801,900	608,100	1,334,000	589,600	539,600	519,900	451,700	361,100	360,500
平成21年度	598,100	2,527,100	706,900	535,600	1,161,900	529,400	496,500	468,400	397,900	340,700	339,800
平成22年度	580,600	2,310,900	675,000	522,200	1,138,100	515,300	482,800	454,000	388,200	328,700	330,600
平成23年度	572,100	2,158,800	662,700	518,200	1,103,700	507,500	484,500	444,900	384,300	325,400	329,500

東京都基準地価格(昭和30年度～49年度は推計)

別紙1(3/6)

年度	23 江戸川区 (円/㎡)	24 八王子市 (円/㎡)	25 立川市 (円/㎡)	26 武蔵野市 (円/㎡)	27 三鷹市 (円/㎡)	28 青梅市 (円/㎡)	29 府中市 (円/㎡)	30 昭島市 (円/㎡)	31 調布市 (円/㎡)	32 町田市 (円/㎡)	33 小金井市 (円/㎡)
昭和30年度	4,126	2,293	3,617	13,574	4,644	1,477	3,918	2,525	5,224	2,169	4,264
昭和31年度	4,722	2,625	4,140	15,537	5,315	1,690	4,485	2,890	5,979	2,483	4,881
昭和32年度	6,138	3,413	5,382	20,198	6,910	2,197	5,831	3,757	7,773	3,228	6,345
昭和33年度	7,728	4,297	6,777	25,432	8,701	2,766	7,342	4,730	9,787	4,065	7,989
昭和34年度	9,293	5,168	8,150	30,584	10,464	3,326	8,829	5,688	11,770	4,889	9,607
昭和35年度	12,101	6,729	10,613	39,824	13,625	4,331	11,496	7,407	15,326	6,366	12,509
昭和36年度	20,326	11,302	17,827	66,892	22,886	7,275	19,310	12,442	25,742	10,693	21,011
昭和37年度	29,072	16,165	25,498	95,677	32,734	10,405	27,620	17,796	36,819	15,295	30,053
昭和38年度	34,538	19,205	30,293	113,667	38,889	12,362	32,813	21,142	43,742	18,171	35,704
昭和39年度	40,501	22,521	35,524	133,293	45,604	14,496	38,479	24,792	51,295	21,308	41,869
昭和40年度	44,477	24,732	39,011	146,377	50,080	15,919	42,256	27,226	56,330	23,400	45,979
昭和41年度	45,222	25,147	39,665	148,830	50,919	16,186	42,964	27,682	57,274	23,792	46,750
昭和42年度	47,210	26,252	41,409	155,372	53,157	16,897	44,853	28,899	59,792	24,838	48,805
昭和43年度	51,434	28,601	45,114	169,274	57,913	18,409	48,866	31,485	65,142	27,060	53,172
昭和44年度	59,137	32,884	51,870	194,624	66,586	21,166	56,184	36,200	74,898	31,113	61,135
昭和45年度	69,573	38,687	61,023	228,969	78,336	24,901	66,099	42,588	88,115	36,603	71,923
昭和46年度	80,754	44,905	70,830	265,768	90,926	28,903	76,722	49,432	102,276	42,486	83,482
昭和47年度	91,190	50,708	79,983	300,113	102,676	32,638	86,637	55,820	115,493	47,976	94,271
昭和48年度	120,013	66,735	105,264	394,972	135,129	42,954	114,021	73,464	151,998	63,140	124,068
昭和49年度	141,630	78,756	124,225	466,116	159,469	50,691	134,559	86,697	179,376	74,513	146,416
昭和50年度	130,200	72,400	114,200	428,500	146,600	46,600	123,700	79,700	164,900	68,500	134,600
昭和51年度	130,800	74,100	116,000	434,100	148,200	46,500	124,300	80,800	166,400	69,300	137,000
昭和52年度	136,100	86,700	120,300	322,900	152,600	45,400	117,500	73,100	159,400	82,000	137,000
昭和53年度	151,600	91,700	127,900	340,500	160,500	47,600	124,600	76,900	170,200	88,400	145,300
昭和54年度	178,800	109,200	147,600	389,000	213,500	54,300	149,600	92,000	206,300	103,400	171,000
昭和55年度	215,200	129,500	188,000	457,600	265,900	71,600	180,800	119,200	249,600	123,400	218,800
昭和56年度	239,600	142,000	242,000	510,800	301,300	92,900	200,100	185,200	270,400	148,000	251,300
昭和57年度	280,800	161,400	270,500	569,400	314,400	129,600	229,900	197,700	304,500	182,500	323,700
昭和58年度	303,900	177,300	281,600	655,800	330,700	124,900	275,800	213,500	328,400	220,900	337,300
昭和59年度	315,300	182,100	292,400	709,900	344,300	129,200	291,300	220,400	340,900	230,800	346,900
昭和60年度	322,400	189,300	304,600	773,700	358,800	135,900	300,400	226,100	352,000	241,800	359,300
昭和61年度	349,900	202,800	339,900	1,089,900	460,600	139,800	364,400	238,500	437,400	265,600	451,700
昭和62年度	773,200	422,300	705,600	2,827,100	1,157,700	190,400	808,100	421,200	1,118,800	587,900	1,125,300
昭和63年度	970,300	521,900	821,400	2,700,400	1,070,600	278,000	805,800	470,400	1,056,200	640,600	1,065,500
平成1年度	1,062,700	530,800	794,900	2,673,500	1,336,500	289,200	815,900	557,300	1,091,700	583,900	993,200
平成2年度	1,178,800	542,600	839,100	2,678,700	1,362,100	296,500	819,300	568,100	1,129,300	586,800	995,700
平成3年度	1,200,500	509,500	820,500	2,644,300	1,314,900	285,500	835,400	558,600	1,101,700	572,100	977,000
平成4年度	1,096,000	476,900	698,000	2,220,300	1,129,100	273,700	747,300	508,100	957,500	526,100	818,800
平成5年度	928,100	393,400	631,800	1,753,900	924,400	252,100	595,900	407,600	739,800	523,800	679,500
平成6年度	778,100	343,200	513,000	1,378,200	776,900	237,800	511,300	363,500	623,300	444,600	594,100
平成7年度	681,100	315,100	456,800	1,204,700	697,600	225,500	479,800	351,100	568,200	394,700	557,900
平成8年度	595,700	288,200	408,900	1,077,000	649,100	214,100	448,200	330,800	524,100	337,200	505,700
平成9年度	545,600	275,100	385,200	1,017,100	621,900	206,700	427,900	323,400	499,600	315,800	487,100
平成10年度	488,900	256,100	373,000	930,300	578,800	195,200	405,300	306,500	467,400	296,600	465,100
平成11年度	438,400	231,100	380,200	895,900	538,200	174,900	381,600	288,400	420,700	282,800	431,400
平成12年度	398,100	207,300	361,000	850,300	511,500	159,400	364,900	269,200	397,900	259,300	425,400
平成13年度	369,900	188,700	349,400	827,100	491,400	146,300	347,100	253,100	379,300	237,600	409,800
平成14年度	354,100	171,600	331,400	811,200	473,700	130,300	329,400	230,500	364,000	215,000	391,800
平成15年度	341,100	158,700	311,500	800,500	460,600	119,900	318,100	209,100	346,700	199,800	374,200
平成16年度	334,500	150,700	300,700	805,700	455,900	110,400	309,800	194,300	328,700	192,400	359,400
平成17年度	327,800	150,000	302,400	829,200	471,100	106,800	308,600	187,100	327,600	190,800	354,900
平成18年度	347,300	155,500	315,900	867,300	489,200	111,000	318,300	190,600	342,500	197,700	357,000
平成19年度	392,100	168,500	366,800	961,900	546,400	117,600	354,400	207,400	382,000	217,300	405,100
平成20年度	400,900	175,500	390,900	993,700	552,200	119,200	368,300	215,100	395,000	228,000	420,000
平成21年度	365,800	164,000	361,800	914,900	505,800	112,000	334,700	195,800	351,700	214,700	384,100
平成22年度	354,300	157,800	342,900	892,200	491,100	105,600	325,200	187,700	339,700	209,500	375,500
平成23年度	349,100	154,500	338,700	884,600	486,000	105,100	321,200	185,100	336,900	206,600	371,300

東京都基準地価格(昭和30年度～49年度は推計)

別紙1(4/6)

年度	34 小平市 (円/㎡)	35 日野市 (円/㎡)	36 東村山市 (円/㎡)	37 国分寺市 (円/㎡)	38 国立市 (円/㎡)	39 福生市 (円/㎡)	40 狛江市 (円/㎡)	41 東大和市 (円/㎡)	42 清瀬市 (円/㎡)	43 東久留米市 (円/㎡)	44 武蔵村山市 (円/㎡)
昭和30年度	3,584	2,800	3,384	4,894	3,538	2,701	3,434	2,367	3,146	3,026	1,660
昭和31年度	4,102	3,205	3,873	5,602	4,050	3,092	3,931	2,709	3,601	3,463	1,900
昭和32年度	5,332	4,167	5,035	7,283	5,265	4,020	5,110	3,522	4,681	4,502	2,470
昭和33年度	6,713	5,247	6,339	9,170	6,629	5,062	6,434	4,434	5,894	5,668	3,110
昭和34年度	8,073	6,310	7,623	11,027	7,972	6,088	7,737	5,332	7,088	6,816	3,740
昭和35年度	10,512	8,216	9,926	14,359	10,381	7,928	10,074	6,943	9,229	8,876	4,870
昭和36年度	17,656	13,800	16,673	24,118	17,437	13,317	16,921	11,662	15,501	14,908	8,180
昭和37年度	25,253	19,738	23,847	34,497	24,940	19,047	24,203	16,680	22,172	21,323	11,700
昭和38年度	30,002	23,449	28,331	40,984	29,630	22,629	28,754	19,816	26,341	25,333	13,900
昭和39年度	35,182	27,498	33,223	48,060	34,746	26,536	33,719	23,237	30,889	29,707	16,300
昭和40年度	38,635	30,197	36,484	52,777	38,157	29,141	37,029	25,518	33,921	32,623	17,900
昭和41年度	39,283	30,703	37,095	53,662	38,797	29,629	37,650	25,946	34,489	33,170	18,200
昭和42年度	41,010	32,053	38,726	56,021	40,502	30,931	39,305	27,086	36,005	34,628	19,000
昭和43年度	44,679	34,921	42,191	61,033	44,126	33,698	42,822	29,510	39,227	37,726	20,700
昭和44年度	51,370	40,151	48,509	70,173	50,734	38,744	49,235	33,929	45,102	43,376	23,800
昭和45年度	60,435	47,236	57,069	82,557	59,687	45,581	57,923	39,916	53,061	51,031	28,000
昭和46年度	70,148	54,828	66,241	95,825	69,280	52,906	67,232	46,331	61,589	59,232	32,500
昭和47年度	79,213	61,914	74,801	108,209	78,233	59,743	75,921	52,318	69,548	66,887	36,700
昭和48年度	104,251	81,483	98,444	142,411	102,960	78,626	99,918	68,855	91,530	88,028	48,300
昭和49年度	123,029	96,160	116,176	168,063	121,506	92,788	117,916	81,258	108,017	103,884	57,000
昭和50年度	113,100	88,400	106,800	154,500	111,700	85,300	108,400	74,700	99,300	95,500	52,400
昭和51年度	115,500	89,300	107,500	156,400	112,900	86,100	109,900	75,500	101,000	95,900	52,500
昭和52年度	109,000	86,700	98,100	133,900	108,700	75,600	113,700	76,700	102,700	97,600	51,900
昭和53年度	121,100	93,200	115,700	142,000	117,600	80,300	122,700	84,700	108,600	103,700	59,600
昭和54年度	148,000	107,700	141,600	166,600	138,100	91,300	149,000	106,300	129,900	124,400	76,200
昭和55年度	211,000	129,800	168,700	215,500	162,800	122,200	176,100	158,500	170,700	166,400	110,200
昭和56年度	236,500	162,700	213,600	241,900	198,300	160,800	196,700	177,000	199,600	185,700	126,800
昭和57年度	254,200	203,100	221,400	253,800	271,300	168,300	262,300	186,600	225,500	214,300	129,000
昭和58年度	272,800	232,200	229,400	260,800	279,300	175,600	288,300	191,300	231,400	223,400	130,800
昭和59年度	275,500	239,000	234,500	331,400	290,600	178,800	295,700	194,000	235,200	227,600	133,600
昭和60年度	281,900	245,900	239,700	343,800	318,200	181,800	304,000	195,300	239,600	231,800	135,800
昭和61年度	311,300	255,100	251,100	424,800	403,100	187,000	372,600	208,200	254,000	243,000	135,100
昭和62年度	686,200	436,500	556,900	1,068,800	1,040,700	316,300	846,300	385,100	600,100	515,300	228,400
昭和63年度	672,900	501,000	611,900	1,001,600	1,005,300	444,300	842,000	375,700	605,100	514,800	227,300
平成1年度	679,000	491,500	598,900	916,500	1,007,200	433,400	827,600	377,500	713,000	499,300	235,600
平成2年度	687,000	511,600	597,500	945,900	1,029,000	439,100	856,100	383,800	719,100	509,100	238,100
平成3年度	665,700	459,600	587,900	941,700	1,006,000	437,200	831,100	378,800	698,700	500,800	240,400
平成4年度	582,800	410,700	524,400	829,000	806,000	406,200	726,600	354,500	636,600	444,700	234,600
平成5年度	465,600	352,500	420,100	680,700	647,200	370,300	580,400	292,900	510,900	369,100	239,500
平成6年度	424,800	341,200	391,100	596,700	546,000	345,400	508,600	285,200	467,700	353,800	238,600
平成7年度	404,200	334,900	378,400	549,700	512,000	319,400	484,500	280,100	436,400	374,500	238,100
平成8年度	380,800	318,800	351,700	511,900	477,400	298,300	454,400	271,300	395,100	349,400	236,100
平成9年度	371,600	310,600	334,600	487,900	466,800	289,600	442,100	266,800	368,900	335,200	234,100
平成10年度	350,600	300,300	317,800	467,700	452,000	270,700	420,900	254,700	338,800	316,300	222,600
平成11年度	308,500	275,000	272,000	439,900	416,600	247,400	408,800	226,200	302,700	274,600	194,000
平成12年度	289,000	257,900	255,400	429,400	398,000	264,300	386,500	210,100	282,300	255,400	175,800
平成13年度	275,200	238,700	244,600	414,000	384,300	249,600	365,300	200,500	267,100	242,800	162,800
平成14年度	261,400	221,800	231,300	466,100	370,900	245,900	352,000	190,500	253,600	229,300	148,000
平成15年度	252,300	205,900	221,500	450,200	359,100	229,800	331,800	182,400	242,100	217,000	135,200
平成16年度	246,800	193,700	212,700	437,500	352,300	206,800	321,300	175,700	233,100	207,400	128,700
平成17年度	242,000	187,800	210,300	431,600	349,400	188,600	318,700	171,800	228,000	203,600	125,400
平成18年度	249,200	193,800	211,800	433,400	362,900	190,400	324,300	175,500	230,900	204,300	126,900
平成19年度	268,400	215,100	234,500	467,900	383,400	203,600	353,300	189,100	248,300	224,800	135,000
平成20年度	269,400	226,100	240,500	474,500	384,700	207,800	364,700	188,300	255,100	235,000	134,900
平成21年度	251,500	205,900	218,800	438,000	334,900	192,600	323,800	176,200	231,700	215,100	125,600
平成22年度	240,300	196,000	211,600	427,800	324,700	181,000	316,800	169,700	222,800	208,300	120,500
平成23年度	235,900	193,600	208,500	420,500	321,900	178,000	313,300	166,100	221,000	206,000	118,200

東京都基準地価格(昭和30年度～49年度は推計)

別紙1(5/6)

年度	45 多摩市 (円/㎡)	46 稲城市 (円/㎡)	47 羽村市 (円/㎡)	48 あきる野市 (円/㎡)	49 西東京市 (円/㎡)	50 瑞穂町 (円/㎡)	51 日の出町 (円/㎡)	52 檜原村 (円/㎡)	53 奥多摩町 (円/㎡)	54 大島町 (円/㎡)	55 利島村 (円/㎡)
昭和30年度	3,137	2,591	2,151	1,226	3,963	1,460	710	357	777	818	342
昭和31年度	3,590	2,966	2,462	1,403	4,536	1,647	801	403	877	923	386
昭和32年度	4,667	3,856	3,201	1,824	5,897	2,132	1,036	521	1,135	1,195	499
昭和33年度	5,876	4,855	4,031	2,297	7,425	2,584	1,256	631	1,376	1,449	605
昭和34年度	7,066	5,839	4,847	2,762	8,929	3,166	1,538	773	1,686	1,775	741
昭和35年度	9,201	7,603	6,311	3,597	11,627	4,083	1,984	997	2,174	2,289	956
昭和36年度	15,455	12,770	10,600	6,041	19,529	5,763	2,800	1,407	3,068	3,231	1,349
昭和37年度	22,105	18,265	15,161	8,640	27,933	7,236	3,516	1,767	3,852	4,057	1,694
昭和38年度	26,262	21,699	18,012	10,265	33,185	8,464	4,113	2,067	4,505	4,745	1,981
昭和39年度	30,796	25,446	21,122	12,037	38,915	9,756	4,741	2,383	5,193	5,469	2,283
昭和40年度	33,819	27,944	23,195	13,219	42,735	10,984	5,338	2,683	5,846	6,157	2,570
昭和41年度	34,386	28,412	23,584	13,441	43,451	11,566	5,621	2,825	6,155	6,483	2,706
昭和42年度	35,897	29,661	24,621	14,032	45,361	12,600	6,123	3,078	6,705	7,062	2,948
昭和43年度	39,109	32,315	26,824	15,288	49,420	14,280	6,939	3,488	7,599	8,004	3,341
昭和44年度	44,966	37,154	30,841	17,578	56,821	16,800	8,163	4,103	8,940	9,416	3,930
昭和45年度	52,901	43,710	36,283	20,680	66,848	20,160	9,795	4,924	10,728	11,299	4,716
昭和46年度	61,403	50,735	42,114	24,003	77,591	23,262	11,302	5,681	12,379	13,037	5,441
昭和47年度	69,338	57,292	47,556	27,105	87,618	26,364	12,809	6,438	14,029	14,775	6,167
昭和48年度	91,254	75,400	62,587	35,672	115,312	32,890	15,980	8,032	17,502	18,433	7,694
昭和49年度	107,691	88,981	73,861	42,097	136,082	40,580	19,716	9,910	21,594	22,742	9,493
昭和50年度	99,000	81,800	67,900	38,700	125,100	38,900	18,900	9,500	20,700	21,800	9,100
昭和51年度	84,500	82,800	68,200	38,800	127,700	38,900	18,900	9,500	20,700	22,600	9,400
昭和52年度	87,300	83,900	64,500	41,200	129,200	39,600	22,900	9,700	20,900	22,600	9,400
昭和53年度	91,900	88,200	67,500	43,000	142,600	41,400	24,000	9,900	21,700	22,900	9,600
昭和54年度	107,200	102,100	75,700	47,600	171,800	46,600	27,200	10,500	24,800	23,600	9,900
昭和55年度	145,700	132,500	97,800	56,900	246,300	73,400	39,800	12,800	32,800	26,600	11,100
昭和56年度	161,600	145,800	118,100	65,000	217,100	85,500	43,600	14,700	37,700	27,200	11,400
昭和57年度	181,700	160,100	172,500	78,300	284,800	95,500	56,100	15,400	39,400	27,500	11,500
昭和58年度	226,700	192,400	182,500	85,100	302,800	99,600	60,000	27,200	45,300	27,500	11,500
昭和59年度	237,800	201,600	186,000	86,700	305,000	100,900	61,100	27,600	47,600	27,800	11,600
昭和60年度	249,800	206,600	188,300	87,900	311,500	102,400	61,800	28,000	48,700	27,800	11,600
昭和61年度	274,000	227,000	192,500	89,800	341,100	104,200	62,800	28,300	49,800	19,000	7,900
昭和62年度	653,400	413,300	300,300	106,100	800,600	149,800	75,800	32,700	57,500	19,100	8,000
昭和63年度	835,600	432,400	388,800	148,800	758,300	209,300	107,000	59,000	80,500	19,100	8,000
平成1年度	802,300	430,100	444,300	150,100	733,900	217,800	107,500	57,200	81,100	19,300	8,100
平成2年度	788,300	430,300	450,000	177,000	781,000	225,300	127,500	57,200	81,500	19,300	8,100
平成3年度	771,800	421,900	450,000	199,300	767,200	235,000	132,000	57,000	81,500	19,300	8,100
平成4年度	673,400	400,800	440,900	198,300	681,200	236,100	130,500	56,000	79,700	19,400	8,100
平成5年度	559,600	355,400	366,600	185,500	542,800	206,200	136,000	54,300	77,000	17,700	7,400
平成6年度	501,100	338,500	337,400	178,500	495,000	200,700	131,800	53,400	75,300	17,700	7,400
平成7年度	447,200	332,400	324,600	176,400	468,400	195,500	130,800	52,900	74,200	17,600	7,400
平成8年度	406,700	322,700	301,900	177,500	429,800	189,800	128,000	52,400	72,900	17,400	7,400
平成9年度	385,000	312,500	292,800	175,400	413,800	186,300	126,200	52,300	72,100	17,300	7,400
平成10年度	363,300	307,600	279,300	168,500	389,100	175,200	120,500	51,300	71,100	17,300	7,400
平成11年度	334,600	288,700	245,800	148,300	351,800	156,900	105,400	46,000	66,700	20,400	7,300
平成12年度	302,900	277,200	234,400	136,800	326,700	144,000	103,200	43,800	62,700	17,900	8,000
平成13年度	276,100	258,400	216,400	127,300	310,900	133,700	95,400	41,700	59,000	17,900	7,500
平成14年度	255,600	240,600	207,200	117,700	295,700	124,900	83,000	38,700	55,700	17,700	7,600
平成15年度	235,200	221,200	191,700	106,200	281,200	109,900	74,800	35,700	51,000	17,800	7,600
平成16年度	223,300	211,200	182,100	97,400	273,400	102,200	70,800	32,600	46,400	17,300	8,000
平成17年度	228,800	206,500	177,400	95,100	272,400	99,400	67,900	31,200	41,200	17,300	7,700
平成18年度	235,500	206,800	179,300	96,000	278,400	99,400	71,100	30,300	42,300	19,200	7,700
平成19年度	251,300	218,100	192,200	101,200	305,900	100,900	71,800	29,800	41,800	19,000	7,700
平成20年度	259,000	218,300	196,100	104,400	318,300	101,000	71,800	29,300	41,300	18,200	7,700
平成21年度	241,600	210,600	180,800	98,700	288,800	96,200	67,600	28,300	39,800	17,500	7,700
平成22年度	234,900	208,500	158,100	92,100	277,900	91,400	62,800	26,200	36,700	16,700	7,700
平成23年度	231,700	206,800	155,300	91,000	275,500	90,000	61,600	24,700	34,400	16,000	7,700

東京都基準地価格(昭和30年度～49年度は推計)

別紙1(6/6)

年 度	56 新島村 (円/㎡)	57 神津島村 (円/㎡)	58 三宅村 (円/㎡)	59 御蔵島村 (円/㎡)	60 八丈町 (円/㎡)	61 青ヶ島村 (円/㎡)	62 小笠原村 (円/㎡)
昭和30年度	342	360	499	342	650	342	751
昭和31年度	386	406	563	386	733	386	847
昭和32年度	499	526	728	499	949	499	1,096
昭和33年度	605	638	883	605	1,150	605	1,329
昭和34年度	741	782	1,082	741	1,409	741	1,628
昭和35年度	956	1,008	1,396	956	1,817	956	2,100
昭和36年度	1,349	1,422	1,970	1,349	2,564	1,349	2,964
昭和37年度	1,694	1,786	2,474	1,694	3,219	1,694	3,721
昭和38年度	1,981	2,089	2,894	1,981	3,765	1,981	4,352
昭和39年度	2,283	2,408	3,336	2,283	4,340	2,283	5,016
昭和40年度	2,570	2,711	3,756	2,570	4,886	2,570	5,647
昭和41年度	2,706	2,855	3,955	2,706	5,145	2,706	5,946
昭和42年度	2,948	3,110	4,308	2,948	5,605	2,948	6,478
昭和43年度	3,341	3,525	4,882	3,341	6,352	3,341	7,342
昭和44年度	3,930	4,147	5,744	3,930	7,473	3,930	8,638
昭和45年度	4,716	4,976	6,893	4,716	8,967	4,716	10,365
昭和46年度	5,441	5,741	7,954	5,441	10,346	5,441	11,960
昭和47年度	6,167	6,506	9,014	6,167	11,725	6,167	13,555
昭和48年度	7,694	8,117	11,245	7,694	14,627	7,694	16,910
昭和49年度	9,493	10,015	13,874	9,493	18,047	9,493	20,864
昭和50年度	9,100	9,600	13,300	9,100	17,300	9,100	20,000
昭和51年度	9,400	9,900	13,400	9,400	17,300	9,400	20,000
昭和52年度	9,400	9,900	13,400	9,400	17,300	9,400	20,000
昭和53年度	9,600	10,100	13,500	9,600	17,800	9,600	20,500
昭和54年度	9,900	10,400	13,500	9,900	17,900	9,900	20,700
昭和55年度	11,100	11,700	13,600	11,100	18,000	11,100	20,800
昭和56年度	11,400	12,000	13,900	11,400	18,700	11,400	21,600
昭和57年度	11,500	12,100	13,900	11,500	19,100	11,500	22,000
昭和58年度	11,500	12,100	13,900	11,500	19,200	11,500	22,200
昭和59年度	11,600	12,200	12,000	11,600	19,500	11,600	22,500
昭和60年度	11,600	12,200	12,000	11,600	19,300	11,600	22,300
昭和61年度	7,900	8,300	9,400	7,900	17,000	7,900	19,600
昭和62年度	8,000	8,400	9,500	8,000	17,100	8,000	19,700
昭和63年度	8,000	8,400	9,600	8,000	17,200	8,000	19,800
平成1年度	8,100	8,500	9,600	8,100	17,300	8,100	20,000
平成2年度	8,100	8,500	9,700	8,100	16,900	8,100	19,500
平成3年度	8,100	8,500	9,700	8,100	17,000	8,100	19,500
平成4年度	8,100	8,500	9,600	8,100	18,100	8,100	19,500
平成5年度	7,400	7,800	10,400	7,400	20,900	7,400	19,800
平成6年度	7,400	7,800	10,400	7,400	20,900	7,400	19,800
平成7年度	7,400	7,800	10,400	7,400	20,900	7,400	19,800
平成8年度	7,400	7,800	10,400	7,400	20,900	7,400	19,800
平成9年度	7,400	7,800	10,400	7,400	20,900	7,400	19,800
平成10年度	7,400	7,800	10,200	7,400	20,900	7,400	19,800
平成11年度	7,300	7,800	10,000	7,300	20,700	7,300	19,800
平成12年度	8,000	7,800	10,000	8,000	20,700	8,000	19,800
平成13年度	7,500	7,800	10,000	7,500	20,700	7,500	19,800
平成14年度	7,600	7,800	10,000	7,600	20,400	7,600	19,800
平成15年度	7,600	7,800	10,000	7,600	20,400	7,600	19,800
平成16年度	8,000	7,800	10,000	8,000	20,400	8,000	19,800
平成17年度	7,700	7,800	9,700	7,700	20,400	7,700	19,800
平成18年度	7,700	7,800	9,700	7,700	22,900	7,700	19,800
平成19年度	7,700	7,800	9,700	7,700	19,600	7,700	19,800
平成20年度	7,700	7,800	9,700	7,700	19,600	7,700	19,800
平成21年度	7,700	7,800	9,700	7,700	19,100	7,700	19,800
平成22年度	7,700	7,800	9,600	7,700	17,900	7,700	19,800
平成23年度	7,700	7,800	9,500	7,700	16,300	7,700	19,800

都内区市町村 幅員別舗装参考単価表

別紙2

年 度	19.5m以上 (円/m)	13m以上 (円/m)	5.5m以上 (円/m)	5.5m未満 (円/m)	未改良 (円/m)	デフレーター※
昭和30年度	62,267	44,944	24,452	16,998	16,998	13.7
昭和31年度	68,175	49,209	26,773	18,611	18,611	15.0
昭和32年度	71,357	51,505	28,022	19,480	19,480	15.7
昭和33年度	68,630	49,537	26,951	18,735	18,735	15.1
昭和34年度	72,266	52,161	28,379	19,728	19,728	15.9
昭和35年度	76,356	55,114	29,985	20,845	20,845	16.8
昭和36年度	84,083	60,691	33,019	22,954	22,954	18.5
昭和37年度	88,173	63,643	34,626	24,071	24,071	19.4
昭和38年度	90,446	65,283	35,518	24,691	24,691	19.9
昭和39年度	93,627	67,580	36,768	25,560	25,560	20.6
昭和40年度	96,355	69,548	37,838	26,304	26,304	21.2
昭和41年度	104,536	75,453	41,051	28,537	28,537	23.0
昭和42年度	114,080	82,342	44,799	31,143	31,143	25.1
昭和43年度	117,262	84,639	46,049	32,012	32,012	25.8
昭和44年度	123,170	88,903	48,369	33,625	33,625	27.1
昭和45年度	131,351	94,808	51,582	35,858	35,858	28.9
昭和46年度	136,351	98,417	53,545	37,223	37,223	30.0
昭和47年度	144,077	103,994	56,579	39,332	39,332	31.7
昭和48年度	181,346	130,895	71,215	49,506	49,506	39.9
昭和49年度	232,705	167,965	91,384	63,527	63,527	51.2
昭和50年度	237,250	171,246	93,168	64,768	64,768	52.2
昭和51年度	253,158	182,728	99,415	69,110	69,110	55.7
昭和52年度	270,883	195,522	106,376	73,949	73,949	59.6
昭和53年度	287,700	207,660	112,980	78,540	78,540	63.3
昭和54年度	325,424	234,889	127,794	88,838	88,838	71.6
昭和55年度	376,328	271,631	147,784	102,735	102,735	82.8
昭和56年度	389,054	280,817	152,782	106,209	106,209	85.6
昭和57年度	381,782	275,568	149,926	104,224	104,224	84.0
昭和58年度	378,146	272,943	148,498	103,231	103,231	83.2
昭和59年度	385,873	278,520	151,532	105,340	105,340	84.9
昭和60年度	383,600	276,880	150,640	104,720	104,720	84.4
昭和61年度	382,236	275,896	150,105	104,348	104,348	84.1
昭和62年度	387,236	279,504	152,068	105,713	105,713	85.2
昭和63年度	395,872	285,738	155,459	108,070	108,070	87.1
平成1年度	416,324	300,500	163,491	113,653	113,653	91.6
平成2年度	432,686	312,310	169,916	118,120	118,120	95.2
平成3年度	445,412	321,496	174,914	121,594	121,594	98.0
平成4年度	452,230	326,417	177,591	123,455	123,455	99.5
平成5年度	454,048	327,729	178,305	123,952	123,952	99.9
平成6年度	456,775	329,697	179,376	124,696	124,696	100.5
平成7年度	459,502	331,665	180,447	125,441	125,441	101.1
平成8年度	459,502	331,665	180,447	125,441	125,441	101.1
平成9年度	463,138	334,290	181,875	126,433	126,433	101.9
平成10年度	454,957	328,385	178,662	124,200	124,200	100.1
平成11年度	450,866	325,432	177,056	123,083	123,083	99.2
平成12年度	452,684	326,745	177,769	123,580	123,580	99.6
平成13年度	444,049	320,512	174,378	121,222	121,222	97.7
平成14年度	439,504	317,231	172,593	119,981	119,981	96.7
平成15年度	441,776	318,871	173,486	120,602	120,602	97.2
平成16年度	446,321	322,152	175,271	121,842	121,842	98.2
平成17年度	454,502	328,057	178,483	124,076	124,076	100.0
平成18年度	462,683	333,962	181,696	126,309	126,309	101.8
平成19年度	474,046	342,163	186,158	129,411	129,411	104.3
平成20年度	493,135	355,942	193,655	134,622	134,622	108.5
平成21年度	479,500	346,100	188,300	130,900	130,900	105.5
平成22年度	482,227	348,068	189,371	131,644	131,644	106.1
平成23年度	486,318	351,021	190,977	132,761	132,761	107.0

※ デフレーターは、国土交通省建設工事費デフレーター（平成17年度基準）（年度別・2012年6月29日公表）における一般道路の数値を用いている。

都内区市町村 年度別道路率表 (昭和30年度～47年度)

別紙3

【使い方】

○道路現況調書がない、昭和30～46年度の道路延長・面積を推計する際に用いる。

○昭和47年度の道路延長・面積を指数100と置き、それ以前の年度の指数を算出した上で、下記計算式により、年度ごとの推計値を求めている。

○指数は表示単位未満で四捨五入している。

【計算式】

○昭和47年度の道路延長・面積 × 当該年度の指数 = 当該年度の道路延長・面積 (推計値)

【注意点】

○道路率の無い年度の取扱い：データのある直近年度のうち、最も古い年度の指数で推計する。

①区：データの無い昭和35年度は、昭和34年度の指数で推計。

②多摩・島しょ：データの無い昭和30～32年度、34～36年度は昭和33年度の指数で推計。

	年度	区部		多摩地域		島しょ部	
		延長 (m)	指数	延長 (m)	指数	延長 (m)	指数
道路延長	昭和30年度	5,521,812	0.58	—	—	—	—
	昭和31年度	5,596,584	0.59	—	—	—	—
	昭和32年度	5,799,899	0.61	—	—	—	—
	昭和33年度	5,789,937	0.61	6,758,250	0.88	1,274,802	1.08
	昭和34年度	5,826,878	0.61	—	—	—	—
	昭和35年度	—	—	—	—	—	—
	昭和36年度	7,420,527	0.78	—	—	—	—
	昭和37年度	7,456,963	0.79	6,975,834	0.91	1,473,769	1.25
	昭和38年度	7,451,186	0.78	7,215,558	0.94	1,206,577	1.02
	昭和39年度	7,592,980	0.80	7,386,895	0.96	1,254,251	1.06
	昭和40年度	8,859,225	0.93	7,539,630	0.98	1,186,653	1.01
	昭和41年度	8,922,125	0.94	7,568,272	0.99	1,170,162	0.99
	昭和42年度	9,089,277	0.96	7,410,301	0.96	1,198,034	1.01
	昭和43年度	9,172,522	0.97	7,462,521	0.97	1,177,436	1.00
	昭和44年度	9,241,593	0.97	7,472,775	0.97	1,179,448	1.00
	昭和45年度	9,345,403	0.98	7,509,532	0.98	1,186,136	1.00
	昭和46年度	9,412,311	0.99	7,668,136	1.00	1,179,397	1.00
昭和47年度	9,494,127	1.00	7,679,606	1.00	1,180,709	1.00	

	年度	区部		多摩地域		島しょ部	
		面積 (㎡)	指数	面積 (㎡)	指数	面積 (㎡)	指数
道路面積	昭和30年度	23,345,960	0.45	—	—	—	—
	昭和31年度	22,715,247	0.43	—	—	—	—
	昭和32年度	24,258,627	0.46	—	—	—	—
	昭和33年度	23,587,544	0.45	19,720,759	0.72	3,506,887	1.00
	昭和34年度	23,838,135	0.45	—	—	—	—
	昭和35年度	—	—	—	—	—	—
	昭和36年度	33,550,276	0.64	—	—	—	—
	昭和37年度	33,944,563	0.65	20,923,929	0.76	4,103,403	1.17
	昭和38年度	35,213,288	0.67	21,665,076	0.79	3,243,464	0.93
	昭和39年度	36,171,281	0.69	22,745,250	0.83	3,456,352	0.99
	昭和40年度	46,781,613	0.89	23,169,034	0.84	3,271,946	0.94
	昭和41年度	47,389,828	0.90	23,431,071	0.85	3,250,303	0.93
	昭和42年度	48,692,308	0.93	23,417,737	0.85	3,309,027	0.95
	昭和43年度	48,903,906	0.93	24,509,361	0.89	3,293,329	0.94
	昭和44年度	49,645,690	0.95	25,198,206	0.91	3,313,098	0.95
	昭和45年度	50,444,226	0.96	25,635,843	0.93	3,364,968	0.96
	昭和46年度	51,637,035	0.98	26,989,684	0.98	3,425,564	0.98
昭和47年度	52,430,215	1.00	27,553,359	1.00	3,496,085	1.00	

※東京都道路現況調書 資料-2 年度別道路率表の「区市町村道」から転記。

都内区市町村 橋梁・トンネル参考単価表

別紙4

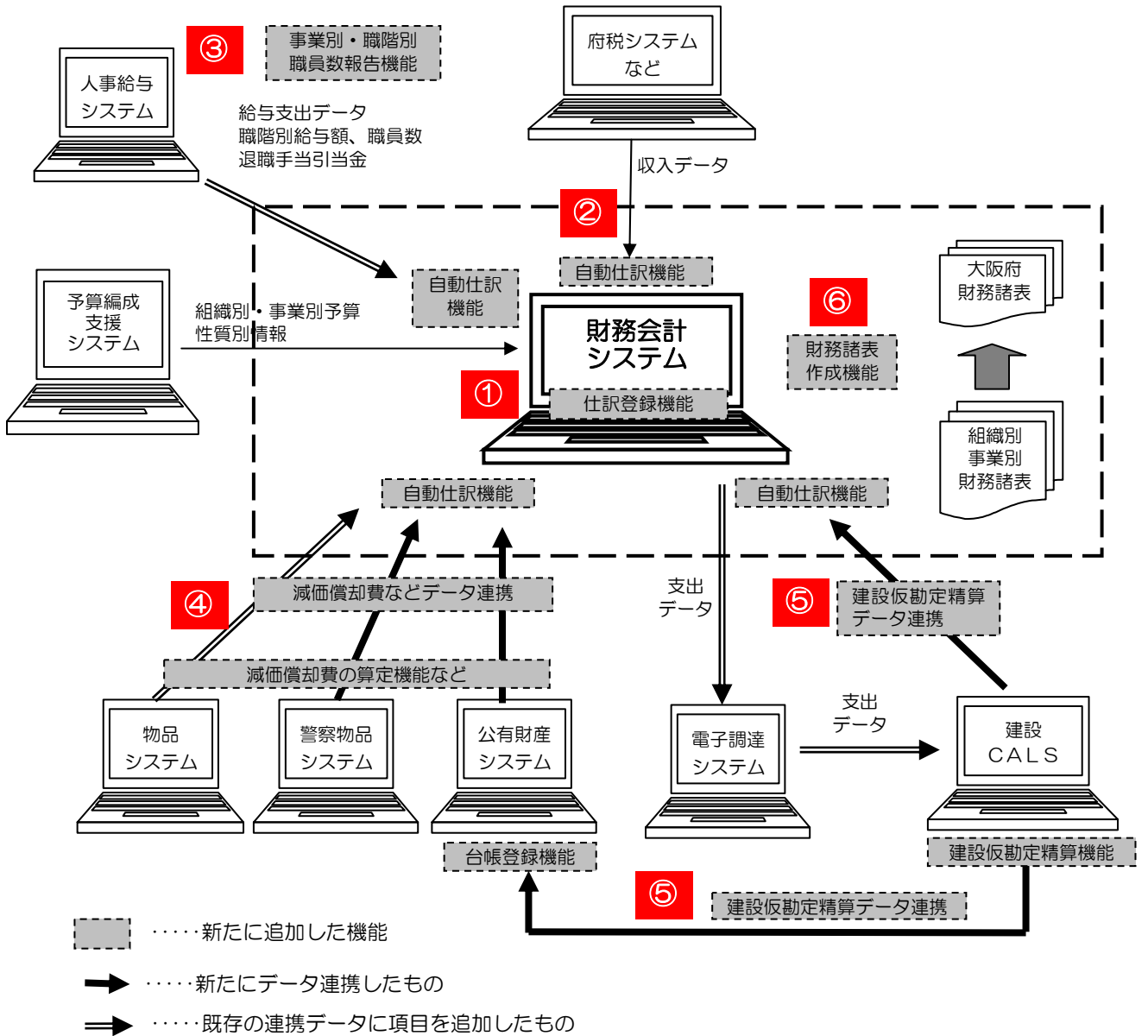
年 度	橋梁参考単価 (円/㎡)	トンネル参考単価 (円/㎡)	デフレーター※
昭和30年度	30,776	42,593	13.7
昭和31年度	33,697	46,635	15.0
昭和32年度	35,269	48,811	15.7
昭和33年度	33,921	46,946	15.1
昭和34年度	35,718	49,433	15.9
昭和35年度	37,740	52,231	16.8
昭和36年度	41,559	57,517	18.5
昭和37年度	43,581	60,315	19.4
昭和38年度	44,704	61,869	19.9
昭和39年度	46,277	64,045	20.6
昭和40年度	47,625	65,911	21.2
昭和41年度	51,668	71,507	23.0
昭和42年度	56,386	78,036	25.1
昭和43年度	57,958	80,212	25.8
昭和44年度	60,879	84,254	27.1
昭和45年度	64,922	89,850	28.9
昭和46年度	67,393	93,270	30.0
昭和47年度	71,212	98,555	31.7
昭和48年度	89,633	124,049	39.9
昭和49年度	115,018	159,181	51.2
昭和50年度	117,264	162,290	52.2
昭和51年度	125,127	173,172	55.7
昭和52年度	133,888	185,297	59.6
昭和53年度	142,200	196,800	63.3
昭和54年度	160,845	222,605	71.6
昭和55年度	186,006	257,426	82.8
昭和56年度	192,296	266,131	85.6
昭和57年度	188,701	261,156	84.0
昭和58年度	186,904	258,669	83.2
昭和59年度	190,723	263,955	84.9
昭和60年度	189,600	262,400	84.4
昭和61年度	188,926	261,467	84.1
昭和62年度	191,397	264,887	85.2
昭和63年度	195,665	270,794	87.1
平成1年度	205,774	284,785	91.6
平成2年度	213,862	295,977	95.2
平成3年度	220,152	304,682	98.0
平成4年度	223,521	309,346	99.5
平成5年度	224,420	310,590	99.9
平成6年度	225,768	312,455	100.5
平成7年度	227,116	314,320	101.1
平成8年度	227,116	314,320	101.1
平成9年度	228,913	316,808	101.9
平成10年度	224,869	311,211	100.1
平成11年度	222,847	308,413	99.2
平成12年度	223,746	309,657	99.6
平成13年度	219,478	303,750	97.7
平成14年度	217,231	300,641	96.7
平成15年度	218,355	302,195	97.2
平成16年度	220,601	305,304	98.2
平成17年度	224,645	310,900	100.0
平成18年度	228,688	316,497	101.8
平成19年度	234,304	324,269	104.3
平成20年度	243,739	337,327	108.5
平成21年度	237,000	328,000	105.5
平成22年度	238,348	329,865	106.1
平成23年度	240,370	332,664	107.0

※ デフレーターは、国土交通省建設工事費デフレーター（平成17年度基準）（年度別・2012年6月29日公表）における一般道路の数値を用いている。

大阪府

「短期間での導入ノウハウ」

システム処理の全体像



1. 仕訳に関する機能

- ①官庁会計の収入・支出の処理と並行して仕訳を記録する。人件費や地方債など特定の所属で執行する収入・支出を、それらが帰属する組織・事業に配賦する。引当金、建設仮勘定精算など非現金取引に関する仕訳を記録する。
- ②府税や府営住宅使用料など専用のシステムで管理する収入について、自動的に仕訳を記録する。
- ③給与の支出データに基づき仕訳を記録する。職階別の給与額・職員数、退職手当引当金を算定する。

2. 資産に関する機能

- ④減価償却費を算定する。減価償却費や資産の異動（除却、所管替等）に関する情報を財務会計システムに連携し自動的に仕訳を記録する。
- ⑤建設仮勘定の精算に関する機能を整備する。その連携データに基づき仕訳の記録及び公有財産台帳への登録を行う。

3. 財務諸表作成に関する機能

- ⑥すべての仕訳を一元的に管理し、組織別・事業別など多様な種類の財務諸表を作成する。

システム改修の視点

操作性・事務効率性への配慮

- 予算科目に基づき仕訳選択候補を自動抽出
- ☆ ● 予算事業に基づき事業別財務諸表への自動計上
- ☆ ● 資産系システムとの情報連携による固定資産の自動登録 等

活用しやすい財務情報を迅速に提供

- ☆ ● 月次決算（人件費等の配賦、減価償却費の計上等）
- ☆ ● 期中のコスト情報の配信
 - 加工・分析を容易にするためエクセル形式での帳票作成 等

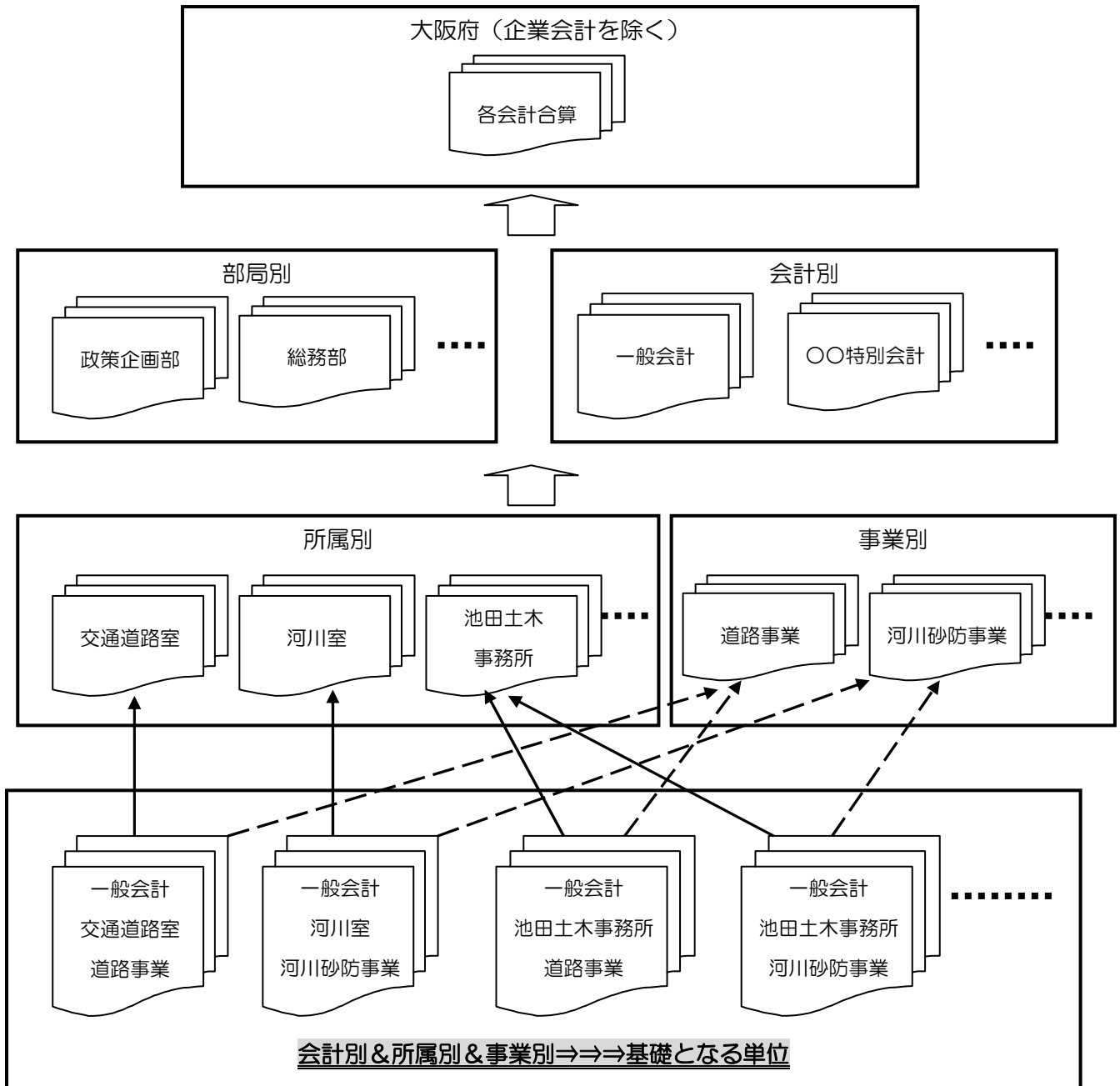
正確性・検証可能性の確保

- ☆ ● 財務諸表、官庁会計決算の相互チェック
 - 固定資産台帳と勘定残高の相互チェック
- ☆ ● 建設仮勘定データと本勘定データの連動
- ☆ ● 注意喚起メッセージの表示
- ☆ ● 仕訳誤り等による異常値チェック 等

☆……大阪府として工夫を凝らした内容

正確なセグメント情報の把握

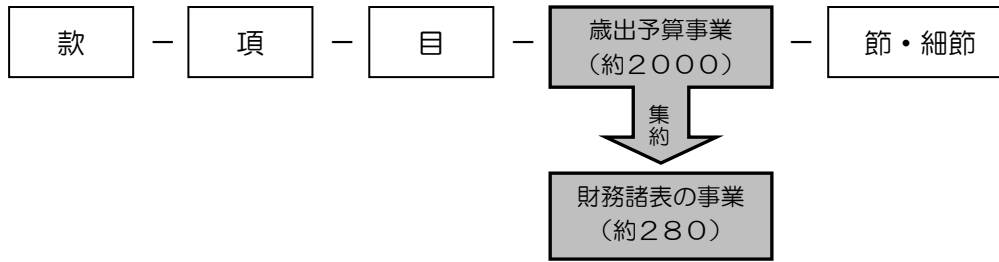
1. 事業別財務諸表の作成



- ▶ 「会計別&所属別&事業別」を基礎の単位とし、それらを積上げ・クロス集計することにより、会計別、所属別、事業別、部局別、各会計合算（企業会計を除く大阪府全体）など多様な財務諸表を作成
- ▶ 企業会計の製品別原価計算など経営管理のための「管理会計」と法定の公表決算のための「財務会計」の機能を併せ持つ財務報告

2. 事業単位の設定、執行管理

(1) 歳出予算科目(目)に属する、予算編成及び歳出予算の執行管理の事業単位である歳出予算事業(約2000)を、財務分析&評価に適した単位に集約し設定(約280)



(2) 事業の設定にあたり、事業ごとの正確な財務情報の把握のため、平成23年度予算編成において、歳出目及び歳出予算事業を再編^{※1}

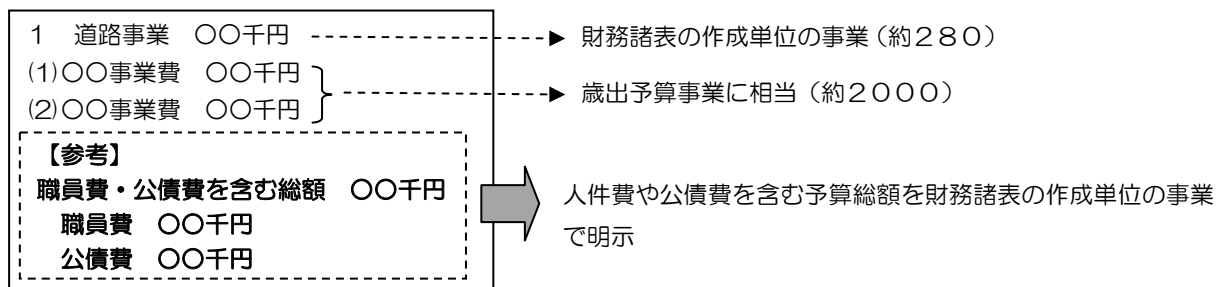
例) 一般会計の(款)都市整備費の事例

再編前の歳出目(歳出目数)	再編後の歳出目(歳出予算事業数)	財務諸表作成単位の事業	参考 ^{※2}
都市整備総務費/事務所費(2)	都市整備総務費(26)	都市整備総務事業 用地事業 収用委員会運営事業	都市整備総務課 用地室 事業管理室 総合計画課
道路橋りょう総務費/道路維持費/ 道路新設改良費/橋りょう維持費/ 橋りょう新設改良費/街路費 阪神高速道路建設協力費(7)	道路橋りょう費(23)	道路事業	交通道路室
河川総務費/河川保全費/河川改良費/ 都市河川改良費/高潮対策費/砂防費/ 海岸保全費/水防費(8)	河川砂防費(30)	河川砂防事業	河川室
海岸保全費(1)	海岸保全費(4)	海岸事業	河川室
都市計画総務費/交通対策費(2)	交通対策費(10)	交通対策事業	交通道路室
港湾管理費/港湾建設費(2)	港湾費(11)	港湾事業	都市整備総務課
下水道費(1)	下水道費(1)	下水道事業	下水道室
公園費(1)	公園費(15)	公園事業	公園課
市街地整備費(1)	市街地整備費(5)	市街地整備事業	市街地整備課
25歳出目	9歳出目 (125歳出予算事業)	集約 → 11事業	9所属

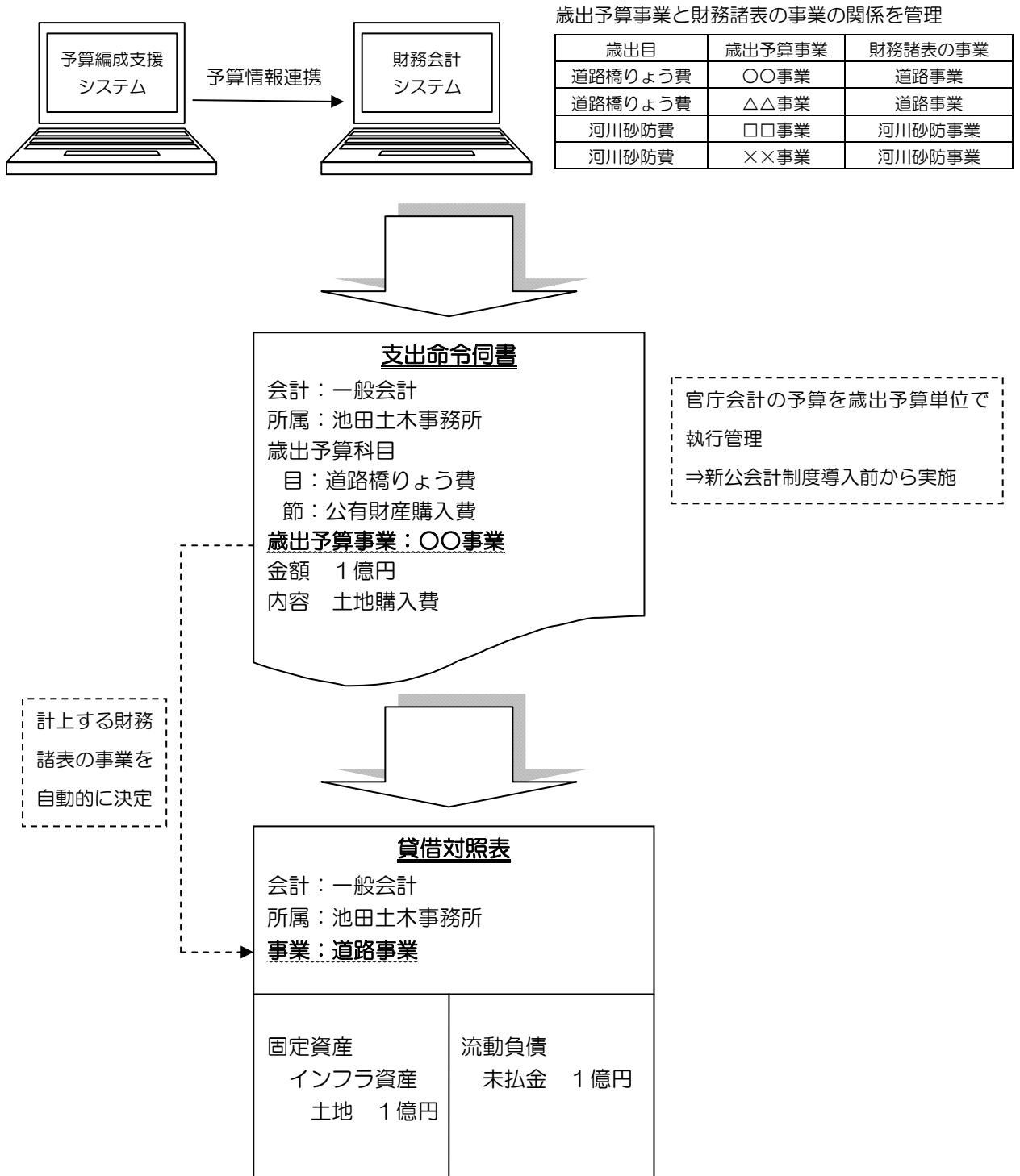
※1 項をまたがる再編も実施 ※2 所属は都市整備部の本庁所属で各歳出目の予算計上所属を表す。

(3) 財務諸表の作成単位である事業の単位で、人件費や公債費を含む予算総額を示すことにより、財務情報を予算から決算までの一連の流れを統一の事業単位で管理

予算書 説明欄(例示)



(4) 歳出予算事業（約2000）と財務諸表の作成単位である事業（約280）の関係を予算編成支援システムから財務会計システムに連携・管理することにより、支出に関する取引を計上する事業を自動的に決定



3. 要員マネジメントに配慮した人件費の配賦・管理

人件費の配賦基準

官庁会計では、地方自治法施行令・規則に基づき、人件費予算を各款の総務費（各部総務課）に一括計上し執行



財務諸表では、「取引の計上及び配賦に関する実務指針」を定め、個々の組織・事業に適切に配賦

知事部局・各種行政委員会の職員

職階別平均給与額×職員数で算定した人件費を計上

【理由】

事業側ではコントロールできない要素（配置された職員の年齢差等に基づく所与の給与単価差）を排除

学校教職員

実際の支給額に基づき学校ごとの人件費を計上

【理由】

- ・教員は職階区分が少なく、また定数も法令で定められていることから、平均給与額の配賦では、学校間の人件費比較が意味をなさない。
- ・学校ごとの人員配置の特性（教職員の年齢構成等）によるコスト差を表示することは、マンパワーを中心とする教育行政の財務諸表においては有用

組織・事業の特性と事業執行の権限・責任を考慮し、財務マネジメントの説明責任に応じた人件費配賦



人件費をコストとして捉える経営の視点を強化

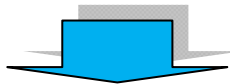
配賦基準を支えるシステム

◆毎月の所属別・事業別従事職員数等をシステムにより報告

平成 24 年 11 月 〇〇課		部長級	次長級	課長級	課長補佐	主査・主事	再任用	合計	時間外勤務
給与支給人数		1人	2人	3人	9人	36人	12人	63人	500時間
内 訳	道路事業	0.4人	1人	1人	3人	12人	4人	21.4人	200時間
	河川砂防事業	0.3人	1人	1人	3人	12人	4人	21.3人	150時間
	公園事業	0.3人		1人	3人	12人	4人	20.3人	150時間

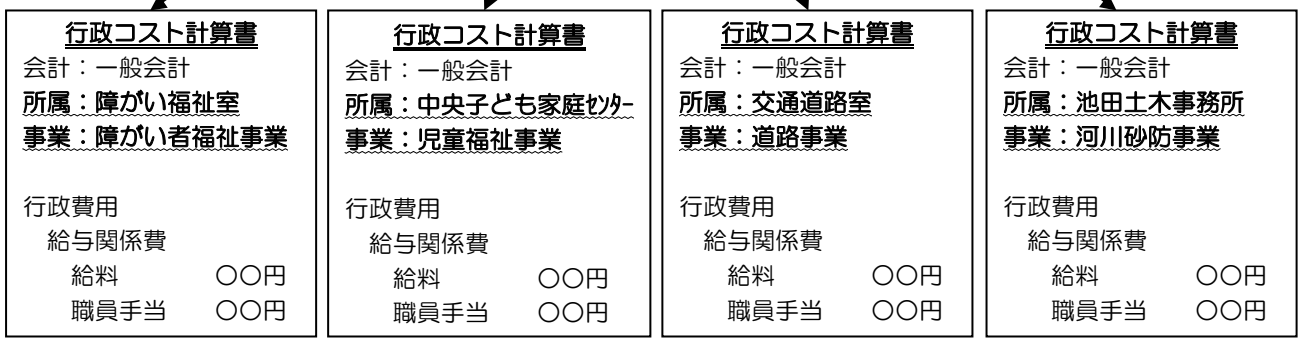
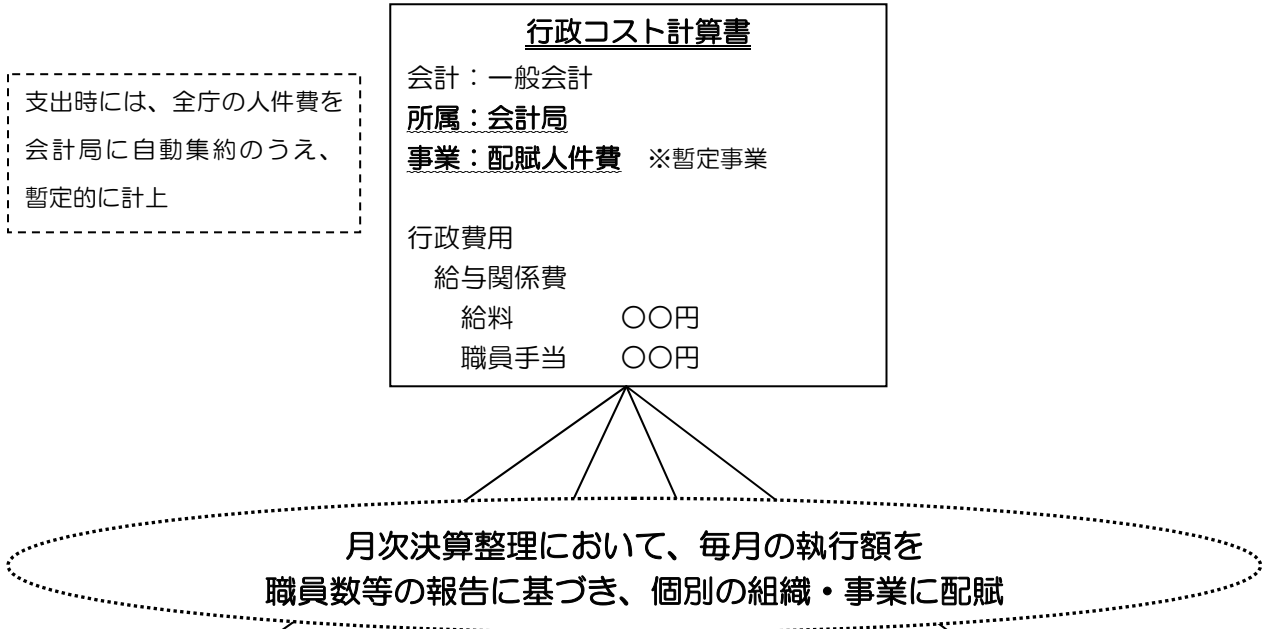
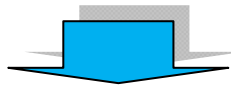
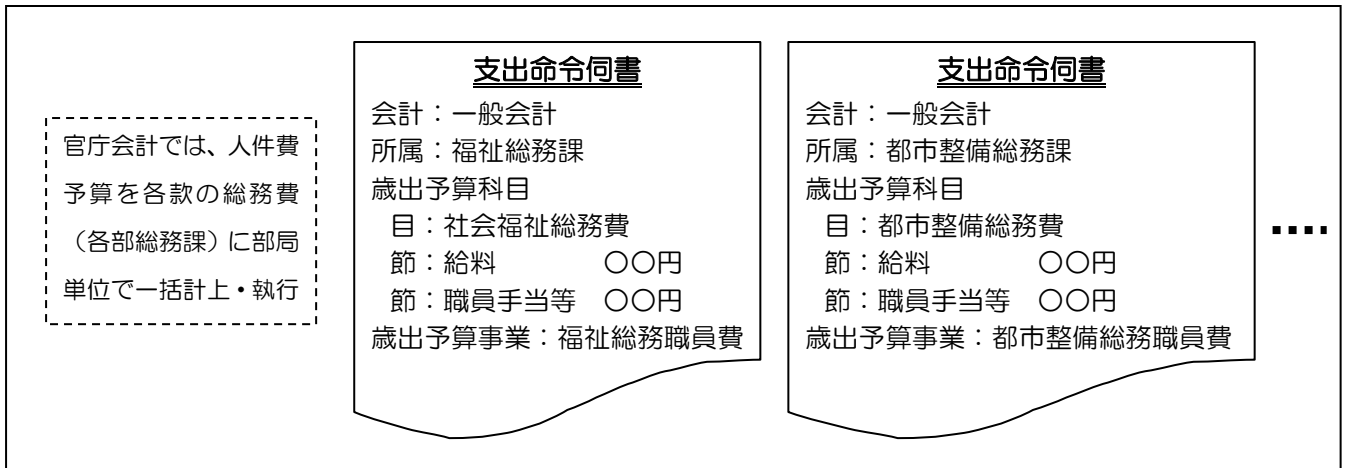
人事給与システムが管理するデータを自動表示

各所属のマネジメントとして事業別職員数等を報告

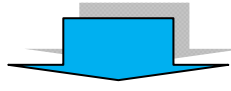
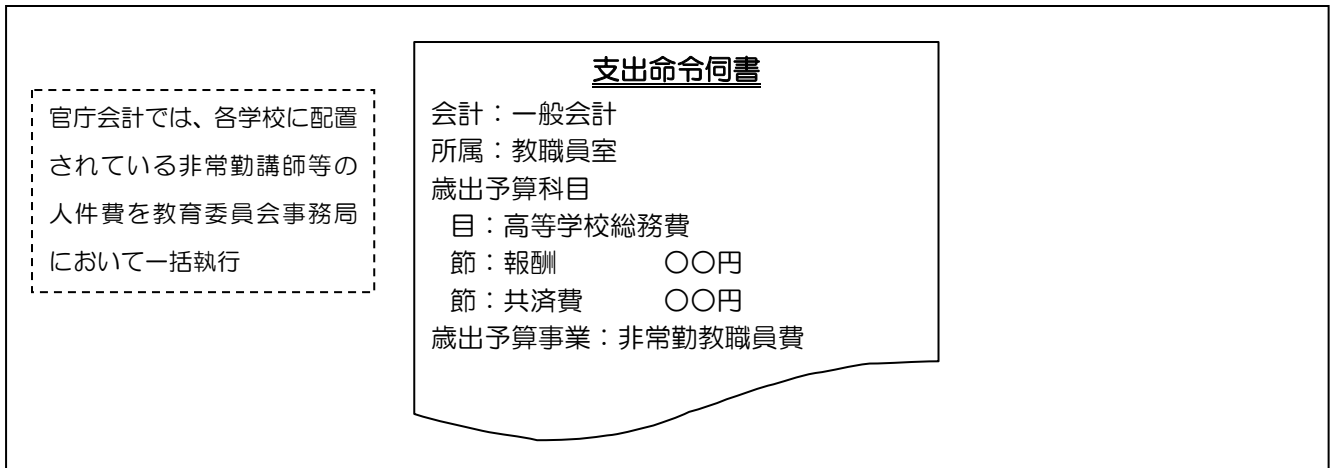


- 各所属からの報告に基づき、所属別&事業別の人件費を職階別に配賦
- 実績給である時間外勤務手当は、給料等とは区別し、実績時間数に応じ配賦
→固定費・変動費分析への活用、時間外勤務手当削減への取り組み強化
- 年度途中における組織・事業の変動（プロジェクト、イベントなど）を正確にコストに反映させるため、月単位で算定・配賦

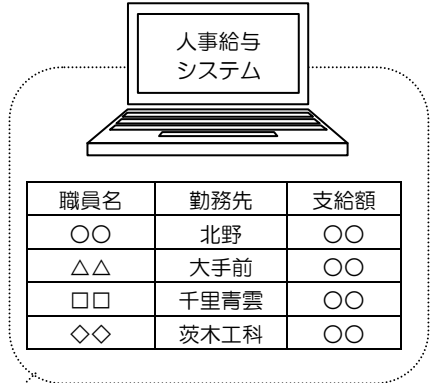
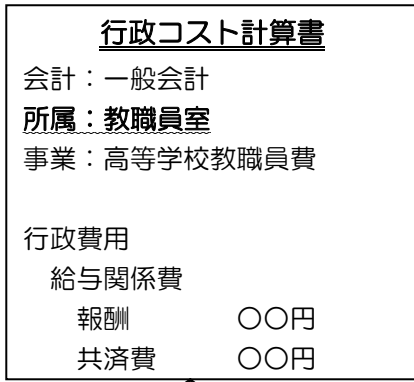
◆常勤職員の人件費の配賦・・・対象となる支出を自動集約し一括配賦



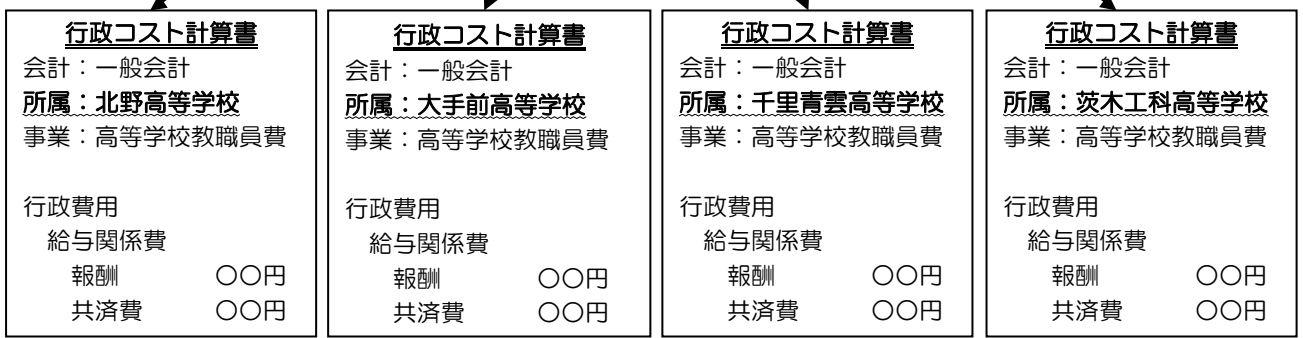
◆非常勤職員の人件費の配賦・・・人事給与（非常勤）システムが管理する情報に基づき配賦



教育委員会事務局に暫定的に計上



月次決算整理において、毎月の執行額を人事給与システム（非常勤システム）が管理する非常勤職員各人の支給額を学校別に集計し配賦



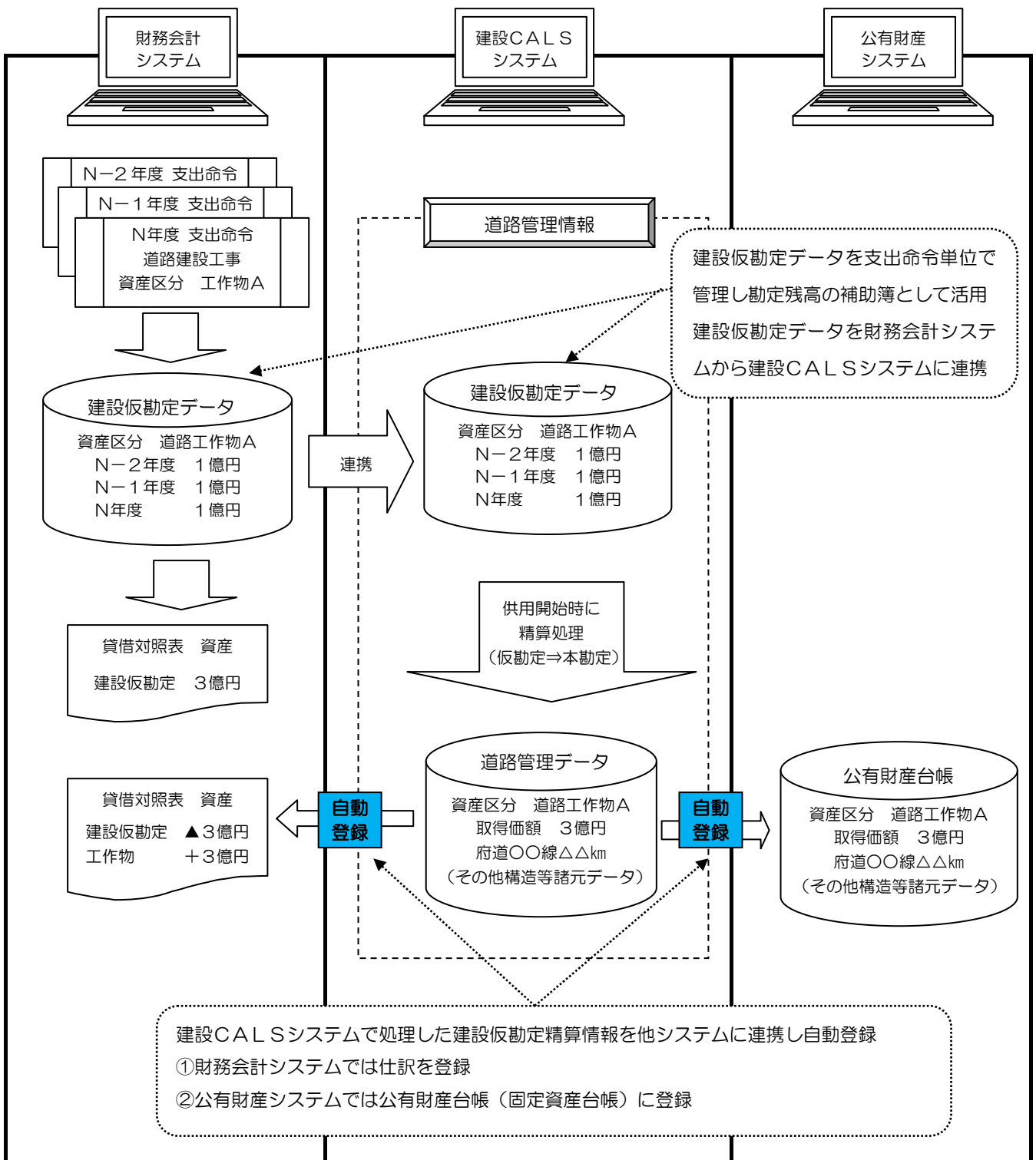
.....

4. 正確かつ効率的な資産計上

建設仮勘定の計上・精算に関する一連の処理を、システム間で情報連携することにより、共有化



- 公有財産台帳の資産残高と財務会計システムの勘定残高の整合性確保
- 公有財産台帳登載漏れの回避
- 重複入力の解消による効率化



大阪府ホームページ

<http://www.pref.osaka.jp/>

大阪府 新公会計制度ホームページ

<http://www.pref.osaka.jp/kaikei/shokai.html>

大阪府会計局 新公会計制度グループ

Tel 06 - 6944 - 6460

Fax 06 - 6944 - 6733

東京都町田市

「基礎的自治体における本格導入の手順」



基礎的自治体における本格 導入の手順

町田市

平成24年11月13日

1 町田市の新公会計制度導入の経緯と目的

(1) 町田市新公会計制度導入検討経過

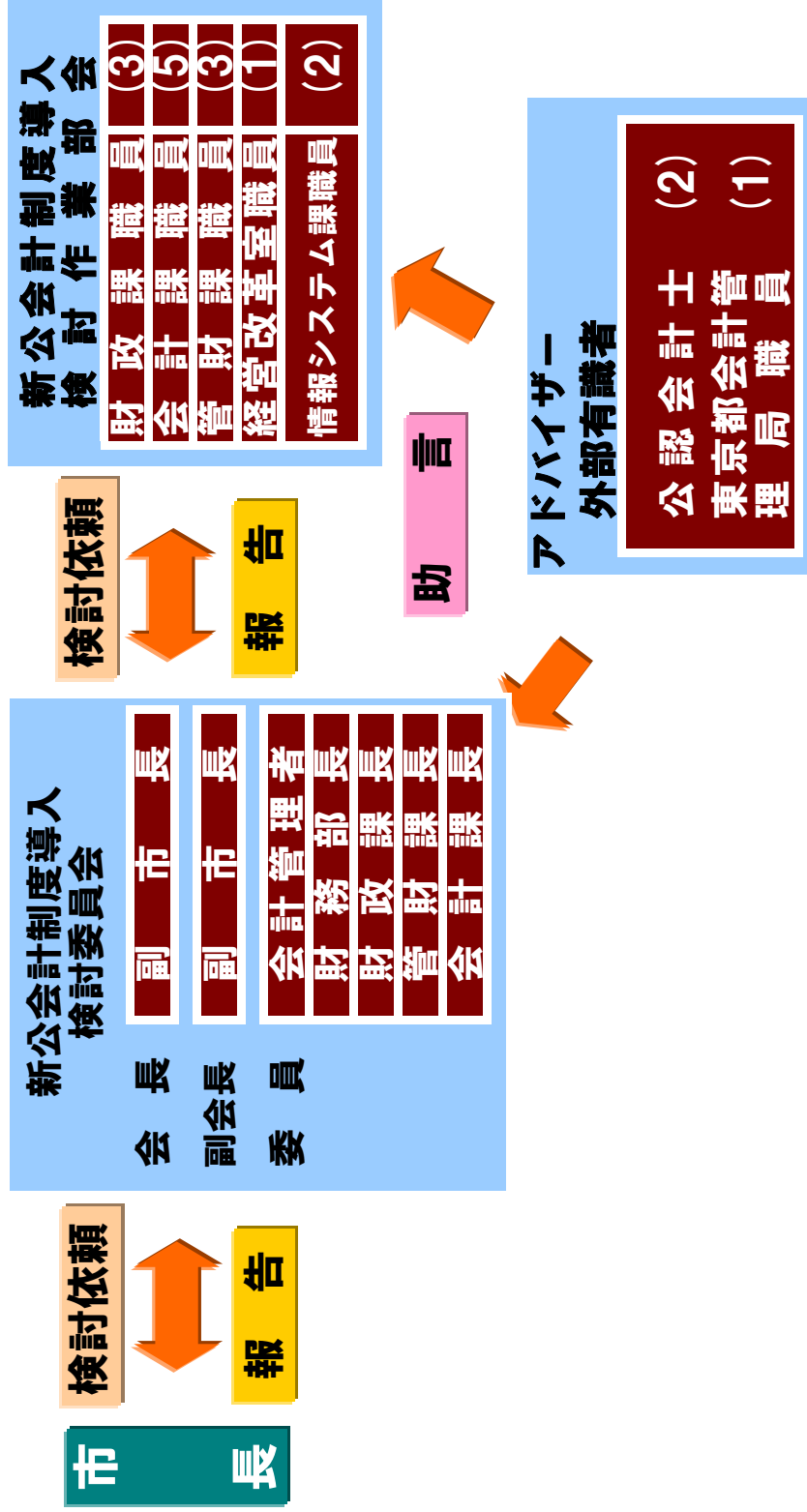
町田市では、平成13年度決算より、資産や負債、コストの情報を明らかにするため、貸借対照表、行政コスト計算書を作成してきたが、平成18年度の地方行革新指針等による新公会計制度導入の気運の高まりを受け、平成20年11月、「**町田市新公会計制度導入検討委員会**」を設置し、町田市の新公会計制度導入に向けた検討を開始した。検討は2段階で行い、

- ①平成22年3月の中間報告において、町田市では平成24年4月より日々の会計処理に複式簿記を導入するとし
- ②平成23年度3月の報告で具体的な制度設計について示した。

1 町田市の新公会計制度導入の経緯と目的

(1) 町田市新公会計制度導入検討経過

町田市の新公会計制度導入検討体制



1 町田市の新公会計制度導入の経緯と目的

(1) 町田市新公会計制度導入検討経過

町田市新公会計制度導入検討委員会検討経過

平成20年11月

検討開始

町田市新公会計制度導入検討委員会の設置

総務省の2つのモデルと東京都方式を比較検討

マネジメントに活用するのであれば、施策別・事業別といったセグメント別の財務諸表を迅速・簡便に作成できる必要がある。

財政課・会計課だけの作業ではなく、すべての組織・職員が取り組む仕組みが必要

平成22年3月

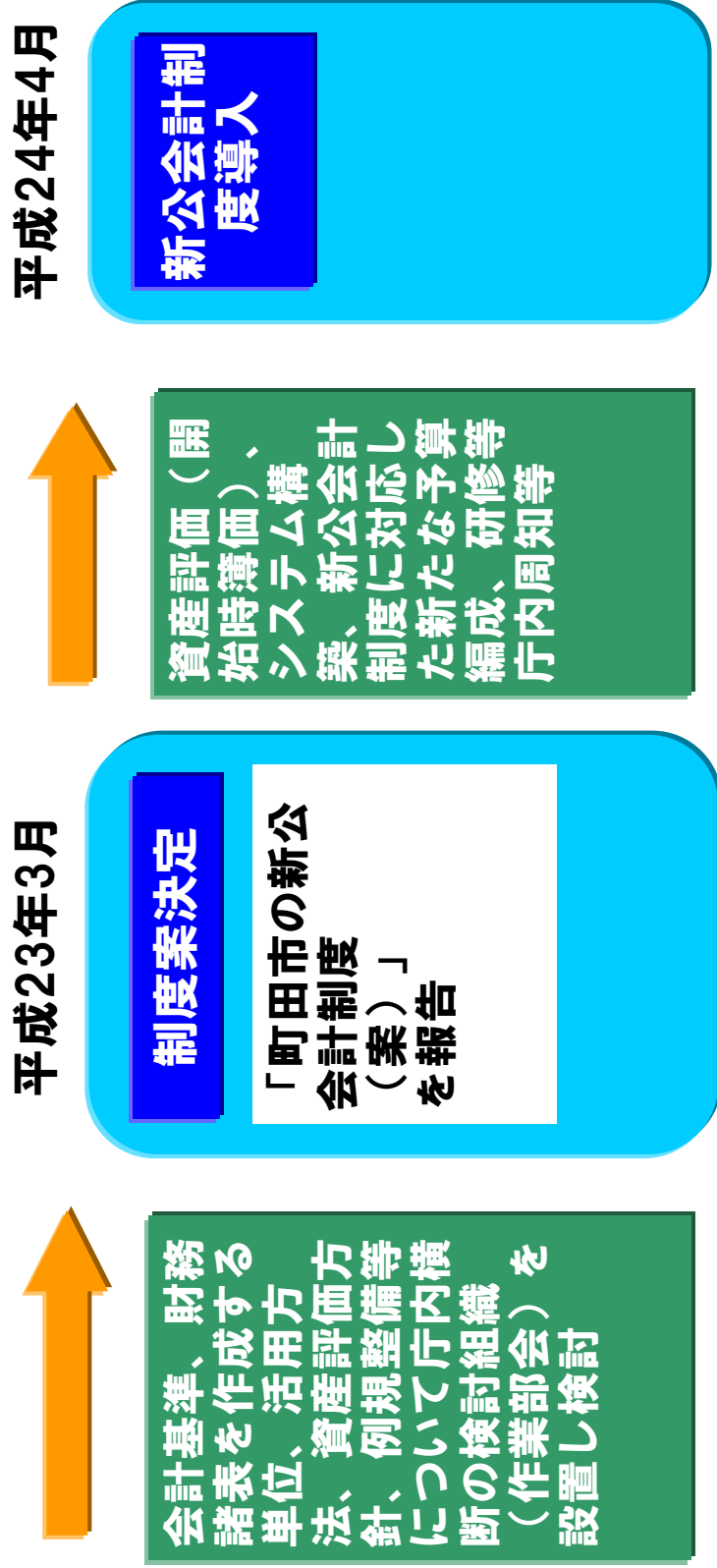
中間報告

平成24年4月より日々仕訳方式による新公会計制度を導入することを決定!!

1 町田市の新公会計制度導入の経緯と目的

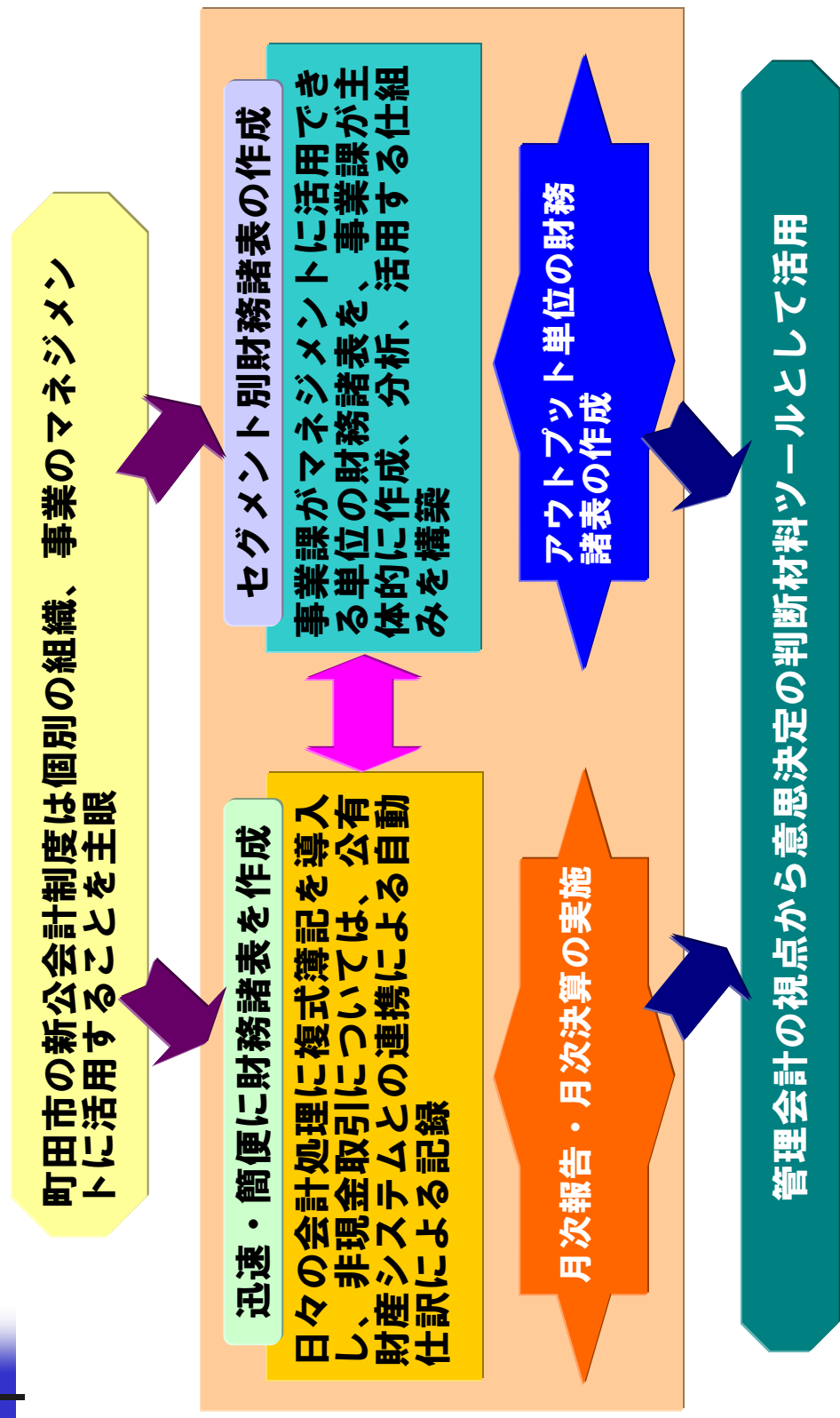
(1) 町田市新公会計制度導入検討経過

町田市新公会計制度導入検討委員会検討経過



1 町田市の新公会計制度導入の経緯と目的

(2)町田市新公会計制度設計



1 町田市の新公会計制度導入の経緯と目的

(2)町田市新公会計制度設計

町田市の新公会計制度の枠組み

財務マネジメントとして、事業課が自ら所管事業の財務諸表を作成し、活用する仕組みを構築

予算制度改革

予算科目を財位に組み替えることにより、一目瞭然とした成果の可視化を行う。

事業別財務諸表の作成

施設事業・受益者負担事業・独自事業等約200事業について事業別財務諸表を作成

月次決算・月次報告の実施

日々仕訳のメリットを活かし、月次決算を実施し、月次報告をアップロードする。PDCAサイクルのスピードアップを行う。

システム連携

公有財産システム・起債管理システムと連携し、非現金取引等を迅速に記録し、簡便に財務諸表を作成

職員研修

各組織に簿記・会計のわかる職員を育成する。財務諸表の分析方法の研修を行う。



2 導入のための手順

(1) 財務諸表作成単位

(2) 開始貸借対照表の作成

(3) 会計基準の体系

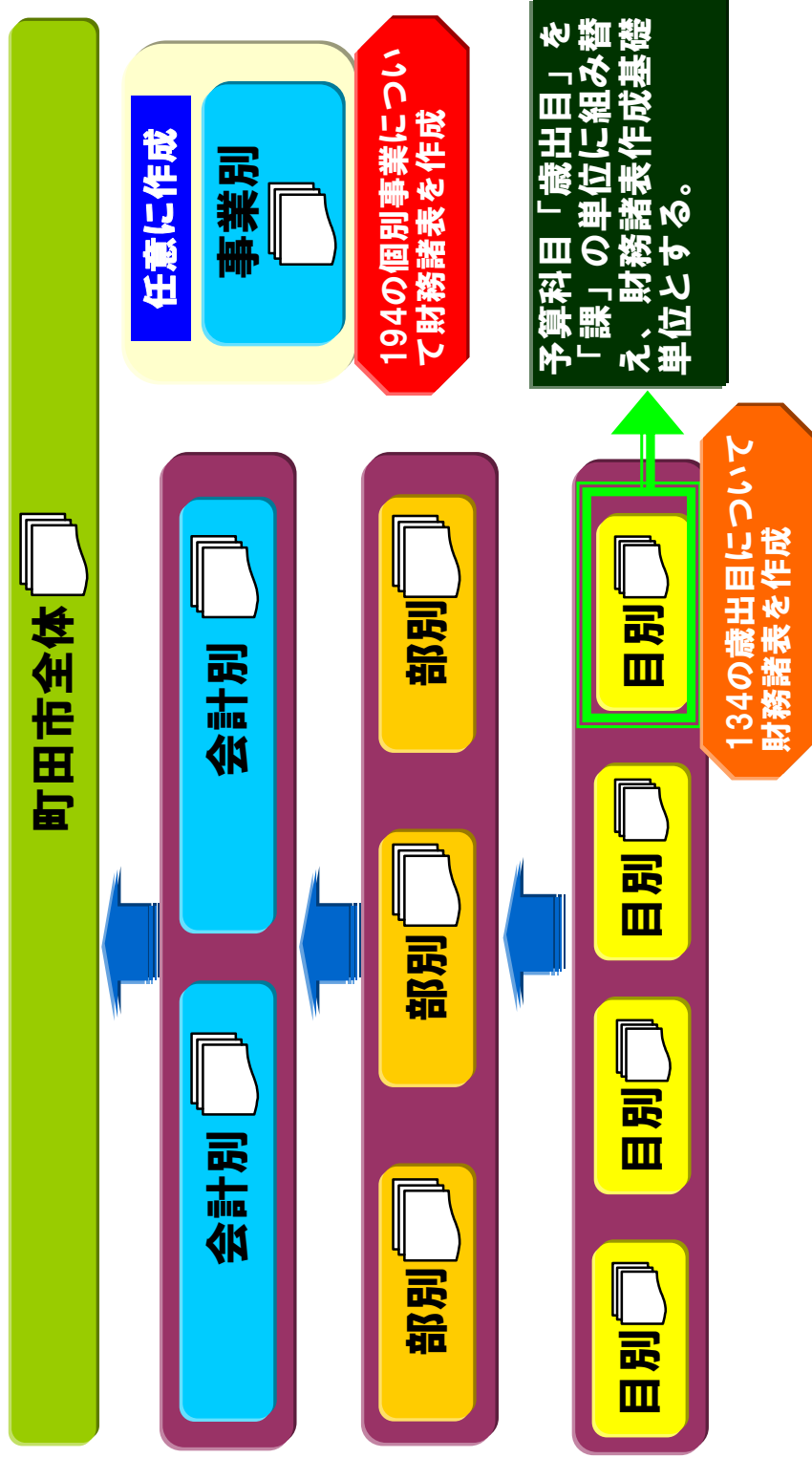
(4) 新公会計制度システム構築

(5) 職員研修及び庁内への周知方法

(6) その他検討事項

2 導入のための手順 (1)財務諸表の作成単位

財務諸表の階層別構成



2 導入のための手順 (2)開始貸借対照表の作成

作成目的

複式簿記開始時点（平成23年3月31日時点）の資産・負債の情報を整備する必要

◎事業用資産の土地、建物、工作物の資産価額（取得額）を算定する上で、公有財産台帳に価格情報がない資産がある。

取得価格が不明なものについて評価する上での基準が必要

◎インフラ資産（道路財産等）は、道路であれば道路台帳で管理しているが、道路台帳には価格情報はない。

インフラ資産の特性を理解した上での評価基準が必要

開始貸借対照表
(平成24年3月31日現在)

科目	金額(千円)	科目	金額(千円)
資産の部		負債の部	
I 流動資産	15,074,424	I 流動負債	6,041,842
現金預金	4,006,613	遞付未済金	13,756
未収金	4,916,893	地方債	5,156,951
未納欠損引当金	△863,858	短期借入金	0
財政調整基金	7,014,776	未払金	0
II 固定資産	1,368,162,995	賞与引当金	646,998
1 事業用資産	384,849,081	リース債務	224,137
1 有形固定資産	384,849,081	その他流動負債	0
土地	290,335,995	II 固定負債	79,065,587
建物	91,308,790	地方債	62,588,980
建物取得額	172,445,487	長期借入金	0
建物減価償却累計額	△81,136,697	退職手当引当金	16,273,680
工作物	3,204,296	リース債務	202,927
工作物取得額	6,033,222	その他固定負債	0
工作物減価償却累計額	△2,828,926	III 繰延収益	0
2 インフラ資産	870,391,520	長期前受金	0
1 有形固定資産	870,391,520		
土地	859,182,621		
工作物	11,208,899		
工作物取得額	15,840,172		
工作物減価償却累計額	△4,631,273		
3 重要物品	2,414,971	負債の部合計	85,107,429
重要物品取得額	5,281,861	純資産の部	
重要物品減価償却累計額	△2,866,890	純資産	1,298,129,990
4 図書	2,140,883		
5 リース資産	427,064		
リース資産取得額	2,262,125		
リース資産減価償却累計額	△1,835,061		
6 建設仮勘定	95,255,768		
7 投資その他の資産	12,683,708		
有価証券及出資金	2,667,777		
基金積立金	10,015,931	純資産の部合計	1,298,129,990
資産の部合計	1,383,237,419	負債及び純資産の部合計	1,383,237,419

2 導入のための手順 (2)開始貸借対照表の作成

事業用資産の開始貸借対照表における資産価額算定

取得価格が判明しているものについては、取得価格、不明なものについては合理的な基準に基づき取得価格を評価

	取得価格が判明しているもの	取得価格が不明なもの
土地	取得価額	不明なものは取得当時の固定資産税概要調査の地目別平均単価の価額×面積×10/7
建物	取得価額	(社) 全国市有物件災害保険共済会の構造用途別単価×デフレータ
工作物	取得価額	直近の類似工作物の工事実績単価×デフレータ
重要物品	取得価額 (取得価額が100万円以上の備品)	同性能の当該資産の市場価額

2 導入のための手順 (2)開始貸借対照表の作成

インフラ資産の開始貸借対照表における資産価額算定

各年度個別を評価するのではなく、
年度・幅員ごとの延長面積 × 年度・幅員ごとの単価

	幅員 20m以上	増減	単価	増減価格	幅員 16.18m	増減	単価	増減価格
昭和47年度	2,960	2,960	18,900	55,944,000	431,838	3,408	16,500	56,232,000
昭和48年度	18,080	15,120	19,300	291,816,000	451,918	20,080	16,900	339,352,000
昭和49年度	19,860	1,780	19,100	33,998,000	501,726	49,808	17,800	886,582,400
～			～				～	
平成23年度	29,000	6,340	22,400	142,016,000	503,678	1,952	18,500	36,112,000

道路現況調査により各年度幅員ごとの延長面積を抽出し、土地については東京都基準地価格により増減額を積み上げ価格を算定し、路面については、各年度の整備単価により算定する。

2 導入のための手順 (2)開始貸借対照表の作成

開始貸借対照表の作成時期

平成24年6月（出納整理期間終了後）

開始貸借対照表の作成方法

財務諸表作成セグメントごとに開始貸借対照表を作成する。

その他

評価性引当金（不納欠損引当金等）は、不納欠損実績率等の合理的な基準により算定

2 導入のための手順

(3)会計基準等の体系

会計事務規則の改正

- ・収支命令者の記録管理、決算資料、決算参考書作成の内容に財務諸表の項目を追加

町田市会計基準の制定

- ・複式簿記、発生主義に基づく財務諸表作成の統一的なルールを定めるため、町田市会計基準を制定

公有財産規則の改正、公有財産台帳処理要領の制定

公有財産に関する規定を新たに整備

取得原価主義

- ・金額が客観的、民間企業も取得原価主義が一般的

減価償却の方法

- ・建物、工作物については定額法により減価償却（道路財産については取替法）

後年度の資本的支出

- ・資産取得後に資本的支出がなされた場合は耐用年数を同じくする資産を新たに取得したものとす。

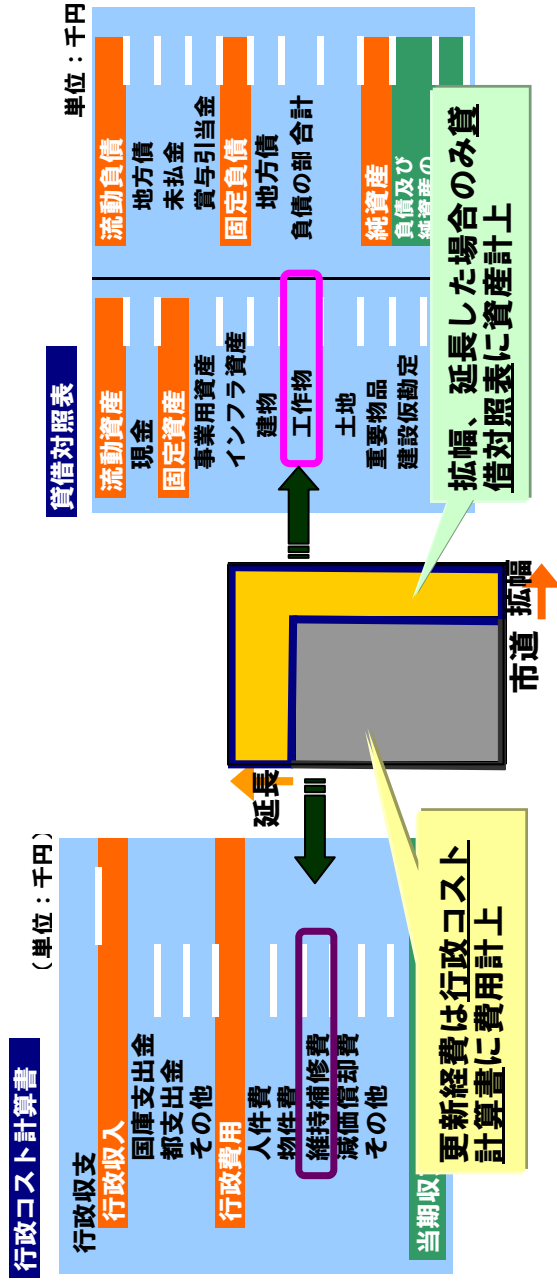
2 導入のための手順 (3)会計基準等の体系

道路財産の減価償却

道路財産は、路面等を頻繁に更新するが、全体が繋がって一つの機能を果たしているため、個々の資産を償却するのは馴染まない。

取替法を採用

道路が延長、拡張された場合を除き更新経費は行政コスト計算書に計上する。



2 導入のための手順

(4)システム構築

町田市の新公会計制度システム構築のポイント

財務会計システム

①歳入歳出予算の執行管理を行う財務会計システムを全面更新するのではなく、既存の財務会計システムに、複式簿記の機能を追加

公有財産システム

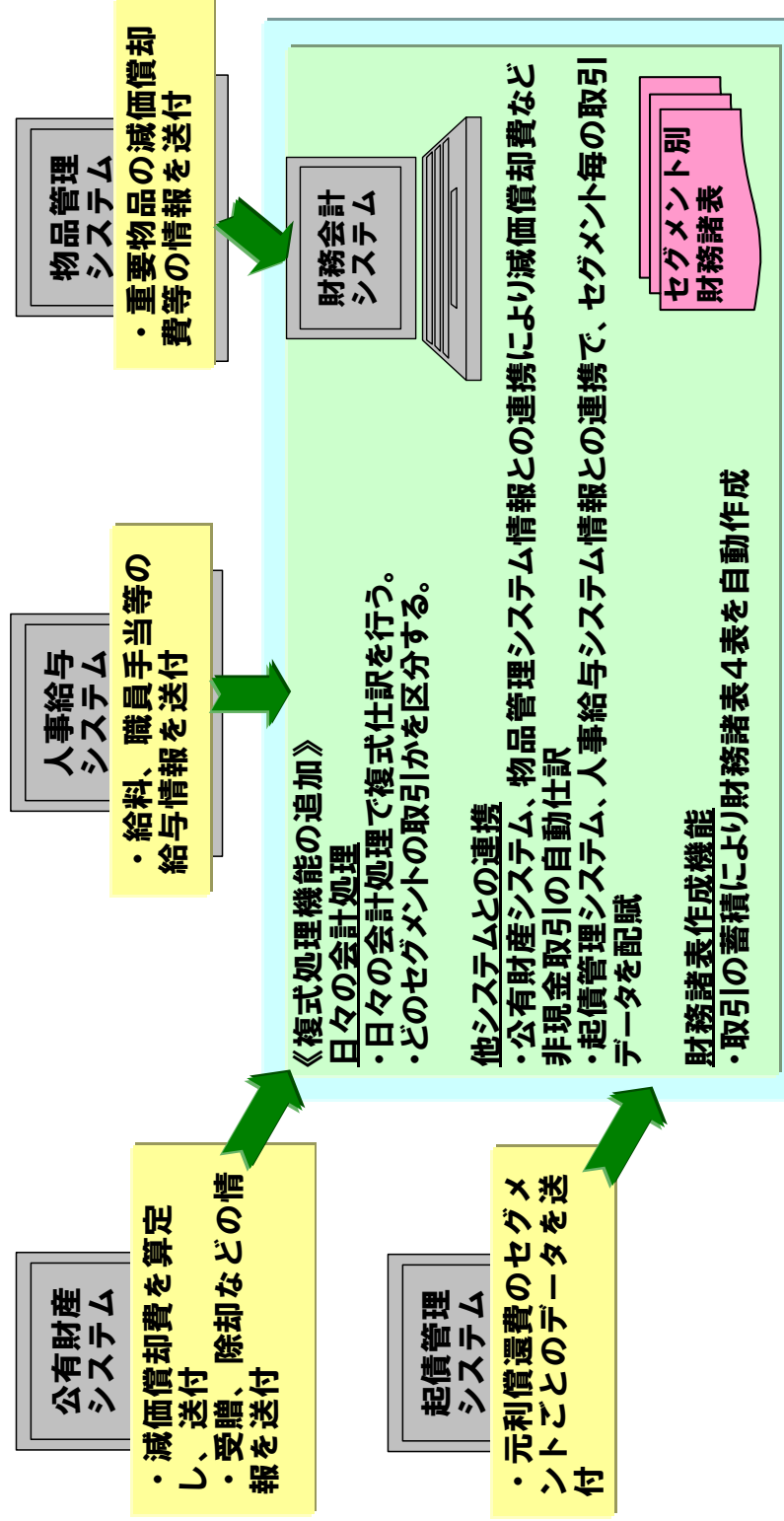
②固定資産台帳を整備するのではなく、公有財産台帳に固定資産台帳の機能を持たせた。

起債管理システム

③起債管理システムを改造し、公債費として一括支出している元利償還額を各セグメントに配賦する機能を追加

2 導入のための手順 (4)システム構築

町田市の新公会計制度システムの全体像



2 導入のための手順 (4)システム構築 ①財務会計システム

複式情報の入力方法

022 支出命令

年度	12年度	所属	2020	児童青少年課	予算種別	1 現年予算
支出命令日	12.06.12	支払希望日				
支出区分	1 通常	支払方法				
支払予定番号		整理番号				
件名	2012年度 子どもセンター「ぱお」の管理運営委託料					
債権者	130032	社会福祉法人町田◎◎会				
所属	2020	児童青少年課				
略科目	00249	01 03 02 06	子どもセンター費			
略事業	012	060100	子どもセンター「ぱお」管理事務			
節内訳	13003	子どもセンター「ぱお」管理運営委託料				
支出命令額	53,800,000		円			

共通

明細

複式明細

了解 取消

支出命令時に複式明細をクリック

2 導入のための手順 (4)システム構築 ①財務会計システム

複式情報入力 (歳出)

年度: 12 所属: 児童青少年課
 節・細節: 13 00 委託料
 金額: 53,800,000 円

No.: 歳出仕訳区分: 1065 | 物件費 (委託料)
 財源内訳区分: 02000249 子どもセンター費
 歳出目: 00249019 子どもセンター「ぱお」運営
 事業: 金額: 53,800,000 円

セグメントを指定

仕訳区分選択

1065	物件費 (委託料)
1060	維持補修費
1065	物件費 (委託料)
1070	扶助費
1075	補助費等 (他団体資産形成)
1080	BS町田市 of 資産を形成する (建設仮勘定)
1085	災害復旧費
1106	BS事業用資産土地購入付随
1106	BSインフラ資産土

仕訳区分を選択することにより仕訳が発生

借方	貸方
費用の発生 《物件費》 +53,800千円	資産の減 (現金) △53,800千円

金額

No.	仕訳区分	歳出仕訳コード	財源	CFG1	SEG2	SEG3	金額
1							

2 導入のための手順 (4)システム構築 ①財務会計システム

借方	費用の発生 《物件費》 +53,800千円
貸方	資産の減 (現金) △53,800千円

子どもセンター費行政コスト計算書
(単位：千円)

行政収入	
国庫支出金	
都支出金	
その他	
行政費用	
人件費	
物件費	53,800
補助費等	
減価償却費	
その他	
当期収支差額	

子どもセンター費貸借対照表
(単位：千円)

流動資産	
現金	△53,800
固定資産	
事業用資産	
建物	
工作物	
土地	
インフラ資産	
重要物品	
図書	
建設仮勘定	
資産合計	

流動負債	
地方債	
未払金	
賞与引当金	
固定負債	
地方債	
負債の部 合計	
純資産	
純資産の部 合計	
負債及び純資産の部 合計	

2 導入のための手順 (4)システム構築 ②公有財産システム

固定資産台帳の整備

新たに固定資産台帳を整備は行わず、既存の公有財産台帳に固定資産台帳の機能をもたせた。

新たに追加した機能

減価償却費の算出

公有財産台帳システムに、取得価格、耐用年数を入力することで、減価償却費を算出

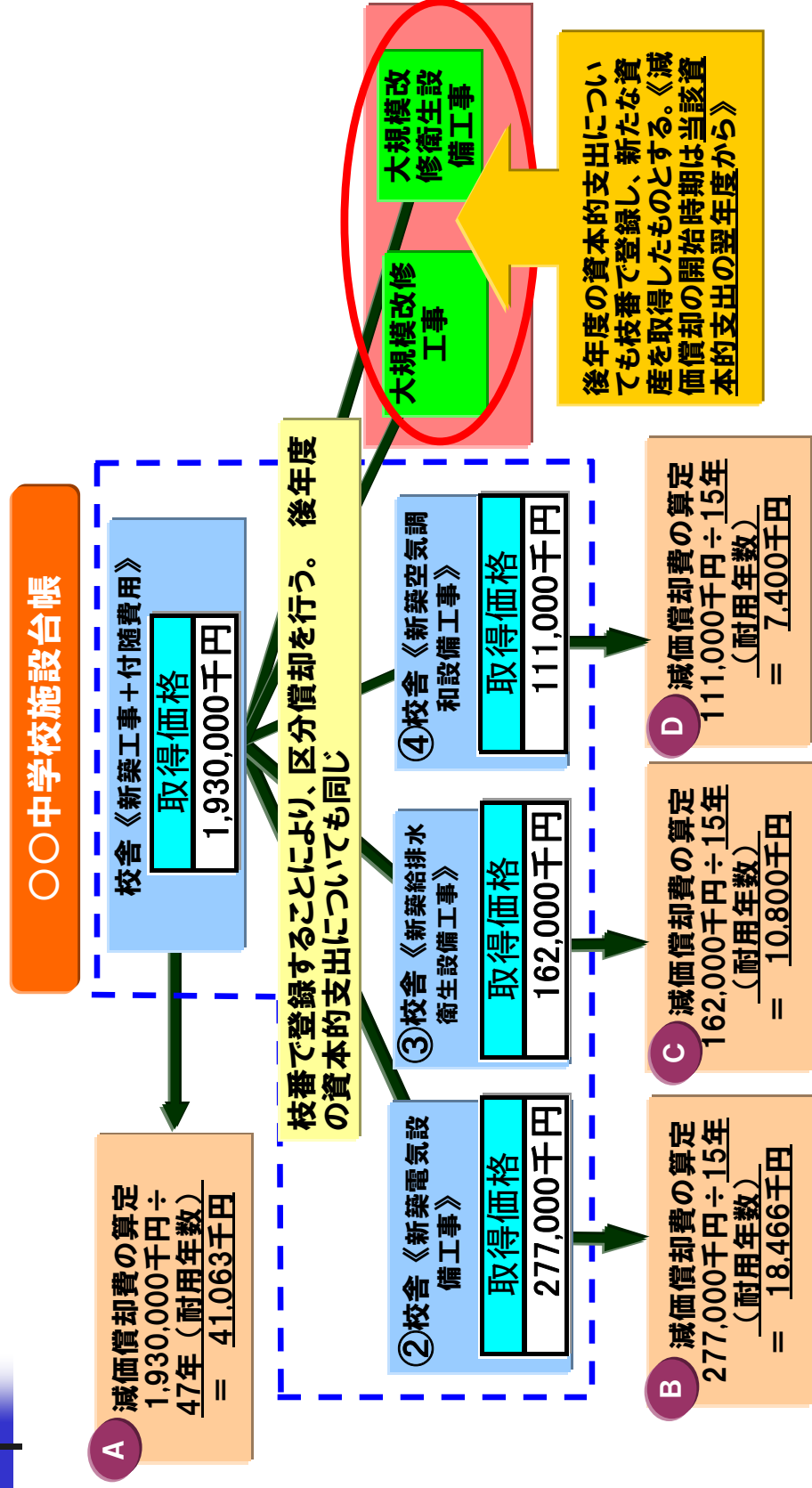
固定資産の資産価値を基準とした台帳登録

耐用年数の異なる「建物本体」、「附帯設備」、また後年度の資本的支出（大規模改造等）については台帳登録単位を区分し、それぞれ個別に減価償却

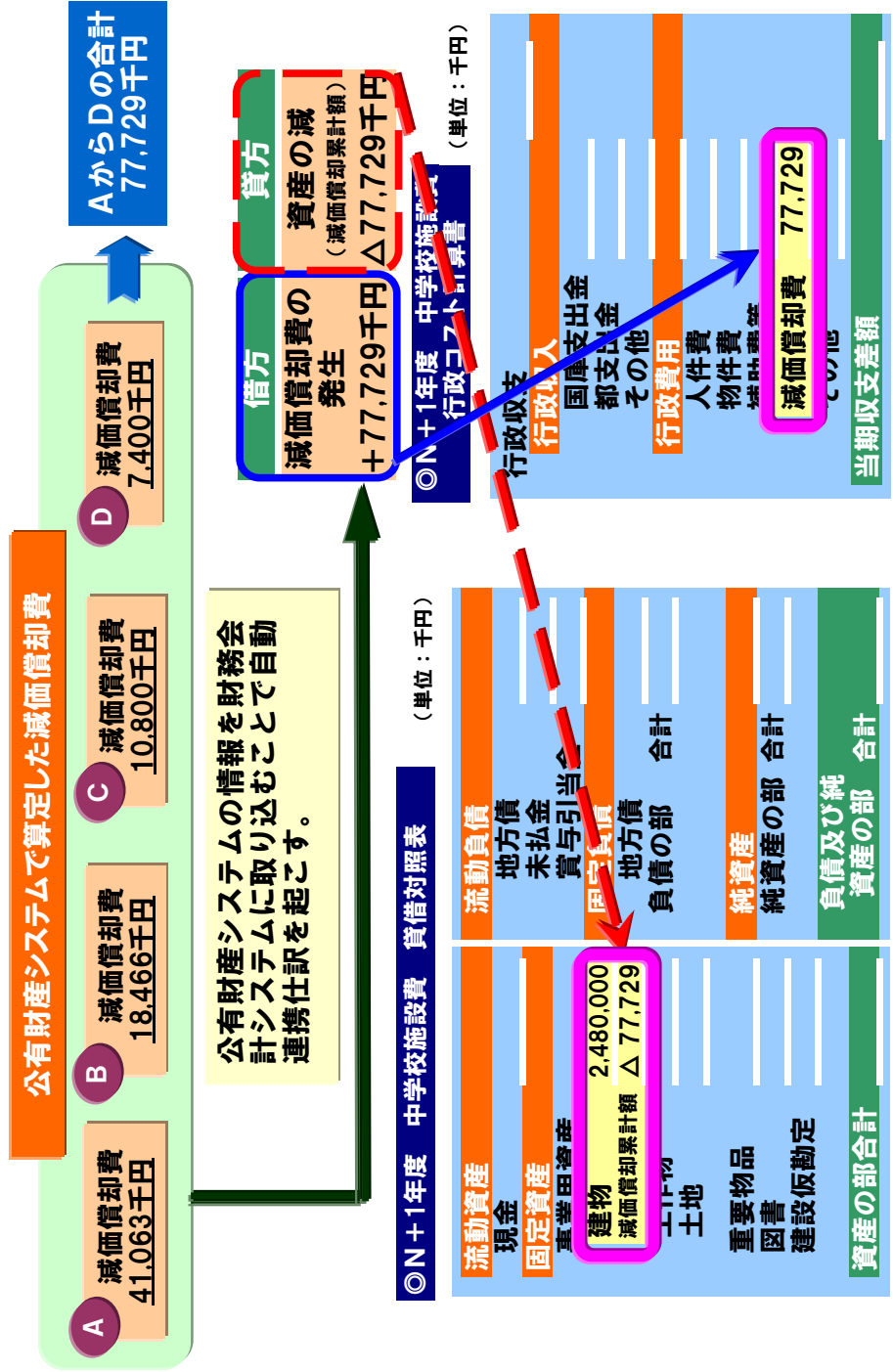
財務会計システムとの連携

公有財産台帳に登録した非現金取引（減価償却費、資産の除却・受贈等）のデータを財務会計システムに送付し、連携仕訳を起こす。

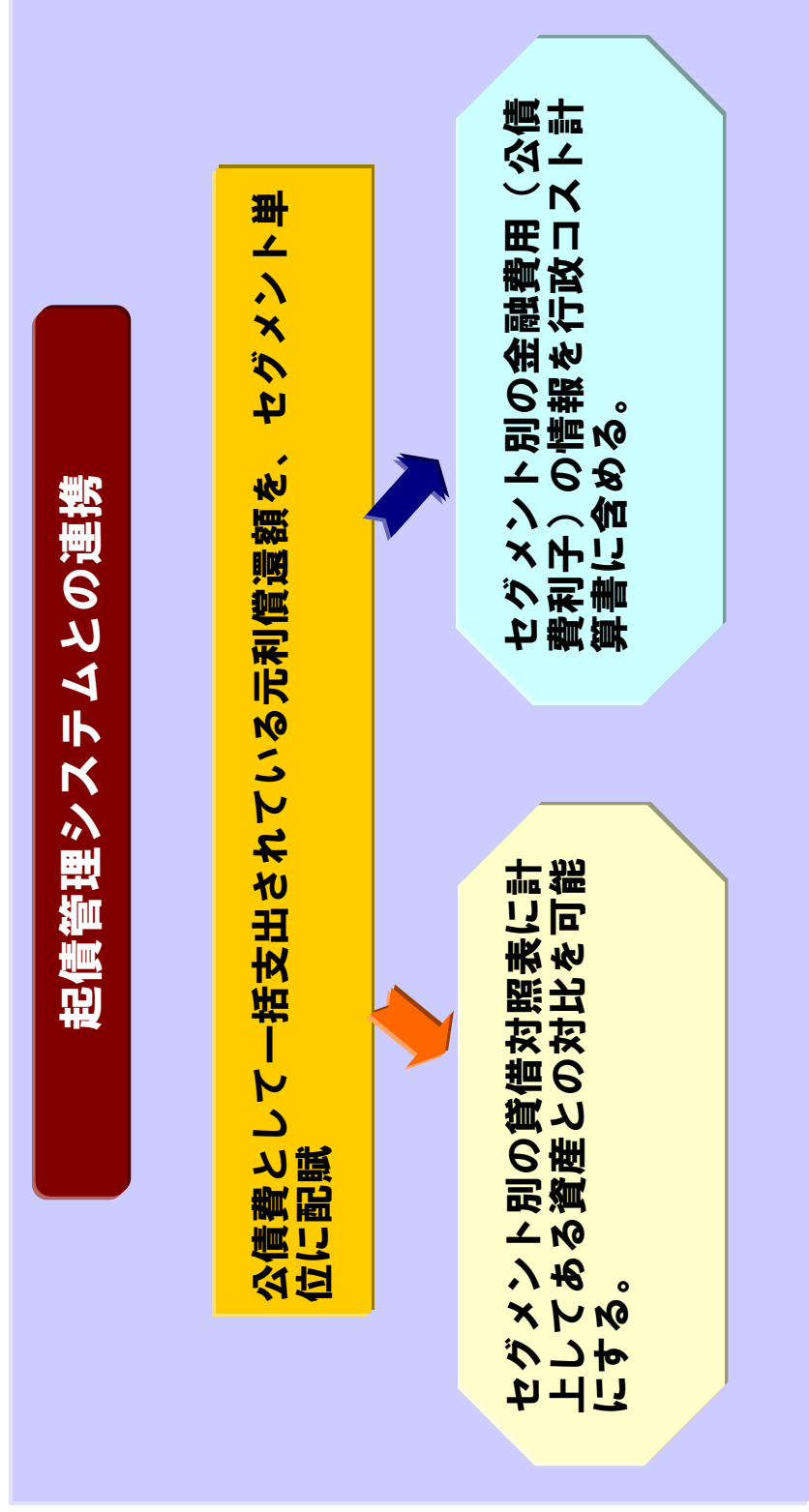
2 導入のための手順 (4)システム構築 ②公有財産システム



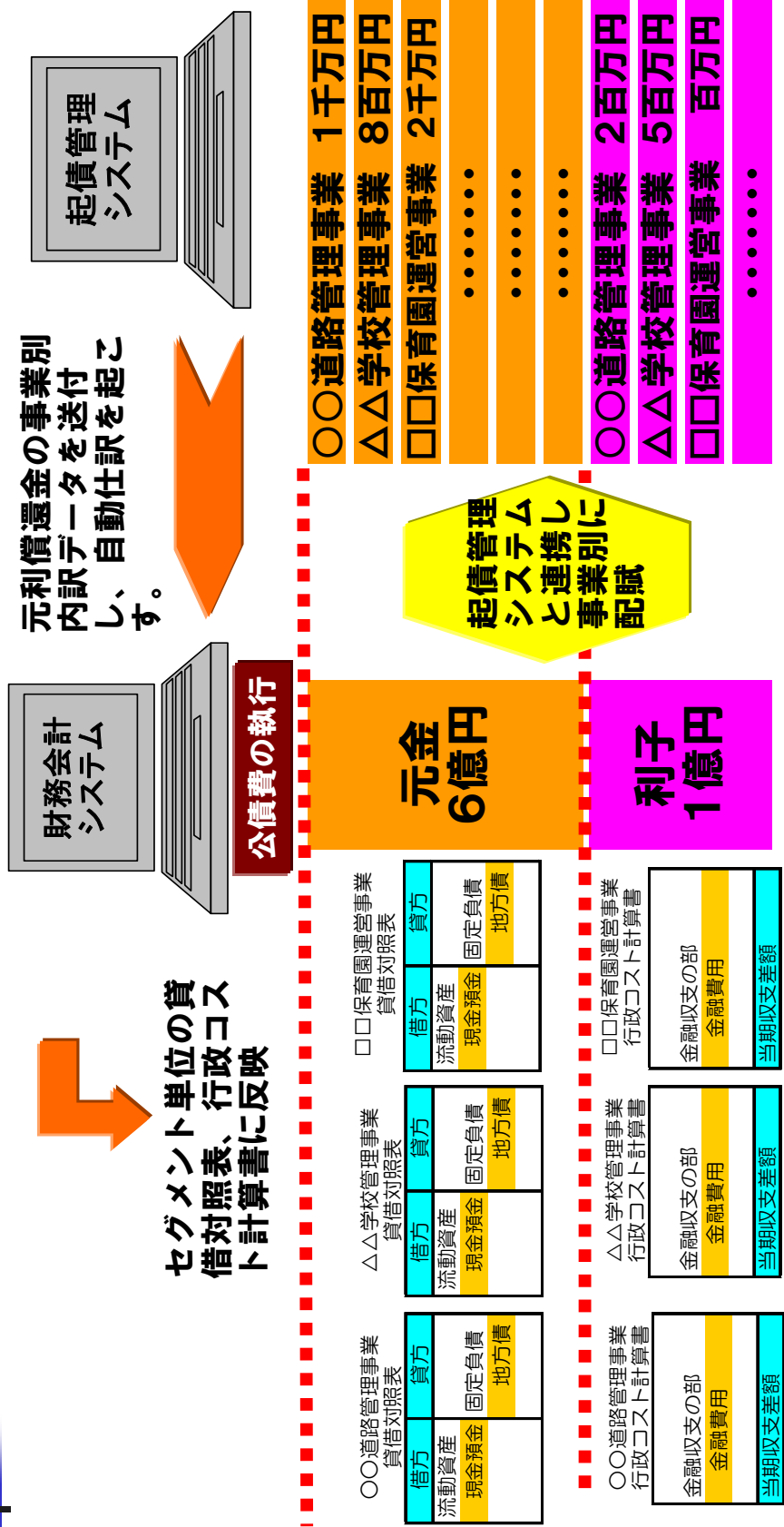
2 導入のための手順 (4)システム構築 ②公有財産システム



2 導入のための手順 (4)システム構築 ③起債管理システム



2 導入のための手順 (4)システム構築 ③起債管理システム



2 導入のための手順

(5)新公会計制度導入研修

◎新公会計制度導入研修

研修名	複式簿記研修	参加人数	785人
研修内容	一般的な複式簿記に係る知識の取得		

研修名	情報活用（マネジメント研修）～管理職・係長職対象	参加人数	190人
研修内容	事業別財務諸表の見方と活用、ケーススタディ		

研修名	新公会計制度マネジメント研修（ディスカッション形式）～部長職対象	参加人数	47人
研修内容	月次報告・事業別財務諸表の活用についてのディスカッション		

研修名	新公会計制度財務会計システム操作研修	参加人数	各課2名
-----	--------------------	------	------

研修名	各部の課題設定方式によるマネジメント研修
研修内容	事業別財務諸表の指標分析

◎その他新公会計制度の庁内浸透に向けた取り組み

モデル職場	2 職場	各部訪問説明（18回）
-------	------	-------------

2 導入のための手順 (6)その他の検討事項

リース資産

リース取引のうちファイナンスリース取引については、取引実態を財務諸表に正確に反映させるため、リース資産・リース債務を計上する。

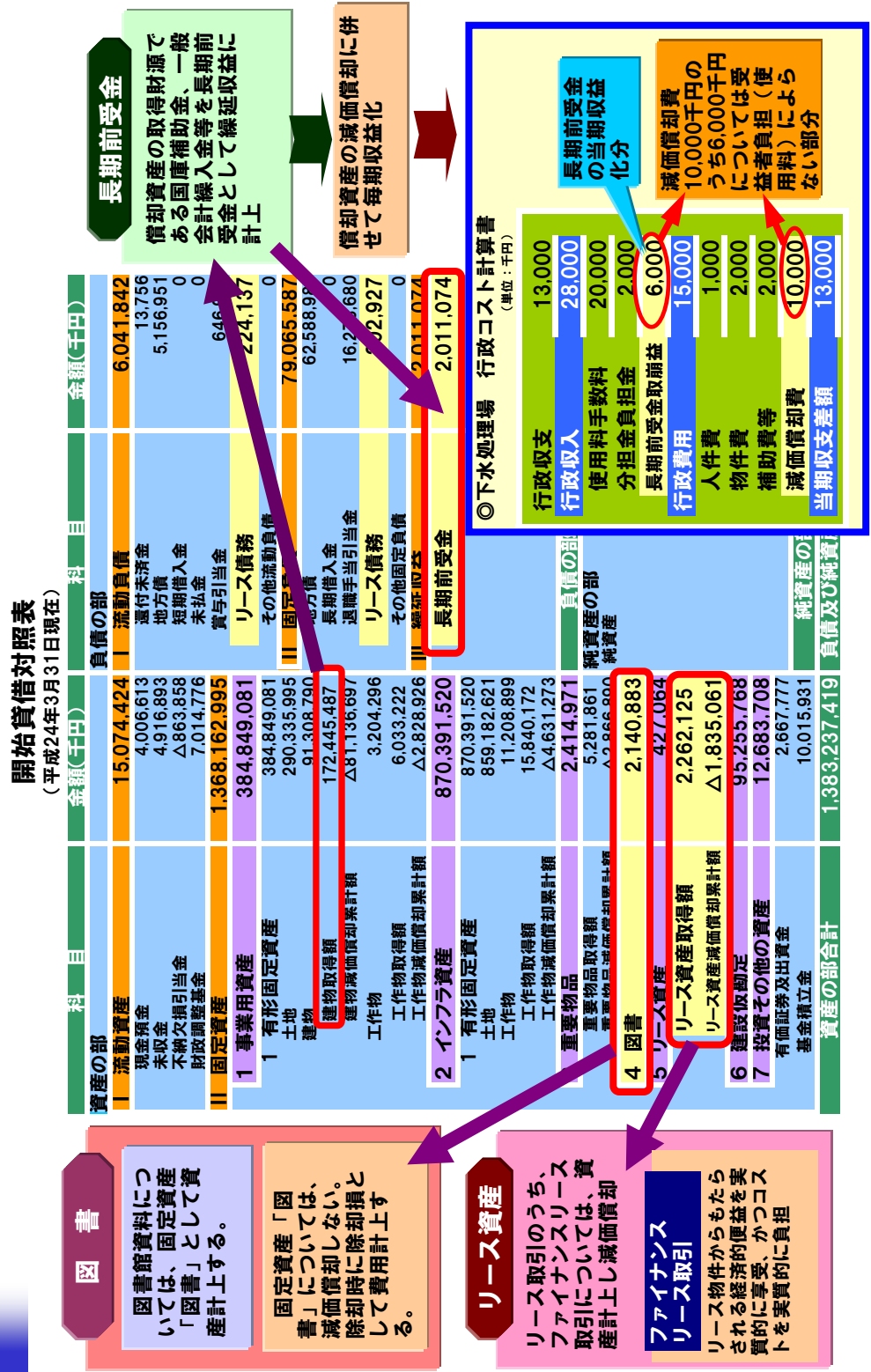
図書

図書館法第3条第1号に定める図書については、図書館の行政サービスの性質を鑑み「図書」として資産計上する。

下水道事業会計の繰延収益

下水道事業会計における償却資産の取得に伴い交付される補助金、一般会計繰入金等については、「長期前受金」として貸借対照表の繰延収益に計上した上で、減価償却に併せて每期収益化する。

2 導入のための手順 (6)その他の検討事項



3 最後に

新公会計制度を導入する上でのポイント

資産評価に時間を掛けすぎない。特にインフラ資産（道路）の評価は簡便に行うことが重要

資産評価にコストを投入するより、自治体の特性に合わせた活用方法の検討や研修・説明会等にコストを投入する方が有効かつ有意義

職員の制度理解が進まなければ、活用はできない。

いかに簡便にセグメント別の財務諸表を作成することができると組み込み、システム構築を行うかが重要

財務諸表を作成するのに多大な労力が必要とされると財務諸表を作成することが目的となってしまう。

活用するには財務諸表は簡便に作成できなければならない。

必ず庁内横断的な組織で導入作業を進めると

財政課、会計課、管財課にはそれぞれ重要な役割がある。また活用には企画部門の役割も重要である。綿密な連携を図るとともに、それぞれが責任をもって自分の役割を遂行することが重要

第二分科会

「新公会計制度の活用について」

東京都

「新公会計制度の活用について」

新公会計制度の活用について

東京都財務局

目次

I 東京都の新公会計制度

東京都における導入の経緯	2
都の新たな公会計制度の特徴	5

II 東京都における活用の状況

東京都における活用の状況	7
説明責任の充実	9
マネジメントの強化	11

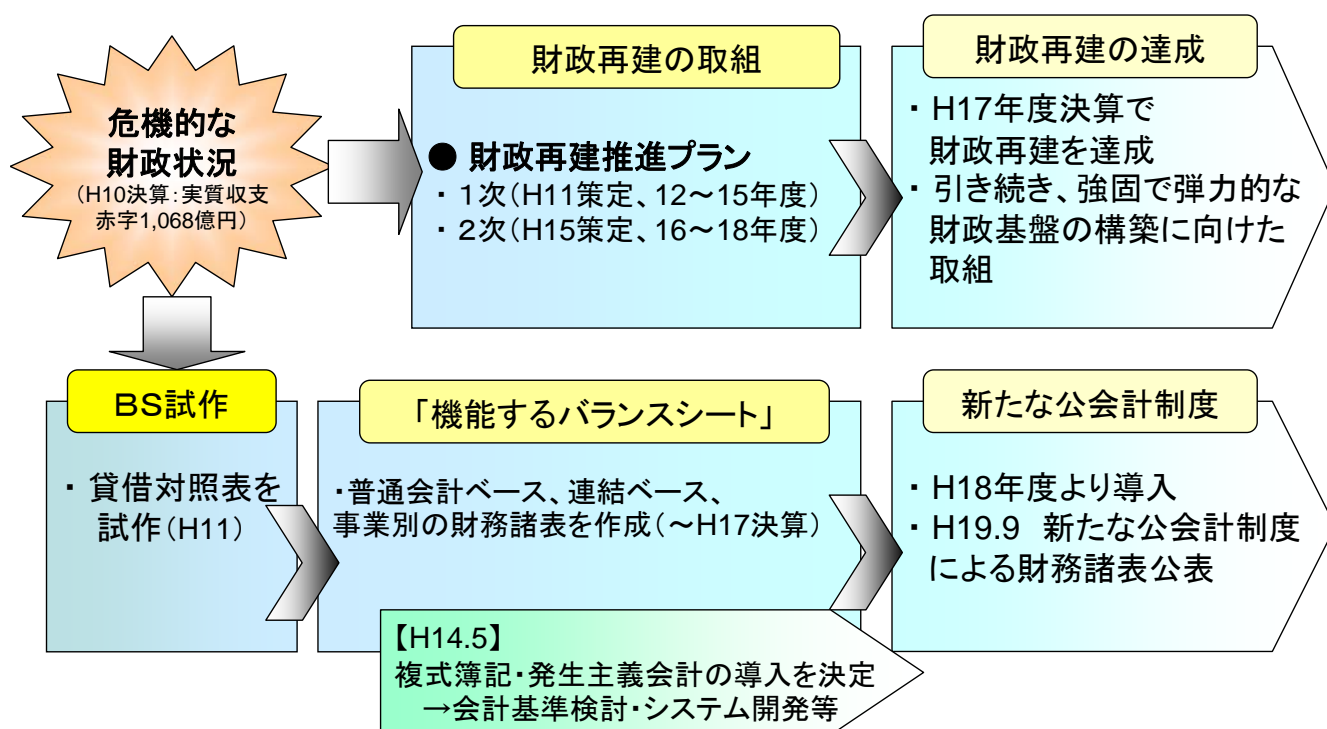
III 東京都における活用事例

事業評価の種類と評価結果	15
職業能力開発センター	16
都立看護専門学校	17

I 東京都の新公会計制度

1

東京都における導入の経緯①



2

東京都における導入の経緯②

—「機能するバランスシート」

4つの欠如(ストック情報・コスト情報・アカウントビリティ・マネジメント)を補完・改善するため、「機能するバランスシート」を作成
(貸借対照表、行政コスト計算書、キャッシュ・フロー計算書)

多摩ニュータウン事業 (収支均衡型事業)

【分析】大幅な債務超過が判明、さらに負債拡大の可能性大

【成果】事業自体の将来性がないと判断

⇒事業を縮小・収束

住宅事業 (中間形態型事業)

【分析】事業全体で約242億円(戸当たり約9万円)の税金を投入

【成果】膨大な更新経費の確保と資産の有効活用が課題であることが判明

⇒特別会計化し、経理を明確化

東京消防庁救急事業 (税金投入型事業)

【分析】救急出場1回当たりのコストは、約45,000円

【成果】全件自前対応、無償方式の見直し

⇒民間救急コールセンターの設置

3

東京都における導入の経緯③

—「機能するバランスシート」から新たな公会計制度へ

機能するバランスシート

- 従来の官庁会計では把握が困難であった部分が見えるようにし、都財政の実態を明らかに
- 財務諸表の分析・検証から導き出された提言を事業の見直し等に反映

【限界】

- 決算組替方式のため、財務諸表の迅速な作成が困難
 - ・ 分析の結果を速やかに予算に反映させることが困難
 - ・ 事業別財務諸表の作成に手間がかかり、一部事業の分析にとどまる

新たな公会計制度

- 従来の官庁会計に複式簿記・発生主義会計の考え方を加えた新たな公会計制度を導入
- 日々の会計処理の段階から複式情報を蓄積

【メリット】

- 公表時期の前倒し(12月→9月)
 - ・ 予算編成に直近の決算の分析を活用・反映
- 多様な財務諸表の作成が可能
 - ・ 多様な作成単位での財務諸表を決算作業の一環として作成可能に

4

都の新たな公会計制度の特徴

- 行政の特質を考慮した会計基準
 - ・ 道路、空港等を「インフラ資産」として計上
 - ・ 勘定科目体系に東京都予算性質別分類を採用
- 住民に分かりやすい財務諸表
 - ・ 民間企業の財務諸表とも比較が容易
 - ・ アカウンタビリティ(説明責任)の遂行
- 個別の事業改善に活用できる財務諸表
 - ・ 事業ごとの財務諸表の作成も可能に
- 職員が無理なく使えるシステム
 - ・ 官庁会計と複式簿記・発生主義会計の二重処理を回避
 - ・ 官庁会計の予算情報から複式で会計処理するための情報を取得

5

II 東京都における活用の状況

6

東京都における活用の状況①

—財務諸表活用の基本的考え方

目的 \ 視点	マクロ(都財政)	ミクロ(事業別)
マネジメントの強化	都財政全体の分析 ・ 新たな分析手法による「財政の持続可能性」の評価など	個別事業の分析 ・ マネジメントサイクルの確立 ・ 個別事業の分析と評価
アカウントビリティの充実	都財政運営の説明 ・ 都財政全体の財務情報の提供	主要な事業の実施状況の説明 ・ 個別事業の財務情報の提供

7

東京都における活用の状況②

—財務諸表を活用した具体的取組

説明責任の充実

マネジメント機能の強化

○ 普通会計財務諸表の前倒し作成と「年次財務報告書」の公表

- ・ 12月に公表してきた財務諸表の作成を前倒して、9月に公表
- ・ 普通会計財務諸表及び全体財務諸表を掲載・分析する「年次財務報告書」を公表

○ 「主要施策の成果」への反映

- ・ 議会に提出する「主要施策の成果」に財務諸表で得られた情報を反映

○ 事業別財務諸表の作成

- ・ 決算作業の一環として事業別財務諸表を作成、予算編成に活用

○ 事業評価における活用

- ・ 事業評価を実施する際に、新たな公会計の視点を活用(平成20年度予算編成から活用)

8

説明責任の充実①

—東京都年次財務報告書

【東京都年次財務報告書】

1 東京都普通会計決算及び各種指標

- 決算の概要
 - ・ 普通会計決算の概要(官庁会計ベース)
 - ・ 地方公共団体の財政の健全化に関する法律に定める比率
- 新たな公会計手法による分析
 - ・ 普通会計財務諸表の概要
 - ・ 財務諸表による都財政の分析・検証

2 東京都全体の財務報告

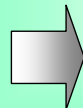
付表(普通会計財務諸表等)

※「平成23年度東京都年次財務報告書」の構成

- コスト情報、ストック情報、キャッシュの流れをマクロ的な視点から分析し、より多面的に都の財務の実態を示すもの
民間企業の「アニュアル・レポート」に相当
- 平成18年度決算より作成・公表

【財務諸表の経年的な分析】

- 財務諸表による情報の蓄積で、経年変化の分析が可能に
- より中長期的な視点から、財政の持続可能性に向けた取組を検証



財政状況をより多面的に説明することが可能に

9

説明責任の充実②

—主要施策の成果

【主要施策の成果】

- 都の主要な施策46事業について掲載
 - ・ 一般会計・特別会計 38事業
 - ・ 公営企業会計 8事業

(平成23年度決算)
- うち、一般会計・特別会計の事業について、従来の官庁会計の決算情報に加えて、平成18年度決算より、財務諸表から得られる情報も掲載

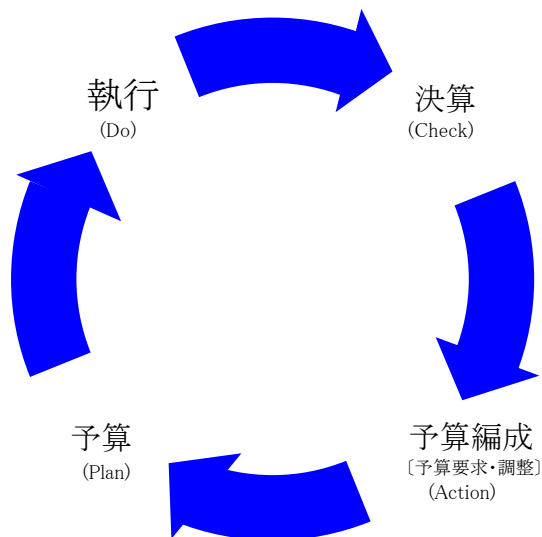
- 財務諸表から得られる情報については、行政コスト計算書を中心に掲載
- 「目」のレベルを中心とした比較的大きな括り方で事業を把握
- 管理目に一括計上されている人件費をそれぞれの事業目に按分
- 1規模当たりの行政コストを算出・掲載

10

マネジメントの強化①

—マネジメントサイクルの確立

〔マネジメントサイクルのイメージ図〕



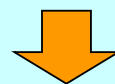
○ システム化のメリットを最大限活用

⇒ 「事業別」財務諸表を「迅速に」作成

○ 真のコスト把握で事務事業評価を再構築

⇒ コスト概念の統一による定量的評価の充実

財務諸表の活用などによる
「事後検証」の徹底



検証結果を確実に反映

11

マネジメントの強化②

—予算編成との関係

【平成25年度予算の見積り依命通達】(抜粋)

「事業評価については、関係部局との連携強化による評価手法の充実を図るとともに、新たな公会計の視点も一層活用しつつ、事業の成果や決算状況の分析・検証を更に徹底していく。」

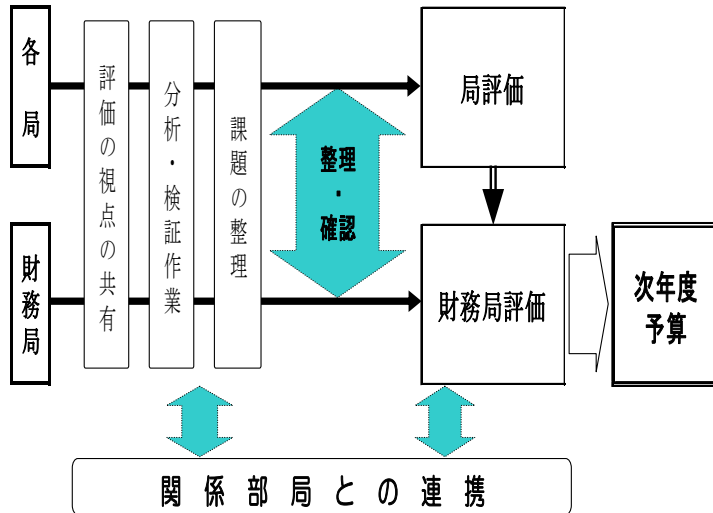
- 限られた財源の中で都政の諸課題に確実に対応していくためには、一つひとつの事業について、効率的で実効性の高い施策へと向上させていく継続的な取組(マネジメントサイクル)が必要
- こうした観点から、予算編成の一環として事業評価を実施

12

マネジメントの強化③

—事業評価への活用

【事業評価の流れ】



- 各局と財務局が連携しながら事後検証を徹底、事業評価を実施

- この中で、新たな公会計制度を活用し、発生主義の視点からの分析・試算を行うなど、事業の展開やあり方を検討

Ⅲ 東京都における活用事例

事業評価の種類と評価結果

事業評価の種類

○事後検証による評価

事後検証を徹底し、事業の必要性や有益性、将来の影響などにも留意しながら、今後の対応を評価します。

○自律的経費評価

各局の創意工夫を促すという観点から、経常的・定型的な経費について、各局の責任の下で自主的・自律的な検証に基づく評価を行います。

○施設整備評価

「主要施設10ヵ年維持更新計画」の対象施設について、財産利活用や建築コストの適正化の観点から、事業手法などを検証します。

○情報システム関係評価

情報システムの開発・運用に当たり、費用対効果を高める観点から、有効性やコストを検証します。

○監理団体への支出評価

監理団体への支出を通じて実施する事業について、必要性や有益性、団体が実施する妥当性などを検証します。

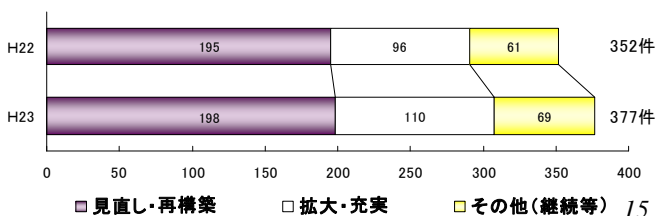
○報告団体への支出評価

新たな取組として、報告団体への支出を通じて実施する事業について、必要性や有益性、団体が実施する妥当性などを検証します。

○執行体制の見直しを伴う事業評価

効率的・効果的な事業執行を図る観点から、執行体制を含めた事業の実施方法などを検証します。

評価結果の公表



事業別財務諸表を活用した事例①

職業能力開発センター

貸借対照表(資産の部)

(単位:百万円)

科目	22年度末	21年度末	増減額
資産	23,628	21,894	1,734
うち建物取得額	27,901	24,698	3,203
(減価償却累計額)	△ 10,004	△ 9,489	△ 515
うち重要物品取得額	2,905	2,891	14
(減価償却累計額)	△ 2,240	△ 2,289	49

分析

行政コスト計算書(行政収支の部)

(単位:百万円)

科目	22年度	構成比	21年度	構成比	増減額
行政収入	3,418	100.0	1,842	100.0	1,576
うち国庫支出金	3,235	94.6	1,649	89.5	1,585
行政費用	10,171	100.0	8,570	100.0	1,601
うち給与関係費	3,845	37.8	3,804	44.4	41
うち物件費	3,345	32.9	1,559	18.2	1,787
うち退職給与引当金繰入額	294	2.9	333	3.9	△ 39

分析

○建物老朽化率 39.8%

○重要物品老朽化率 85.7%

☞平成21年度(建物 42.7%、重要物品 88.0%)と比較すると、多摩職業能力開発センターの改築や各校の訓練機器の計画的な更新により、いずれも改善している。引き続き、計画的な更新を行い、老朽化への対応を図っていくことが必要。

○人件費(退職給与引当金繰入額を含む) 行政費用の40.7%

☞人件費は21年度とほぼ同程度

○物件費 行政費用の32.9%

☞21年度から大幅に増加しているが、国からの委託事業である再就職促進等委託訓練の対応が本庁中心から中央・城北センターへと変わったことが影響。

○収支比率(行政収入/行政費用) 33.6%

☞21年度(21.5%)から12.1ポイント上昇。これは、再就職促進等委託訓練に伴う国庫支出金が増加したため。

○一日定員一人当たりコスト

☞再就職促進等委託訓練の影響などを除いた行政費用を一日定員(4,104人)で割り返すと、一人当たり年175万円。21年度は171万円であり、ほぼ同程度の運営を維持。

対応

課題

依然として厳しい雇用情勢

雇用情勢が厳しい状況にある中、職業に必要な技能・知識を付与し、就職につなげる職業能力開発の更なる推進が求められている。

対応

平成24年度
予算への対応

○雇用情勢への対応

◇求人ニーズに応じた訓練科目の見直し
◇委託訓練における緊急就職支援の実施(0.5億円)

○効率的・効果的な職業能力開発の推進

◇職業能力開発センターの再編・整備(18億円)
◇訓練用機器の計画的な更新(3億円)
◇様々な媒体を通じての広報(0.4億円)

事業別財務諸表を活用した事例②

都立看護専門学校

貸借対照表(資産の部)

(単位:百万円)

科目	22年度末
資産	13,394
うち建物取得額	10,344
(減価償却累計額)	△ 4,297
うち重要物品取得額	864
(減価償却累計額)	△ 686

○建物老朽化率

46.2%

○重要物品老朽化率

88.2%

☞いずれも都平均(建物41.8%、重要物品62.8%)を上回っており、計画な更新を行い、老朽化への対応が必要。

行政コスト計算書(行政収支の部)

(単位:百万円)

科目	22年度
行政収入	393
うち使用料及手数料	384
行政費用	2,639
うち給与関係費	1,725
うち物件費	544
うち退職給与引当金繰入額	141

○収支比率(行政収入/行政費用)

14.9%

☞行政収入の97.8%は、学生からの授業料等

☞退職給与引当金繰入額を含めた人件費と物件費で行政費用の91.3%を占めている。

都立看護専門学校卒業状況

区分	22年度
都内医療機関就業者数	475人(91.5%)
うち 都 立	141人(27.2%)
そ の 他	44人(8.5%)
卒 業 生 合 計	519人(100.0%)

◇事業の成果

- ・平成22年度の看護師試験合格者が100%(全国平均96.4%)となるなど毎年高い合格率を上げている。
- ・また、卒業生のうち9割以上が都内の医療機関に就職

課 題

- 看護師の養成
- 質の高い特色のある教育展開
- 学習環境の確保
- 看護師の定着・再就職支援

更なる学校運営の効率化と収入の確保が必要

老朽化への対応

◇老朽化した看護専門学校の改築

看護師人材の確保

◇看護師等修学資金貸与
◇看護師確保事業

授業料の見直し

◇料額と原価の乖離、類似施設との均衡等を勘案し、授業料等の見直し、適正化を図る。

大阪府

「セグメント毎の正確な財務情報の把握」

セグメント毎の正確な財務情報の把握

2012.11.13 大阪府会計局

1

大阪府の新公会計制度の意義

大阪府では、平成 23 年度から複式簿記・発生主義・日々仕訳方式による新公会計制度の運用を開始し、平成 23 年度決算に基づく初めての財務諸表を平成 24 年 9 月に公表

財務マネジメントの実践

ストック・フルコストの財務情報を
正確かつタイムリーに認識・測定

事業の経済性・効率性・将来負担を
把握し、自己点検

パブリック・アカウンタ ビリティの徹底

行政の専門知識を持たない者も、
容易に理解できる表示・開示

事業の経済性・効率性・将来負担を
検証、評価

- 大阪府全体の財務情報の把握のみでなく、部局別や事業別といったきめ細やかな単位で財務諸表を作成
- 個々の事業について負担（コストと負債）と便益（行政サービスと資産）を測定・公表

効率的な事業執行を行うとともに、予算編成への反映、職員配置の検討など、府政運営のPDCAサイクルの中で財務諸表を有効に活用

平成23年度財務諸表

(大阪府新公会計制度 各会計合算貸借対照表・行政コスト計算書から)

貸借対照表 (財政状態)

資産 8兆3,029億円		負債 6兆7,332億円	
流動資産	4,429億円	流動負債	5,328億円
歳計現金等	289	地方債	4,301
未収金	534	賞与引当金	439
不納欠損引当金	▲101(19%)	固定負債	6兆2,003億円
基金	2,433	地方債	54,459
短期貸付金	179	退職手当引当金	7,109
貸倒引当金	▲17(10%)		
固定資産	7兆8,600億円		
事業用資産	22,547		
インフラ資産	41,836		
出資金	5,641		
長期貸付金	2,345		
貸倒引当金	▲55(2%)		
基金	3,396		
		純資産 1兆5,697億円	
		開始残高相当	16,939
		収支差額	▲1,242
			当期の行政活動の結果 取り崩した余剰

これまでの行政活動によって形成された、行政サービス提供のための府民共有の財産

将来世代が負担しなければならぬ金額
81%
(期首 80%)

これまでの世代が負担した将来に対する備え(余剰)
19%
(期首 20%)

行政コスト計算書 (当期の経営成績)

行政収入 2兆629億円
地方税 12,092
地方交付税 2,973
国庫支出金(行政費用充当) 2,229
行政費用 2兆1,287億円
給与関係費 6,987
負担金、補助金等 7,373
減価償却費 1,566
引当金繰入額 990
金融収入 4億円
金融費用 837億円
地方債利息・手数料 833
通常収支差額 ▲1,490億円
特別収入 577億円
特別費用 329億円
特別収支差額 248億円
当期収支差額 ▲1,242億円

当期の行政サービスの提供に要した費用が当期の住民の負担等により賄いきれなかった金額

平成23年度財務諸表

(大阪府新公会計制度 各会計合算キャッシュ・フロー計算書から)

各会計の歳入歳出 決算書の合算

歳入 4兆696億円	
地方税	12,097
地方交付税	2,973
国庫支出金	2,561
基金繰入金	2,548
貸付金元金回収収入	5,626
地方債	7,244
前年度繰越金	170
歳出 4兆407億円	
給与関係費	8,401
負担金、補助金等	7,389
地方債利息・手数料	838
公共施設等整備支出	1,137
基金積立金	2,616
出資金	96
貸付金	5,594
地方債償還金	5,979
形式収支 289億円	

キャッシュ・フロー計算書 (現金収支)

行政サービス活動	
行政収入	2兆640億円
地方税	12,097
地方交付税	2,973
国庫支出金 (行政支出充当)	2,229
行政支出	2兆156億円
給与関係費	8,401
負担金、補助金等	7,389
金融収入	4億円
金融支出	840億円
地方債利息・手数料	838
特別収入	—
特別支出	0.08億円
行政サービス活動収支差額 ▲351億円	
投資活動	
投資活動収入	6,965億円
国庫支出金 (公共施設等整備)	332
基金繰入金	858
貸付金元金回収収入	5,626
投資活動支出	7,209億円
公共施設等整備支出	1,137
基金積立金	382
出資金	96
貸付金	5,594
投資活動収支差額 ▲244億円	
行政活動キャッシュ・フロー収支差額 ▲595億円	
財務活動	
財務活動収入	8,938億円
地方債	7,244
基金繰入金 (減債基金)	1,690
財務活動支出	8,220億円
地方債償還金	5,979
基金積立金 (減債基金)	2,234
財務活動収支差額 714億円	
前年度からの繰越金	170億円
形式収支 289億円	

同じ内容を別の活動区分で表示

当期の行政サービスの提供に要した支出が当期の住民の負担等により賄いきれなかった金額

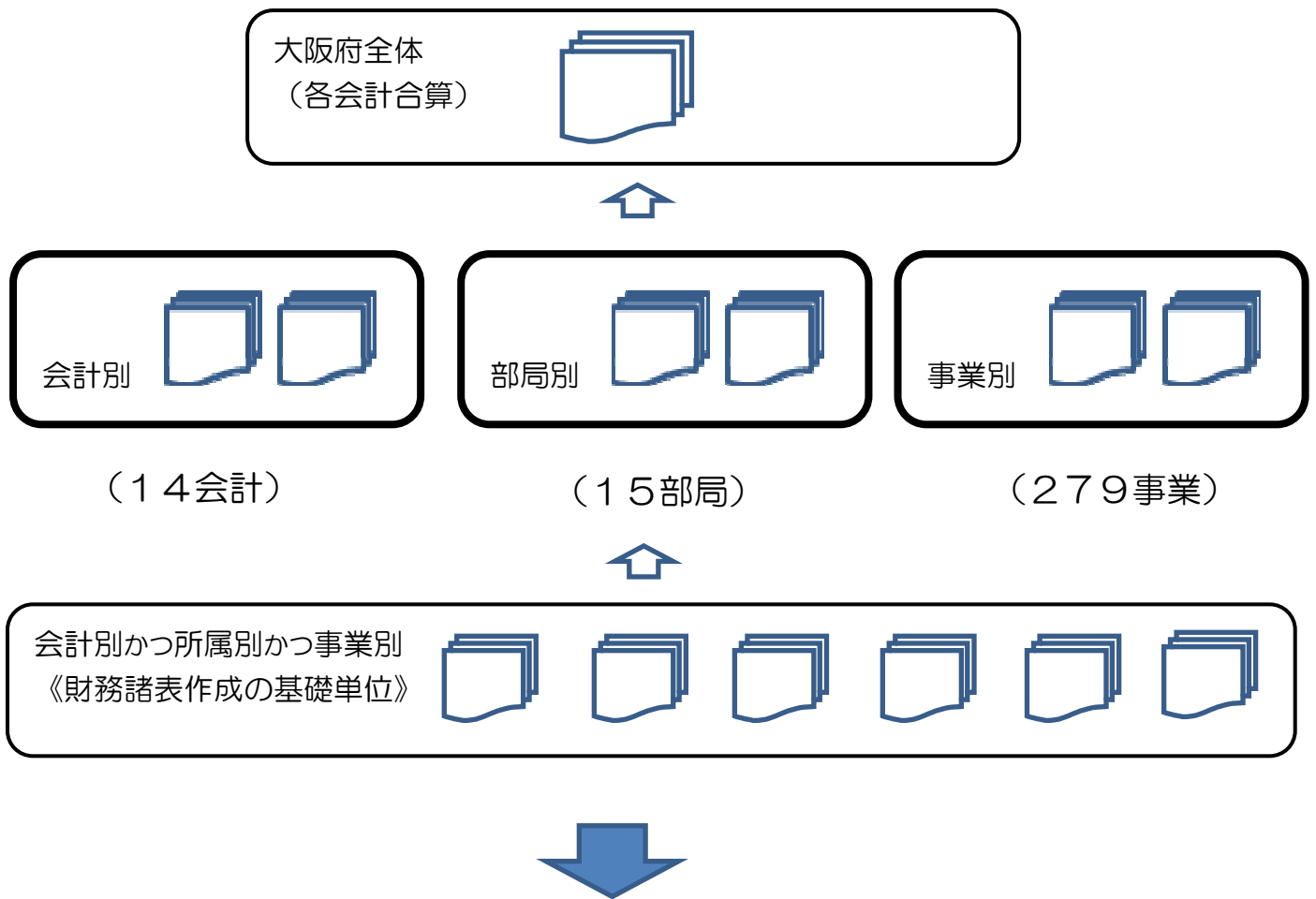
資産の形成 (投資活動) だけでなく、当期の行政サービスの提供に係る資金不足にも借入金 (地方債) で対応

借入を除く資金収支 ⇒ 企業会計のフリー・キャッシュ・フローに相当

2

財務諸表の階層別構成

大阪府では、財務諸表の基礎的な作成単位を「会計別かつ所属別かつ事業別」とし、これを積上げて、大阪府全体の財務諸表をはじめ階層別の多種多様な財務諸表を作成



基礎単位の財務諸表を積上げて全体の財務諸表を作成することにより、

○経営者のマネジメントに資する「管理会計」 ⇒ 「管理責任」

○外部への説明に資する「財務会計」 ⇒ 「説明責任」

という二つの機能を併せ持つ多様な財務諸表を作成

3

マネジメントに適した事業単位の設定

○財務マネジメントの基礎単位を設定

- ・ 予算編成及び歳出予算の執行管理の事業単位である歳出予算事業（約2,000）を事業の「成果」と事業遂行の「権限と責任」に合致した279の事業単位に設定

⇒ 予算から決算まで一連の流れで事業を管理

○事業単位ごとに正確な財務情報を表示

- ・ 固定資産・地方債等のストックやリスクの情報
- ・ 減価償却費・支払利息・人件費等のフルコストの情報

} 事業ごとに適切に
区分し表示



財務諸表は、

各々の組織が主体的に、
経済的・効果的な事業執行に努め、
その財務マネジメントの結果について
説明責任を担うためのツール



「管理会計」と「財務会計」
の機能を併せ持つ財務報告

○平成23年度財務諸表の事業一覧

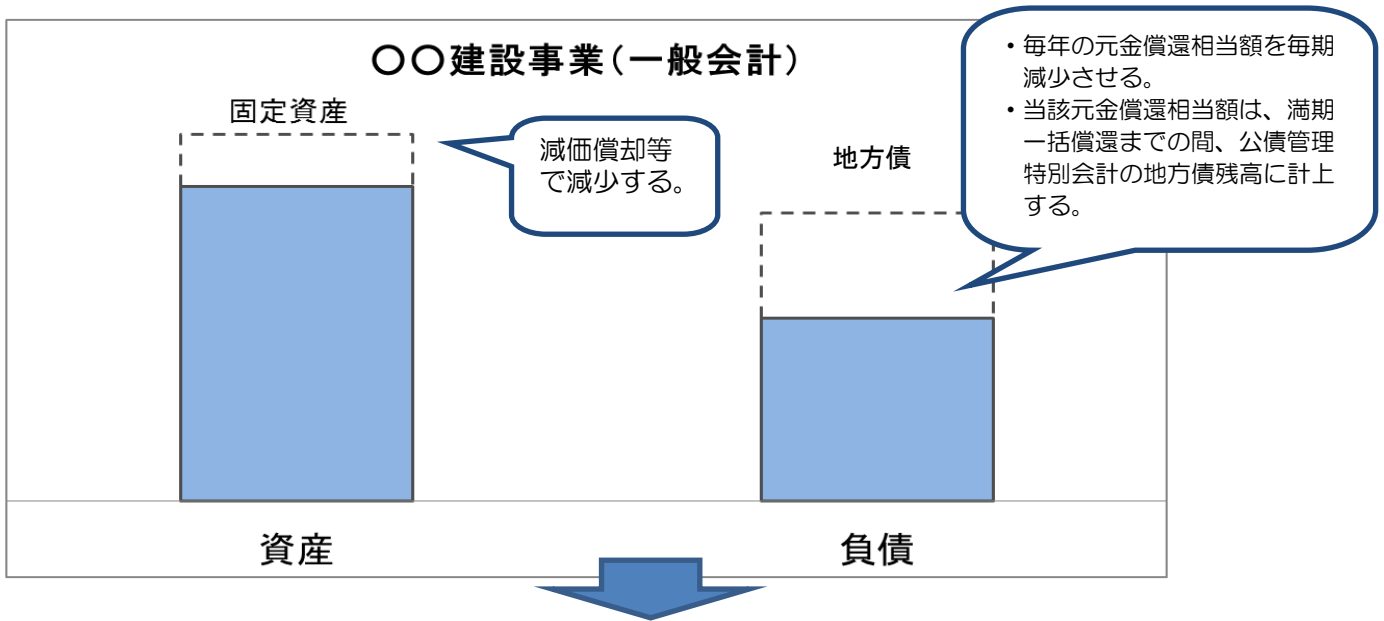
部局名	事業数	事業名
政策企画部	14	政策企画総務事業、企画調整事業、空港関連事業、東京事務所運営事業、安全なまちづくり推進事業、危機管理事業、消防防災事業、保安対策事業、災害救助事業、消防学校運営事業、青少年の健全育成事業、青少年施設管理運営事業、空港関連事業（特別会計）、東北地方太平洋沖地震等被災者支援事業
総務部	27	一般管理事業、財政管理事業、公債管理事業、行政改革推進事業、出資法人改革推進事業、情報化推進事業、職員福利厚生事業、人事管理事業、職員研修事業、恩給及び退職年金、総務サービス事業、税務運営事業、税関連交付金等事業、賦課徴収事業、債権特別回収・整理事業、市町村行財政事務事業、選挙管理事務事業、選挙執行事務事業、訴訟・法規等事務事業、庁舎管理事業、咲洲庁舎管理事業、大手前エリア活用事業、不動産調達事業、財産管理事務事業、統計調査事務事業、契約管理事務事業、退職手当
府民文化部	27	府民文化総務事業、ボランティア・NPO施策推進事業、消費者対策事業、私学振興事業、宗教法人認証事業、大阪府立大学・工業高等専門学校校支援事業、実践的教育力向上事業、恩給及び退職年金、大学修学奨励事業、大阪府育英会事業、人権施策推進事業、男女共同参画推進事業、男女共同参画・青少年センター管理運営事業、情報公開推進事業、広報広聴推進事業、公文書管理事業、都市魅力創造事業、地域力再生支援事業、文化振興事業、現代美術センター管理運営事業、上方演芸資料館管理運営事業、生涯スポーツ振興事業、国際交流推進事業、観光振興事業、国際会議場管理運営事業、旅券発給事務事業、緑化・自然環境保全事業
福祉部	31	福祉総務事業、地域福祉事業、社会援護事業、遺家族等援護事業、生活保護総務事業、生活保護扶助事業、生活保護施設事業、法人指導事業、障がい者福祉事業、障がい者施設事業、障がい者自立センター管理運営事業、砂川厚生福祉センター管理運営事業、障がい者交流促進センター管理運営事業、整肢学院管理事業、金剛コロニー管理運営事業、稲スポーツセンター管理運営事業、箕面通勤寮管理運営事業、高齢者福祉事業、高齢者医療事業、高齢者施設事業、児童福祉事業、児童措置事業、児童施設事業、母子福祉事業、母子寡婦福祉事業、修徳学院管理運営事業、子どもライフサポートセンター管理運営事業、大型児童館ビッグバン管理運営事業、女性自立支援センター管理運営事業、国民健康保険事業、東北地方太平洋沖地震等被災者支援事業
健康医療部	26	健康医療総務事業、医事事業、病院事業、地域医療事業、救急医療事業、泉州救命救急センター管理運営事業、中河内救命救急センター管理運営事業、看護師等確保対策事業、精神保健対策事業、原爆被爆者対策事業、疾病対策事業、がん対策事業、生活習慣病・歯科・栄養事業、母子保健事業、感染症対策事業、保健所管理運営事業、大阪府保健医療財団運営補助事業、健康科学センター管理運営事業、こころの健康総合センター管理運営事業、薬事指導事業、食品衛生事業、食品流通監視事業、狂犬病予防事業、環境衛生事業、衛生研究所事業、公債管理事務事業
商工労働部	36	商工労働総務事業、大阪産業経済リサーチセンター事業、企業誘致推進事業、企業誘致調整事業、新エネルギー産業推進事業、ハイテク推進事業、商工振興総務企画事業、経営支援事業、新事業創造事業、中小企業組織化事業、鉱業資源事業、商業振興事業、大規模店舗事業、製造業振興事業、販路開拓支援事業、技術支援事業、産学官連携推進事業、国際ビジネス交流事業、制度融資事業、政策融資事業、貸金業対策事業、労政管理事業、労政・労働福祉事業、労働対策事業、雇用就労支援事業、特別基金事業、障がい者雇用事業、人材支援事業、公共訓練事業、民間訓練事業、委託訓練事業、技術専門校再編事業、産業技術総合研究所管理運営事業、計量検定所管理運営事業、労働委員会事業、経営支援事業（特別会計）
環境農林水産部	40	環境農林水産総務事業、検査指導事業、温暖化対策事業、資源循環推進事業、緑化・自然環境保全事業、産業廃棄物指導事業、事業所指導事業、環境保全事業、環境監視事業、交通環境事業、農業振興事業、農空間整備事業、農地調整事業、農林漁業金融対策事業、林業振興事業、森林整備保全事業、家畜保健衛生事業、畜産振興事業、野生動物対策事業、花の文化園管理運営事業、府民の森管理運営事業、府民牧場管理運営事業、流通対策事業、水産業振興事業、漁業調整事業、漁港事業、動物愛護事業、環境農林水産総合研究所管理運営事業、環境農林水産総合研究所試験研究事業、農業施設災害復旧事業、林業施設災害復旧事業、就農支援資金貸付金、農業改良資金貸付金、林業改善資金貸付金、沿岸漁業改善資金貸付金、沿岸漁業改善資金取扱事務費、農業改良資金取扱事務費、林業改善資金取扱事務費、就農支援資金取扱事務費、諸費
都市整備部	19	都市整備総務事業、道路事業、交通対策事業、市街地整備事業、箕面北部丘陵整備関連事業、箕面北部丘陵整備事業、河川砂防事業、海岸事業、下水道事業（一般会計）、流域下水道事業（特別会計）、公園事業、用地事業、港湾事業（一般会計）、港湾整備事業（特別会計）、収用委員会運営事業、建設災害復旧事業、不動産調達事業、公共用地先行取得事業、都市開発事業
住宅まちづくり部	9	住宅まちづくり総務事業、居住企画事業、建築指導事業、建築振興事業、府営住宅建設管理事業、公共建築事業、タウン推進事業、まちづくり促進事業会計補助金、地域整備事業
会計局	2	会計管理事務事業、証紙管理事務事業
議会事務局	1	議会運営事業
教育委員会	36	教育総務事業、教育委員会運営事業、府立学校財務管理事業、教育振興事業、教職員人事事業、恩給及び退職年金、学校総務サービスセンター事業、学校施設等管理事業、小学校教職員費、中学校教職員費、市町村教育振興事業、高等学校教職員費、府立高等学校管理運営事業、府立高等学校教育振興事業、府立高等学校建設事業、支援学校教職員費、府立支援学校管理運営事業、支援教育振興事業、府立支援学校建設事業、教育センター管理運営事業、学校保健・給食事業、体育振興事業、体育会館管理運営事業、門真スポーツセンター管理運営事業、臨海スポーツセンター管理運営事業、漕艇センター管理運営事業、社会教育事業、大学院サテライト教室管理運営事業、少年自然の家管理運営事業、文化財保護事業、弥生文化博物館管理運営事業、近つ飛鳥博物館・風土記の丘管理運営事業、中央図書館管理運営事業、中之島図書館管理運営事業、実践的教育力向上事業、地域力再生支援事業
監査委員事務局	1	監査事務事業
人事委員会事務局	1	人事委員会運営事業
公安委員会	9	警察総務事業、公安委員会事業、警察施設管理事業、警察装備管理事業、一般警察活動事業、生活安全・刑事警察活動事業、交通指導取締事業、運転免許事業、恩給事業
合計	279	

4

事業ごとの正確な財務情報

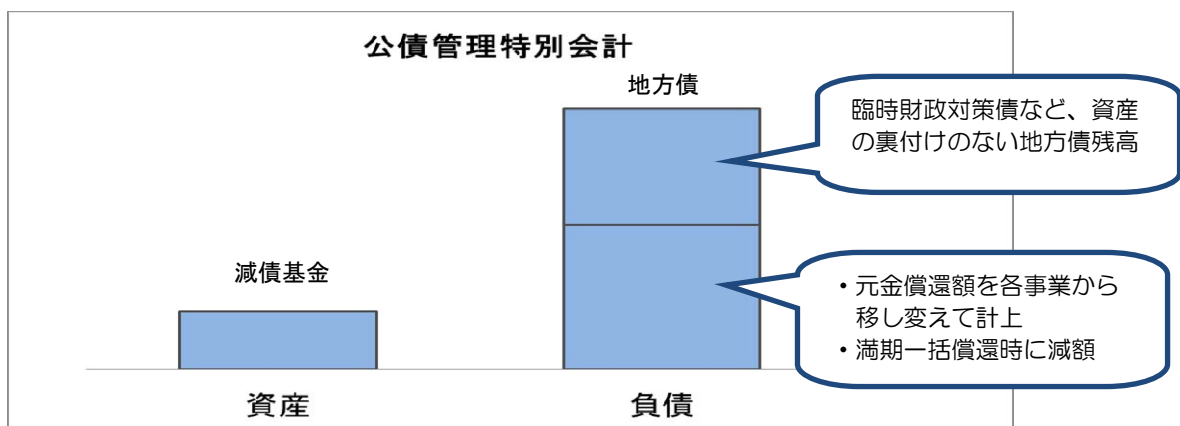
(1) 地方債 = 世代間負担調整機能に応じた残高

大阪府債の大半は満期一括償還方式であり、償還負担平準化のため減債基金を活用 ⇒ 財務諸表では事業別の残高を表示



- 資産 (= 将来世代の便益) と負債 (= 将来世代の負担) を対比して表示
- 地方債の実質残高に応じた利息を配賦

(参考) 公債管理特別会計の財務諸表での地方債残高



将来の負担 (負債) と減債基金 (資産) の実態を明瞭に表示

(2) 人件費 = 組織の要員マネジメントに配慮した管理

地方自治法施行令・規則に基づき、予算上は、人件費を各款ごとに、総務費を定める予算科目（目）に一括計上しているが、財務諸表では個々の事業に配賦

人件費配賦の基本的考え方

原則

職階別平均給与額×職員数で算定した人件費を計上

学校教職員

実際の支給額に基づき、学校ごとの人件費を計上

理由

事業側ではコントロールできない要素（配置された職員の年齢差等に基づく所与の単価差）をできるだけ排除

理由

- ・教員は職階区分が少なく、また定数も法令で定められていることから、「平均給与額」の配賦では、学校間の人件費比較ができない
- ・学校ごとの人員配置の特性（教職員の年齢構成等）によるコスト差を表示



組織・事業の特性と事業執行の権限・責任を考慮し、財務マネジメントの説明責任に応じた人件費配賦



人件費をコストとして捉える経営の視点を強化

(3) 一般財源等配分調整

税収入や地方交付税等の一般財源は、税務関連など特定の事業で収入されるが、行政運営の主たる財源としてあらゆる事業に充当されている。
 各々の事業がどれだけの一般財源を必要としたのかを明らかにするため、事業別財務諸表に一般財源を配分する。

- ・ 事業別キャッシュ・フロー計算書の形式収支赤字相当額について一般財源を充当し、形式収支を0にする。
- ・ 調整した金額は貸借対照表の現金預金勘定と純資産の各勘定及び行政コスト計算書に反映する。

〇〇事業
キャッシュ・フロー計算書

行政サービス活動	収入	100
	支出	600
	収支差額	△500
投資活動	収入	0
	支出	400
	収支差額	△400
財務活動	収入	0
	支出	300
	収支差額	△300
収支差額合計		△1200
一般財源等配分調整額	1200	
形式収支		0

地方債利息 50 含む

新規に資産取得

地方債元金償還

〇〇事業
行政コスト計算書

行政収支の部	
行政収入	100
行政費用(現金)	590
行政費用(非現金)	50
行政収支差額	△540
金融収支の部	
金融収入	0
金融費用	10
金融収支差額	△10
特別収支の部	
特別収入	0
特別費用	0
特別収支差額	0
当期収支差額	△550
一般財源等配分調整額	1200
再掲(純資産変動額)	650

事業に要した一般財源
(税収入等)を明示
⇒当期キャッシュ負担

〇〇事業
貸借対照表

資産の部		負債の部	
流動資産	0(±0)	流動負債	0(±0)
固定資産	2000	固定負債	500(△300)
(投資	+400)		
(減価償却	△50)		
純資産の部		純資産の部	
		純資産	1500(+650)

純資産変動額を明示
⇒将来のための当期負担

* ()内は当期増減額

(4) 減損会計

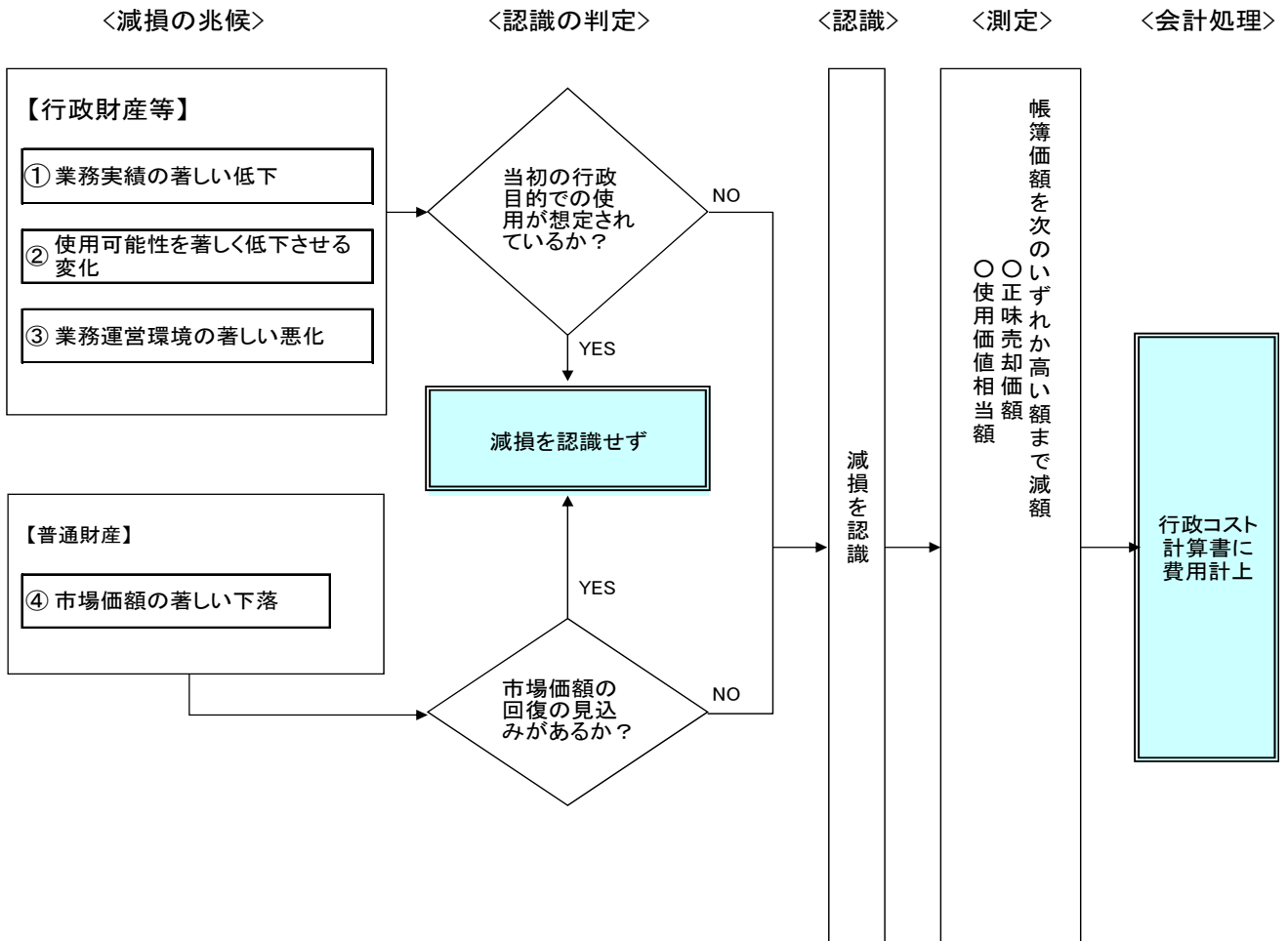
固定資産形成に伴う将来世代の負担（負債）と受益（資産）の適切な評価を促進し、資産の有効活用に資するため、減損会計を導入

- 固定資産が使用されている業務実績の著しい低下等の確認
- 当初の行政目的どおりに使用しないという判断



当該固定資産の価値の低下（減損）を認識。資産の帳簿価額を適正な価額まで減額し、差額を行政コストとして計上

固定資産の減損会計フロー



5

正確な財務諸表作成のための取組み

○日々仕訳

【日々仕訳を最大限に活用し、期中のコスト情報等を把握】

<ul style="list-style-type: none"> ■官庁会計予算の歳入・歳出の取引ごとに複式簿記の仕訳を記帳 <div style="border: 1px solid black; border-radius: 10px; padding: 5px; margin: 10px 0;"> 予算情報（科目・性質・事業区分） に基づく自動仕訳 </div> <ul style="list-style-type: none"> ■建設仮勘定の精算などの非現金取引の仕訳を記帳 	<p>⇒きめ細かい財務マネジメント、予算編成への活用</p> <p>⇒日々の仕訳確認により職員のコスト意識改革と正確性の確保</p>
---	--

○月次決算整理

【減価償却費や人件費を毎月計上、数値照合事務を毎月実施】

<ul style="list-style-type: none"> ■減価償却費の計上 ■人件費の配賦 ■建設仮勘定の精算内容確認 ■仕訳一覧表に基づく内容確認（E-リクグ） ■固定資産台帳、物品出納簿との照合 ■金融機関の公金残高証明書類との照合 等 	<p>⇒年間を通じて決算事務を平準化し、事務効率化と正確性の向上</p> <p>⇒職員のコスト意識改革</p>
---	---

○年次決算整理

【月次決算整理を励行し、年次決算事務をできるだけ省力化】

<ul style="list-style-type: none"> ■減損の兆候確認、減損の判定・測定 ■出資金の評価 ■貸付金などの債権評価（貸倒引当金等） ■一般財源の配分調整（所属別・事業別） ■地方債の配賦（所属別・事業別） 等 	<p>⇒年次決算の調製の迅速化</p>
--	---------------------

6

事業別財務諸表の例

(1) 事業類型：社会資本整備型 部局：都市整備部 事業：道路事業

当期末のストック情報を表す	当期の費用・収入を表す	当期の現金収支を表す
<u>貸借対照表</u> 単位：百万円	<u>行政コスト計算書</u> 単位：百万円	<u>キャッシュ・フロー計算書</u> 単位：百万円
資産の部 2,291,385…a (2,254,997) <u>固定資産</u> 2,290,801…b (2,254,483) 事業用資産 1,318 (809) インフラ資産 1,993,902…c (1,982,760) 建設仮勘定 78,528…d (57,433) 《固定資産附属明細表》 取得価額 1,468,304…e (1,461,358) 減価償却累計額 △758,317…f (△731,138) 負債の部 1,122,933…g (1,159,448) <u>流動負債</u> 158,961 (168,342) 地方債 158,637 (166,745) → 1,116,672…h <u>固定負債</u> 963,972 (991,106) → (1,151,538) 地方債 958,034 (984,793)	通常収支の部 <u>行政費用</u> 維持補修費 3,381…i 減価償却費 27,554 (うち建物・工作物等 27,551) …j	投資活動支出 公共施設等整備支出 39,104 〈うち工事請負費等 30,069〉…k ↓ 資産の機能アップを伴う新設・改良経費
純資産の部 1,168,453 (1,095,548)		
←当期純資産増加額 72,904 (地方債の減 34,866、インフラ資産の増 32,170)		

- ※1 科目は関係部分のみ掲載 ※2 貸借対照表の()は期首(=前年度末)の金額
 ※3 老朽化率は事業用資産及びインフラ資産(無形固定資産、立木竹を除く)を対象に算定
 ※4 投資活動率は、事業用資産及びインフラ資産(無形固定資産、立木竹を除く)に係る減価償却費により算定。
 また、公共施設等整備支出は、委託料、工事請負費、負担金・補助及び交付金の科目で執行した金額により算定

■制度導入による効果

- 財務諸表の組み合わせによる多面的な分析が可能
- 現金収支を表示するキャッシュ・フロー計算書では、区分別(行政サービス活動、投資活動、財務活動)の収支が明らかになり、適正かつ詳細な分析に活用できる。
- 経年推移による分析も効果的な手法

■指標

	前年度	本年度
老朽化率 (f 減価償却累計額 / e 取得価額)	0.50	↑0.52
維持補修率 (i 維持補修費 / e 取得価額)	—	0.002
投資活動率 (k 公共施設等整備支出 / j 減価償却費)	—	1.09
未稼働率 (d 建設仮勘定 / (d+e 取得価額))	0.04	↑0.05
資産・負債比率 (g 負債 / a 資産)	0.51	↓0.49
固定資産対地方債比率 (h 地方債 / b 固定資産)	0.51	↓0.49

- 前年度から全体として資産の老朽化は進んだが、当該年度でいえば、減価償却費を超える金額の投資を行っている。
- 未稼働施設が増加しており、事業の進捗管理に留意
- 将来負担は、地方債の減、インフラ資産の増により減少

(2) 事業類型：施設運営型 部局：住宅まちづくり部 事業：府営住宅建設管理事業

当期末のストック情報を表す	当期の費用・収入を表す	当期の現金収支を表す
<u>貸借対照表</u> 単位：百万円 資産の部 777,124…a (773,486) <u>流動資産</u> 2,411 (4,017) その他未収金 2,945…b (4,499) 不納欠損引当金 △545…c (△482) <u>固定資産</u> 774,713…d (769,469) 事業用資産 740,524 (745,518) 建設仮勘定 16,648 (9,207) 《固定資産附属明細表》 取得価額 1,005,729…e (989,049) 減価償却累計額 △449,843…f (△428,845) 負債の部 360,799…g (367,661) <u>流動負債</u> 43,069 (35,495) 地方債 41,628 (35,432) <u>固定負債</u> 317,730 (332,166) 地方債 316,475 (330,816) 純資産の部 416,325 (405,825)	<u>行政コスト計算書</u> 単位：百万円 通常収支の部 <u>行政収入</u> 47,790 使用料・手数料 41,444…i <u>行政費用</u> 41,092…j 維持補修費 8,164…k 減価償却費 21,986 (うち建物・工作物等 21,889)…L <u>金融費用</u> 5,697…m 地方債利息等 5,697	<u>キャッシュ・フロー計算書</u> 単位：百万円 投資活動支出 公共施設等整備支出 25,398 〈うち工事請負費等 25,381〉…n ↓ 資産の機能アップを伴う新設・改良経費
←当期純資産増加額 10,501 (地方債の減 8,144、建設仮勘定の増 7,441)		

- ※1 科目は関係部分のみ掲載 ※2 貸借対照表の()は期首(=前年度末)の金額
 ※3 老朽化率は事業用資産及びインフラ資産(無形固定資産、立木竹を除く)を対象に算定
 ※4 投資活動率は、事業用資産及びインフラ資産(無形固定資産、立木竹を除く)に係る減価償却費により算定。
 また、公共施設等整備支出は、委託料、工事請負費、負担金・補助及び交付金の科目で執行した金額により算定

■指標

	前年度	本年度
老朽化率 (f 減価償却累計額/e 取得価額)	0.43	↑0.45
維持補修率 (k 維持補修費/e 取得価額)	—	0.01
投資活動率 (n 公共施設等整備支出/L 減価償却費)	—	1.16
資産・負債率 (g 負債/a 資産)	0.48	↓0.46
固定資産対地方債比率 (h 地方債/d 固定資産)	0.48	↓0.46
通常費用に対する受益者負担比率 (i/(j+m))		0.89
不納欠損率 (c 不納欠損引当金/b 未収金)	0.11	↑0.19

- 前年度から全体として資産の老朽化は進んだが、当該年度でいえば減価償却費を超える金額の投資を行っている。
- 将来負担は、地方債の減、建設仮勘定の増により減少
- 本年度の通常費用のうちの9割が受益者(入居者)の負担によって賄われた。
- 住宅使用料等に係る未収金の2割が欠損見込み。債権管理の強化が重要

大阪府ホームページ

<http://www.pref.osaka.jp/>

大阪府 新公会計制度ホームページ

<http://www.pref.osaka.jp/kaikei/shokai.html>

大阪府会計局 新公会計制度グループ

Tel 06 - 6944 - 6460

Fax 06 - 6944 - 6733

愛知県

「愛知県の新たな公会計制度(案)の概要について」

愛知県の新たな公会計制度(案)の概要

平成24年11月

愛知県

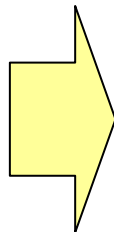
1 現行の公会計 ～現金主義会計の限界～

○ 現行の官庁会計（単式簿記・現金主義）の限界

現行の地方自治法に基づく会計処理では、現金の移動しか記録されず、現金以外の資産や負債の情報が蓄積されない。

このため・・・

- ▶ ストック情報（建物や道路などの資産や借金の情報）が得られない。
- ▶ 減価償却費などを含めたフルコスト情報が把握できない。
- ▶ 貸付金や収入未済に関する不納リスクが見えない。



☞ 行財政の効率化や持続可能な財政運営に必要不可欠な情報が欠如。

2 愛知県のこれまでの公会計改革の取組

◎ 愛知県では、民間の企業会計的手法を採り入れ、バランスシートなどの財務書類を作成する公会計改革の取組を平成12年度から推進してきた。

<これまでの作成方法>

- 決算統計数値の組み替えにより、複式簿記によらず簡便的な手法で作成。

課題

- 決算統計開始（昭和44年度決算）前に取得した資産の価額が計上されない。
- 複式簿記によらず作成するため、数値の検証可能性が確保されない。
- 普通会計という大きな単位でしか財務情報を把握できないため、マネジメントへの活用性が低い。

年 度	取 組 みの 内 容	作 成 基 準
平成12年度 ～	平成11年度決算から、「普通会計バランスシート」を作成・公表	総務省（旧自治省）方式
平成13年度 ～	平成12年度決算から、上記に加え、「普通会計行政コスト計算書」及び「公営事業会計を含めた「県全体のバランスシート」」を作成・公表	総務省方式
平成17年度 ～	平成16年度決算から、上記に加え、第三セクターまで含めた「連結バランスシート」を作成・公表	総務省方式
平成21年度 ～	平成20年度決算から、普通会計、県全体、連結ベースでの財務書類4表（「貸借対照表」「行政コスト計算書」「純資産変動計算書」「資金収支計算書」）を作成・公表	総務省方式改訂モデル

☞ 効率的・効果的な行財政運営の実現のため、「複式簿記・発生主義会計を導入し財務諸表の活用を図ること」を「愛知県第五次行革大綱（計画期間：平成22年度～平成26年度）」の個別取組事項として明記。

3 新たな公会計制度導入の目的

- ◎ アカウンタビリティ（説明責任）の充実とマネジメントへの活用を図ることを目的として、平成25年度から複式簿記・発生主義会計による新たな公会計制度を導入する。

○ アカウンタビリティの充実

現行の官庁会計では見えにくい資産や負債の情報（ストック情報）や、減価償却費などを含めたフルコスト情報を、より精緻に把握し、分かりやすく開示することで、行財政の信頼性・透明性を高め、住民や議会に対する説明責任の充実を図る。

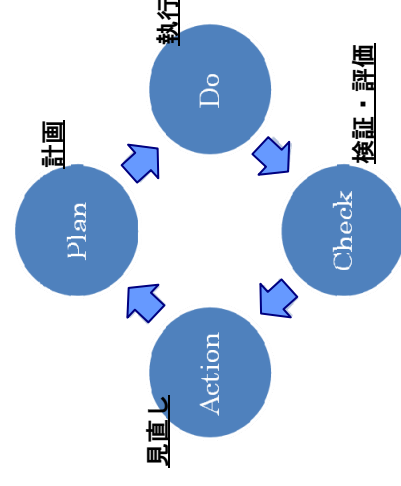
- ①議会における決算審査資料の充実 ②財政状況に関する公表資料の充実
③分析指標等を用いた客観的で分かりやすい説明
(→4頁参照)

○ マネジメントへの活用

財務諸表から把握できる事業ごとのストック情報・フルコスト情報を、行政評価や予算編成に活用し、PDCAサイクルを機能させる仕組みを確立することで、行財政の効率化や持続可能な財政運営の実現を目指す。

- ①PDCAサイクルの確立 ②行政評価制度の見直し
③予算編成過程の見直し ④事業別財務諸表の作成・活用
⑤資産マネジメントの実践
(→5頁～10頁参照)

<PDCAサイクル>



(1) アカウンタビリティの充実

① 議会における決算審査資料の充実

決算情報を補完し、議会における決算審査の充実を図るため、従来の歳入歳出決算書、決算に関する付属書、決算に関する報告書の参考資料として、部局別、会計別、各会計合算財務諸表を活用し、公的説明責任の充実を図る。

② 財政状況に関する公表資料の充実

県の財政状況に関する公表資料を充実させ、県民や投資家などの利害関係者等に対し、ホームページへの掲載やIR活動などを通じて有益な情報を分かりやすく提供していくことで、説明責任の充実を図る。

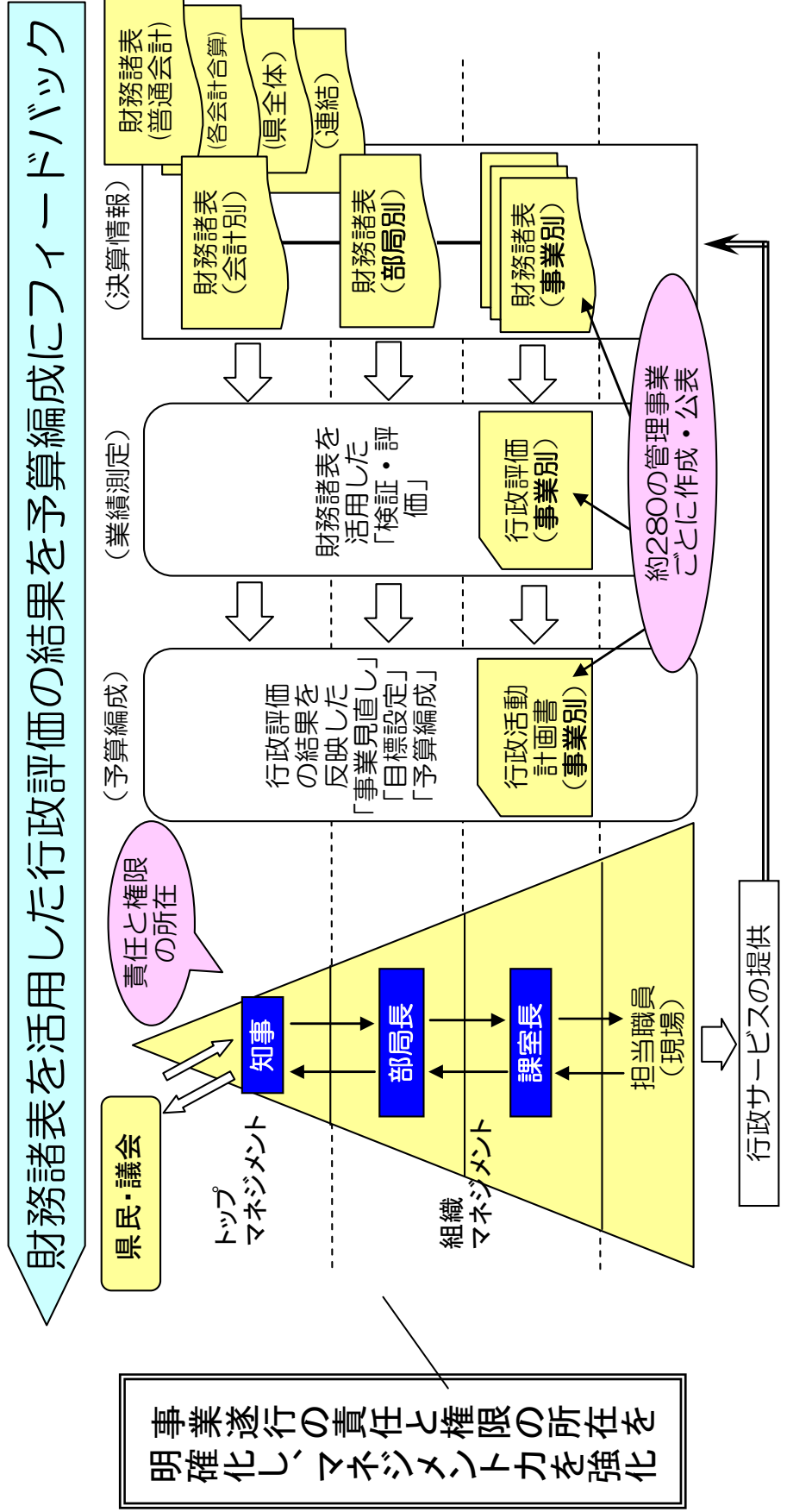
③ 分析指標等を用いた客観的で分かりやすい説明

財務情報に基づく分析指標を活用し、事業、施設、サービス毎の収支状況や単位当たりコストなど、客観的でより分かりやすい説明を行うことで、説明責任の充実を図る。

(2) マネジメントへの活用 ～公会計とマネジメントプロセスの一体改革～

① PDCAサイクルの確立

◎ 財務諸表、行政評価、予算編成の事業単位の統一化※により、「責任と権限の所在を明確化」し、財務諸表を活用した「行政評価の結果を予算にフィードバック」させる仕組みを構築することでPDCAサイクルを機能させ、自治体経営の強化を図る。



※ 「事業単位の統一化（管理事業の設定）」の考え方

財務諸表の活用により、組織のマネジメント力強化につなげていくためには、組織の「責任と権限」の観点からマネジメントに適した単位で財務諸表を作成する必要があるが、現行の地方自治法に基づく予算の枠組み（款項目節予算）は、マネジメントの基礎単位としての有用性に限界がある。

○ 現行の款項目節予算

- ▶ 人件費や公債費を含めた「目」ごとの事業費を適切に把握することができない。
（本県の現状）
[人件費]：一般管理費などの特定の「目」に職員給与等を一括計上
[公債費]：公債管理特別会計を設け、地方債を総合的に管理
- ▶ 一つの「目」の中に複数組織（課室）の事業が混在し、責任と権限の所在を明確にできない。

「目」単位ではマネジメントへの活用が困難

解決策

マネジメントに適した事業単位（管理事業）を新たに設定

財務諸表、行政評価、予算編成に共通の事業単位を新たに設定することにより、マネジメントのツールとして財務諸表を有効に機能させる。

② 行政評価制度の見直し

○ 評価単位の見直し

事務事業評価の単位（1,535事業(H24)）を、マネジメントに適した管理事業の単位（約280事業）に見直し。

○ 財務諸表を活用した指標・目標値の設定

効率性等の指標や目標値の設定に、財務諸表のフルコスト情報を活用。

○ 信頼性・透明性の確保

事業のストック・コスト情報を可視化し、行政評価の透明性や客観性を確保。

○ 事務の効率化

行政評価調査の作成をシステム化することにより事務を効率化。→「調査作成」に係る労力を事業の「検証・見直し」にシフト

（改正案） 平成N年度 事業評価調査(N年度対象)

事業コード	0000	事業名	〇〇〇事業	
部署・課室名	〇〇部〇〇課	評価責任者	〇〇課長 〇〇〇〇	
政策名	〇〇〇	作成責任者	〇〇〇〇	
事業目的	〇〇〇〇〇〇	施策名	〇〇〇〇	
根拠法令・計画等	〇〇法第〇条、〇〇条例（平成〇年〇月〇日 条例第〇号）			
従事人員 経費等	区分		決算額(〇/F)	
	N年度	N-1年度	N-2年度	
従事人員 (うち地方機関)	47人(43人)	47人(43人)	47人(43人)	
人件費(a)	325,000千円	366,000千円	341,385千円	
事業費(b)	1,262,721千円	1,273,682千円	1,418,638千円	
公費費(c)	614,112千円	614,112千円	594,605千円	
合計(a)+(b)+(c)	2,201,833千円	2,253,794千円	2,311,387千円	
収入のうち、受益者負担額 (分担金・負担金、使用料・手数料)	548,310千円	494,621千円	565,490千円	
備考	決算額は、〇〇〇費の〇〇修繕費(N-1年度:1,200千円、N-2年度:1,000千円)を含む。			
事業の内容 及び事業 の内部	〇〇〇〇のため、〇〇〇〇を行う。 1 〇〇〇〇費 660,908千円(光熱水費260,577千円、〇〇料23,110千円、〇〇委託費387,221千円) 2 〇〇〇〇費 117,674千円(〇〇附雑費77,674千円、〇〇事業費40,000千円) 3 〇〇〇〇費 364,178千円(〇〇費340,422千円、〇〇修繕費23,756千円) 4 〇〇〇〇費 119,961千円(〇〇運営費74,976千円、〇〇運営費44,985千円)			
指標 目標 目録 等	指標(指標によっては算式/解説)		実績値・見込	
	1	最終目標年次及び目標 (来館者・施設利用者/県人口)	〇〇年度 35%以上 N年度 33%以上 N-1年度 30%以上	〇〇年度 35%以上 30.0% (見込) 32.0% (実績)
		最終目標年次及び目標	〇〇年度 85%以上 N年度 80%以上 N-1年度 79%以上	〇〇年度 85%以上 75.0% (見込) 79.1% (実績)
	2	利用率 (利用日数/利用可能日数)	〇〇年度 900円以下 N年度 940円以下 N-1年度 950円以下	〇〇年度 900円以下 937円 (見込) 939円 (実績)
		最終目標年次及び目標	〇〇年度 20%以下 N年度 20%以下 N-1年度 21%以下	〇〇年度 20%以下 21.0% (見込) 21.0% (実績)
3	利用者一人あたりの管理運営費 (経常費用/利用者数)	〇〇年度 20%以下 N年度 20%以下 N-1年度 21%以下	〇〇年度 20%以下 21.0% (見込) 21.0% (実績)	
	最終目標年次及び目標	〇〇年度 20%以下 N年度 20%以下 N-1年度 21%以下	〇〇年度 20%以下 21.0% (見込) 21.0% (実績)	
4	受益者負担率 (分担金・負担金+使用料・手数料/経常費用)	〇〇年度 20%以下 N年度 20%以下 N-1年度 21%以下	〇〇年度 20%以下 21.0% (見込) 21.0% (実績)	
	最終目標年次及び目標	〇〇年度 20%以下 N年度 20%以下 N-1年度 21%以下	〇〇年度 20%以下 21.0% (見込) 21.0% (実績)	
5	最終目標年次及び目標	〇〇年度 20%以下 N年度 20%以下 N-1年度 21%以下	〇〇年度 20%以下 21.0% (見込) 21.0% (実績)	
	最終目標年次及び目標	〇〇年度 20%以下 N年度 20%以下 N-1年度 21%以下	〇〇年度 20%以下 21.0% (見込) 21.0% (実績)	
外部 要因 等	〇〇〇〇〇〇〇〇			

③ 予算編成過程の見直し

○ 行政評価と予算編成の事業単位の統一

行政評価の結果を予算編成にフィードバックできよう、予算編成の事業体系に行政評価や財務諸表の作成単位と同一の管理事業を追加。

○ 事業ごとの人件費・公債費の適切な把握

財務諸表（決算）と予算の比較分析が行えるよう、人件費や公債費についても、予算編成の段階から管理事業ごとに適切に金額を把握。

○ 予算と決算の対応関係の明確化

予算に関する説明書（議会参考資料）の事業費を管理事業単位で表示し、財務諸表（決算情報）との対応関係を明確化。

《修正案》

平成N+1年度 事業別行政活動計画書

事業コード	事業名	0000	事業費	000	事業費
部局・課室名	〇〇部〇〇課	〇〇課長	〇〇〇〇	〇〇課長	〇〇〇〇
大項目	〇〇〇	作成責任者	〇〇〇〇	タイヤルシ	〇〇〇〇
政策名	〇〇〇	中項目	〇〇〇	小項目	〇〇〇
事業目的	〇〇〇〇〇〇	施策名	〇〇〇〇		
根拠法令・計画等	〇〇法第〇条、〇〇条例（平成〇年〇月〇日 条例第〇号）				
	区分	予算額	決算額(C/F)		
		N+1年度(見積)	N年度(実)	N+1年度	
従事人員・経費等	従事人員(うち地方機関)	47人(49人)	47人(49人)	47人(49人)	
	人件費(a)	329,000千円	325,000千円	341,365千円	
	経費事業費(b)	1,298,968千円	1,262,721千円	1,270,387千円	
	公債費(c)	614,112千円	614,112千円	599,605千円	
	合計(a)+(b)+(c)	2,173,080千円	2,201,833千円	2,211,357千円	
	収入のうち受益者負担額(分担金・負担金、使用料・手数料)	550,000千円	548,310千円	540,363千円	
備考	決算額には、〇〇〇管理事業費の〇〇修繕費(N年度:300千円、N-1年度:1,200千円)を含む。				
事業計画の内容及び事業費の内訳	〇〇〇のため、〇〇〇を行う。				
	1	〇〇〇費 660,680千円(光熱・水費250,577千円、〇〇料22,882千円、〇〇委託費387,221千円)			
	2	〇〇〇費 90,505千円(〇〇事業費90,505千円)			
	3	〇〇〇費 372,563千円(〇〇費347,988千円、〇〇修繕費24,575千円)			
	4	〇〇〇費 115,220千円(〇〇運営費73,222千円、〇〇運営費41,998千円)			
指標/目標値等	指標(指標によっては算式/解説)	目標年度	実績年度	目標値	実績値・見込
	1	来館者・施設利用者率 (来館者・施設利用者/県人口)	最終目標年度及び目標 N+1年度	〇〇年度	35%以上
			N年度		33%以上
			〇〇年度		30.0% (見込)
	2	利用率 (利用日数/利用可能日数)	最終目標年度及び目標 N+1年度	〇〇年度	85%以上
			N年度		80%以上
			〇〇年度		75.0% (見込)
	3	利用者一人あたりの管理運営費 (経常費用/利用者数)	最終目標年度及び目標 N+1年度	〇〇年度	900円以下
			N年度		940円以下
			〇〇年度		997円 (見込)
	4	受益者負担率 (分担金・負担金+使用料・手数料)/経常費用)	最終目標年度及び目標 N+1年度	〇〇年度	20%以下
			N年度		20%以下
			〇〇年度		21.0% (見込)
	5		最終目標年度及び目標 N+1年度		
			N年度		
事業の評価を踏まえた予算要求の考え方	〇〇〇〇〇〇〇〇				

⑤ 資産マネジメントの実践

◎ 新たな公会計制度の導入を機に、金額情報を付加した固定資産台帳の整備を行い、庁舎、学校等の建物だけでなく、道路、河川なども数量や金額情報を持った資産として一元的に管理する。

➤ 減価償却累計額や修繕費などの財務情報や、固定資産台帳の情報を有効に活用し、資産マネジメントの実践に取り組んでいく。

施設管理の効率化・適正化

- 類似施設とのコスト比較や経年比較などによる維持管理費の効率化・適正化
- 施設の老朽化比率や修繕費比率等の情報に基づく効率的・効果的な予防保全策の実施

施設利用の最適化

- 中長期的なフルコスト等を見据えた施設利用の最適化に向けた検討・調整

県有地の有効活用

- 売却・貸付の適地の掘り起こし
- 県有地の有効活用策の検討

中長期的な施設計画

- 減価償却累計額から将来の更新需要見込額を把握し、施設の更新時期を平準化
- ライフサイクルコストを見据えた中長期計画の策定

「財務諸表」や「資産管理システム」から新たに得られる情報

- ・ 施設管理のフルコスト(維持管理費)
- ・ 施設の修繕費や修繕費比率
- ・ 減価償却累計額や施設老朽化比率
- ・ 施設改修更新比率
- ・ 全ての資産(土地・建物等)の価額情報など

活用

活用

活用

活用

4 愛知県の新たな公会計制度の特徴

- ◎ 総務省の新公会計モデル（基準モデル・総務省方式改訂モデル）や東京都・大阪府の独自方式など、複数の会計制度が存在するが、財務諸表の分かりやすさ、信頼性及び検証可能性、マネジメントへの活用性の観点から、民間の企業会計に近い東京都や大阪府の会計制度を参考として独自の会計制度を策定する。

○ 分かりやすい財務諸表

企業会計の考え方を基本とするが、利益の追求が目的ではない公会計の特質に配慮した分かりやすい表示科目とする。

○ 事業別財務諸表の作成

効率的・効果的に事業を遂行し、その結果についての説明責任を果たすためのツールとして、事業別財務諸表を作成する。

○ マネジメントへの活用性を重視した固定資産計上ルール

資産マネジメントにおける資産情報の活用性を重視し、企業会計の考え方を参考とした固定資産の計上基準を定め、日々の取引ごとに適切に資産計上を行う。

(1) 分かりやすい財務諸表 ～財務諸表の構成～

◎ 財務諸表は、貸借対照表、行政コスト計算書、キャッシュ・フロー計算書、純資産変動計算書、注記及び附属明細表で構成する。

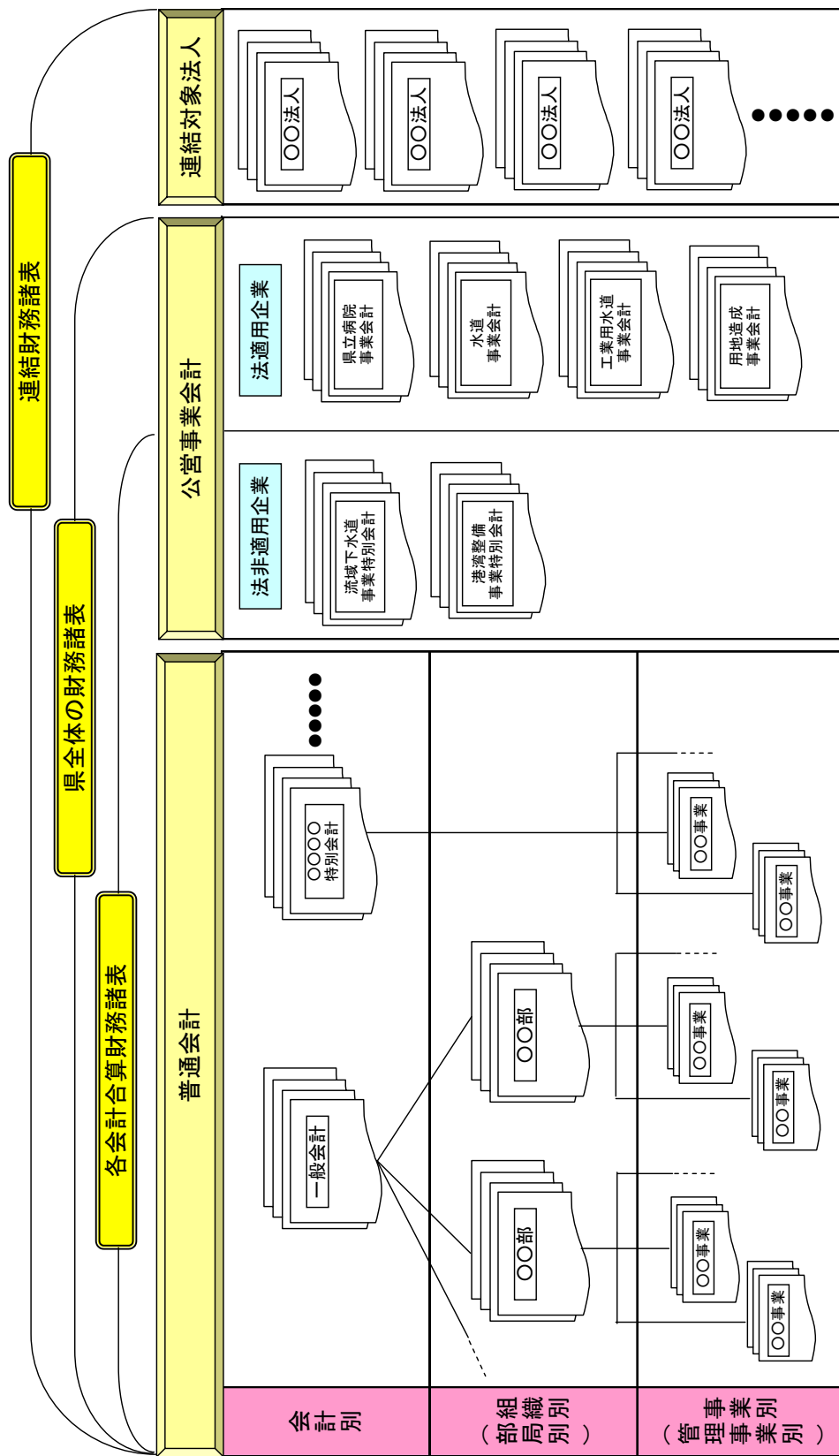
貸借対照表(BS)		行政コスト計算書(PL)		キャッシュ・フロー計算書(CF)	
借	貸	経常収益	経常費用	行政収入	行政支出
[資産の部]		[負債の部]		[経常収益]	
1 流動資産	1 流動負債	(1) 地方税	(1) 原税清算金及び交付金	(1) 行政収入	(1) 行政収入
(1) 現金預金	(1) 一年以内償還予定他会計長期借入金	(2) 地方消費税清算金	(2) 給与関係費	ア 地方税収入	ア 地方税収入
(2) 未収金	(2) 一年以内償還予定他会計長期借入金	(3) 地方譲与税	(3) 物件費	イ 地方消費税清算金収入	イ 地方消費税清算金収入
(3) 不納欠損引当金	(3) 短期借入金	(4) 地方特例交付金	(4) 修繕費	ウ 地方譲与税収入	ウ 地方譲与税収入
(4) 基金	(4) 賞与引当金	(5) 地方交付税	(5) 保障給付費	エ 地方特例交付金収入	エ 地方特例交付金収入
(5) 短期貸付金	(5) 未払金	(6) 交通安全対策特別交付金	(6) 社会保険等支出	オ 交通安全及び負担金収入	オ 交通安全対策特別交付金収入
(6) 貸倒引当金	(6) 還付未済金	(7) 使用料及び手数料	(7) 補助金等支出	カ 分担金及び負担金収入	カ 分担金及び負担金収入
(7) その他流動資産	(7) 一年以内支払予定リース債務	(8) 国庫支出金	(8) 施設整備補助金等	キ 使用料及び手数料収入	キ 使用料及び手数料収入
2 固定資産	(8) その他流動負債	(9) 事業収益(特別会計)	(9) 減価償却費	ク 国庫支出金収入	ク 国庫支出金収入
(1) 事業用資産	2 固定負債	(10) 他会計からの繰入金	(10) 不納欠損	ケ 事業収入(特別会計)	ケ 事業収入(特別会計)
(2) インフラ資産	(1) 地方債	(11) 受取利息及び配当金	(11) 賞倒損失	コ 他会計からの繰入金収入	コ 他会計からの繰入金収入
(3) 物品	(2) 他会計長期借入金	(12) その他経常収益	(12) 不納欠損引当金繰入額	シ 利息及び配当金収入	シ 利息及び配当金収入
(4) 投資その他の資産	(3) 長期未払金		(13) 賞倒引当金繰入額	ス その他行政収入	ス その他行政収入
	(4) リース債務		(14) 賞倒引当金繰入額	(2) 行政支出	(2) 行政支出
	(5) 退職手当引当金		(15) 退職手当引当金繰入額	ア 県税清算金及び交付金支出	ア 県税清算金及び交付金支出
	(6) 損失補償等引当金		(16) 損失補償等引当金繰入額	イ 物件費支出	イ 物件費支出
	(7) その他引当金		(17) 損失補償及び手数料	ウ 修繕費支出	ウ 修繕費支出
	(8) その他固定負債		(18) その他経常費用	エ 社会保険等支出	エ 社会保険等支出
				オ 補助金等支出	オ 補助金等支出
				カ 施設整備補助金等支出	カ 施設整備補助金等支出
				キ 他会計への繰出金支出	キ 他会計への繰出金支出
				ク その他行政支出	ク その他行政支出
				コ 特別収入	コ 特別収入
				(4) 特別支出	(4) 特別支出
				2 投資活動	2 投資活動
				(1) 投資活動収入	(1) 投資活動収入
				(2) 投資活動支出	(2) 投資活動支出
				3 財務活動	3 財務活動
				(1) 財務活動収入	(1) 財務活動収入
				(2) 財務活動支出	(2) 財務活動支出
				当期現金預金増減額	当期現金預金増減額
				期首現金預金残高	期首現金預金残高
				期末現金預金残高	期末現金預金残高
				3 特別収益	3 特別収益
				4 特別費用	4 特別費用
				当期収支差額	当期収支差額

純資産変動計算書(NWM)

区分	開始残高相当	内部取引	一般財源等 配分調整額	剰余金	評価差額金		合計
					有価証券 評価差額金	立竹木 評価差額金	
前期末残高							
当期変動額							
当期末残高							

(2) 事業別財務諸表の作成 ～財務諸表の作成単位～

◎ マネジメントへの活用性を重視し、事業別、部局別、会計別の単位で作成するほか、一般会計と特別会計を合算した各会計合算財務諸表、普通会計、県全体、連結ベースの財務諸表も作成する。



(3) マネジメントへの活用性を重視した資産計上ルール

① 有形固定資産の評価方法

- ◆ 有形固定資産の評価方法は、原則として取得原価主義によるものとする。
ただし、以下の理由により、開始時の評価については、公正価値（現在価値）による評価額を取得価額とみならず取り扱いとする。
(理由)
 - ▶ 大部分のインフラ資産については取得当時の価額算定が困難。
 - ▶ 国際会計基準（IFRS）においても、基準適用開始時の負担軽減のため同様の手法が認められている。

② 有形固定資産の計上範囲

- ◆ 県が所有する資産のほか、土地や施設の取得から維持管理までを県が一体的に行う国有資産（国道、一級河川、二級河川、砂防河川、地滑り防止施設、海岸保全施設）についても資産計上する。
(理由)
 - ▶ 県が借入金等で財源を調達し、県名義の資産と同様に県が土地の取得から維持管理までを行っている国有資産を県名義ではないという理由で貸借対照表に計上しない場合、以下の問題が生じる。
 - ・ 借金が増えるのみで資産が増えないというアンバランスが生じ、世代間負担の衡平性を適切に把握できなくなる。
 - ・ 修繕計画などの資産管理の観点から、情報の活用が図れなくなる。
- ◆ 愛知県図書館の図書については、マネジメントにおける重要性から国立大学法人会計基準等を参考に「図書」として固定資産に計上する。

5 システム整備

◎ より精緻で検証可能な財務諸表を迅速に作成するため、決算数値を期末に一括で変換するのではなく、日々の会計処理の段階から取引ごとに仕訳を記録する仕組み（日々仕訳方式）を採用し、既存システムの改修を基本としたシステム整備を行う。

① 財務システム(既存システム)

- ・ 日々の取引ごとに仕訳を記録し、財務諸表の作成を行う**複式サブシステム**を追加する。
仕入力にはあらかじめ設定した仕訳区分から選択する仕組みとし、予算情報を基に仕訳区分を絞り込んで画面に表示することで、仕訳入力を行う職員の仕事負担の軽減を図る。
- ・ 物品情報を管理する**物品サブシステム**に、減価償却計算機能等を追加する。

② 予算編成支援システム(既存システム)

- ・ 管理事業体系の追加等の改修を行う。（第1期改修）
- ・ 管理事業別の行政評価調書や財務情報（参考資料）を自動作成する機能を追加する。（第2期改修）

③ 資産管理システム(3システム)

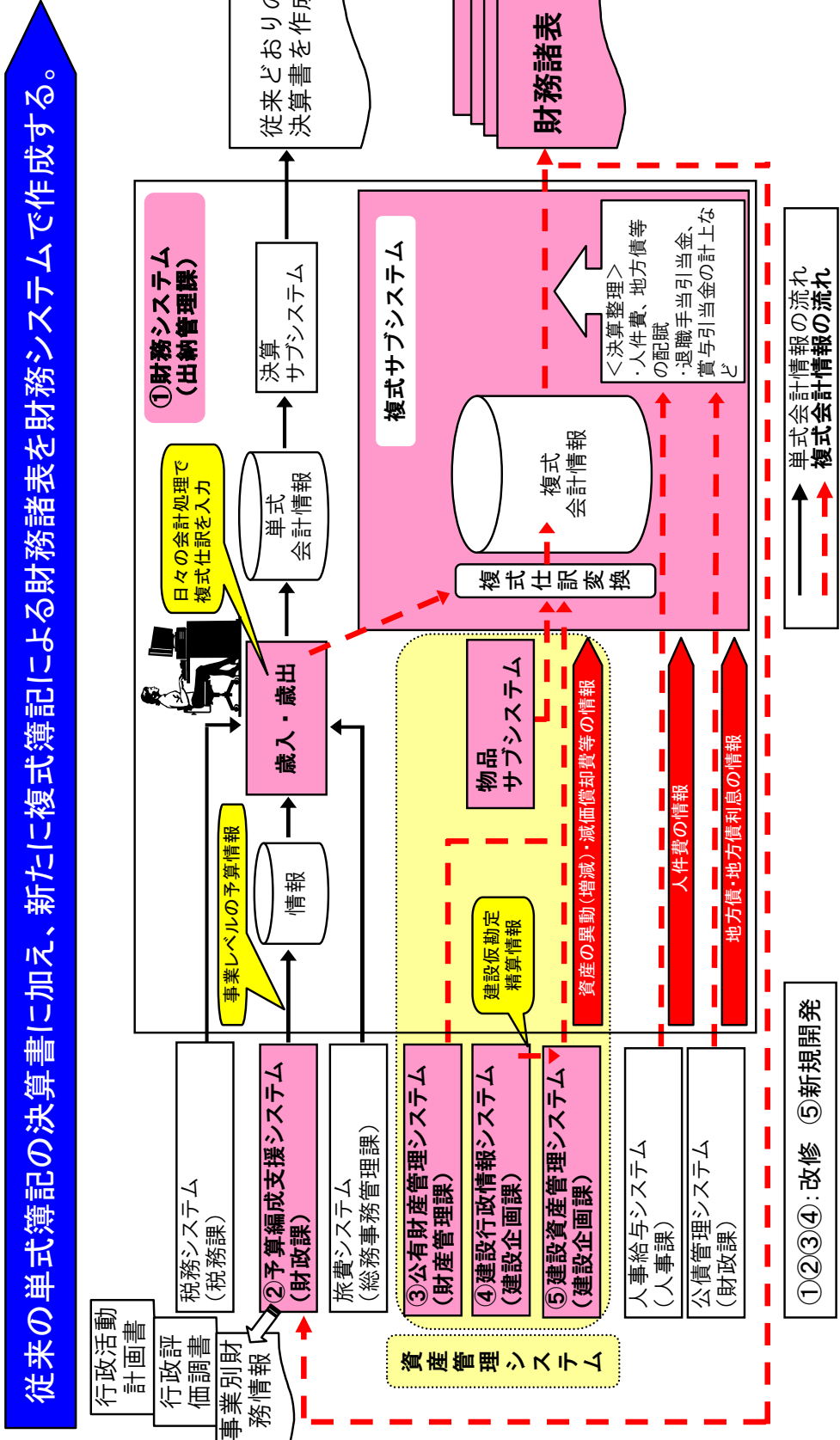
公有財産管理システム(既存システム)

- ・ 土木系資産を除く公有財産を管理する公有財産管理システムに、複式簿記・発生主義会計に必要な減価償却計算機能や建設仮勘定の管理機能等を追加する。

建設行政情報システム(既存システム)及び建設資産管理システム(新規開発システム)

- ・ 道路や河川など、建設部が所管する土木系資産については、建設部の既存システムを活用して独立した資産管理の仕組みを構築し、資産管理の効率化と資産情報の活用性の向上を図る。具体的には、既存の建設行政情報システムに建設仮勘定を管理するための機能を追加するとともに、減価償却計算を行い資産を管理するための建設資産管理システムを新規に構築する。

《システム全体図》



6 導入スケジュール

平成25年4月～
 平成26年4月～
 平成26年秋頃
 平成27年秋頃

新たな公会計制度の導入（試行運用）
 新たな公会計制度の本格運用
 平成25年度決算財務諸表（試行）の公表
 平成26年度決算財務諸表の公表

	23年度			24年度			25年度			26年度			27年度															
	9	10	11	12	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3									
制度設計の検討				中間報告																								
	22年4月～新公会計整備検討会議																											
	最終報告																											
①財務システム (改修)	概要設計	基本・詳細設計																25年4月～稼働										
②予算編成支援システム (第1期改修)	24年10月～稼働																											
②予算編成支援システム (第2期改修)	基本・詳細設計																25年10月～稼働											
③公有財産管理システム (改修)	25年4月～稼働																											
④建設行政情報システム (改修)	25年4月～稼働																											
⑤建設資産管理システム (新規開発)	25年4月～稼働																											
職員研修	幹部職員研修・一般職員研修																											

○ 検討状況

資産査定・資産の有効利活用プロジェクトチーム

※ 平成23年3月設置(新公会計整備検討チーム、施設利用最適化検討チーム、ネーミングライツ等検討チーム、県有地有効活用検討チームで構成)

新公会計整備検討チーム(新公会計整備検討会議(平成22年4月設置))

(設置目的) 新たな公会計制度の導入に必要な事項を検討する

(構成員) 各部署主管課及び関連システム所管課 (アドバイザー) あずさ監査法人等 (事務局) 総務部財政課

(検討状況)

22年度:財務諸表の活用方法、システム整備、会計制度等についての基本方針の検討

23年度:財務諸表の活用方法、システム整備、会計制度等についての具体的な検討、「中間報告」の作成

24年度:財務諸表の活用方法、システム整備、会計制度等についての具体的な検討、「最終報告」の作成、財務諸表作成基準の作成等を予定

インフラ資産台帳整備ワーキンググループ(平成22年4月設置)

(構成員) インフラ資産所管課 (事務局) 総務部財産管理課・財政課

(取組内容) インフラ資産の評価方法の検討、資産の洗い出し・評価作業の実施、資産情報の管理・活用方法の検討等

事業用資産台帳整備ワーキンググループ(平成24年3月設置)

(構成員) 事業用資産所管課 (事務局) 総務部財産管理課

(取組内容) 事業用資産の評価方法の検討、資産台帳の整備、資産情報の管理・活用方法の検討等

新公会計制度普及促進連絡会議(平成23年12月設置)

(設置目的) ①新公会計制度の導入目的、プロセスの情報交換 ②普及啓発に向けた共同取組

(構成員) 東京都、新潟県、愛知県、大阪府、町田市 (事務局) 東京都

(開催状況) 第1回:平成23年12月26日 第2回:平成24年6月4日

○ 会計基準比較

会計基準等	愛知県財務諸表作成基準(案)	大阪府財務諸表作成基準	東京都会計基準	国際公会計基準(IPSAS)	総務省基準モデル
財務諸表の体系	<ul style="list-style-type: none"> 貸借対照表 行政コスト計算書 純資産変動計算書 キャッシュ・フロー計算書 附属明細表 注記 	<ul style="list-style-type: none"> 貸借対照表 行政コスト計算書 純資産変動計算書 キャッシュ・フロー計算書 附属明細表 注記 	<ul style="list-style-type: none"> 貸借対照表 行政コスト計算書 正味財産変動計算書 キャッシュ・フロー計算書 附属明細表 注記 	<ul style="list-style-type: none"> 財政状態計算書 財務業績計算書 純資産・持分変動計算書 キャッシュ・フロー計算書 注記(予測実績比較表が作成される場合もある) 	<ul style="list-style-type: none"> 貸借対照表 行政コスト計算書 純資産変動計算書 資金収支計算書 附属明細表 注記
複式簿記(日々記帳)	<p>官庁会計の処理に連動し、日々の会計処理の段階から自動的に複式簿記・発生主義会計のデータを蓄積し、財務諸表を作成</p>	<p>官庁会計の処理に連動し、日々の会計処理の段階から自動的に複式簿記・発生主義会計のデータを蓄積し、財務諸表を作成</p>	<p>官庁会計の処理に連動し、日々の会計処理の段階から自動的に複式簿記・発生主義会計のデータを蓄積し、財務諸表を作成</p>	<p>複式簿記のデータから作成</p>	<p>蔵入蔵出データから複式仕訳の会計処理を発生の日度又は年度末に一括して行い、財務諸表を作成</p>
財務諸表の作成単位	<p>各会計合算、会計別、部局別、事業別、普通会計、県全体、連結についても作成</p>	<p>各会計合算、会計別、組織(部局・課別)、事業別、府全体、連結についても作成</p>	<p>各会計合算、会計別、局別、局別会計別、目別、管理事業別(任意作成)、普通会計、都全体についても作成</p>	<p>個別、連結</p>	<p>普通会計、県全体、連結</p>
有形固定資産の評価基準	<p>原則として取得原価で評価 開始時簿価の算定においては、原則として公正価値による評価を取得原価とみなす 売却可能な資産については附属明細表で時価情報を表示</p>	<p>取得原価で評価 売却可能な資産については附属明細表で時価情報を表示</p>	<p>取得原価で評価</p>	<p>固定資産の種類毎に原価モデルと再評価モデルの選択適用可能</p>	<p>原則として公正価値評価を採用 ○インフラ資産 底地:取得原価(不明な場合は再調達価額) 建物等:再調達価額(減価償却後) ○事業用資産 土地:固定資産税評価額等を基礎とした評価(3年ごとに再評価) 建物等:再調達価額(減価償却後)</p>
インフラ資産の範囲	<p>道路、橋梁、河川、砂防、下水道、海岸保全、港湾、漁港、空港、信号等、ため池等 県所有資産のほか、土地や建物の取得から維持管理までを県が一体的に行う固有資産を計上</p>	<p>道路、河川、下水道、港湾、漁港、農道、ため池 府所有資産のほか、固有資産のうち国道、河川を計上(土地は除く)</p>	<p>道路、橋梁、港湾、漁港、空港、鉄道(上下水道は公営企業会計のため対象外) 固有資産は計上しない</p>	<p>一般的に下記の特徴の一部又は全てを有している資産 システム又はネットワークの一部、性質が特殊で代替利用ができない、移動させることができない、処分に関して制約を受ける 固有資産は計上しない</p>	<p>清掃施設、農林水産施設、道路、港湾施設、河川、公園、防災施設、上下水道施設 固有資産は計上しない</p>
税収の取扱い	<p>行政コスト計算書に計上</p>	<p>行政コスト計算書に計上</p>	<p>行政コスト計算書に計上</p>	<p>財務業績計算書に計上</p>	<p>純資産変動計算書に計上</p>
補助金収入の取扱い	<p>行政コスト計算書に計上</p>	<p>行政コスト計算書に計上</p>	<p>行政コスト計算書に計上</p>	<p>返還義務がある場合は負債計上し、義務を満した時に財務業績計算書に計上 返還義務がない場合は受領時に財務業績計算書に計上</p>	<p>純資産変動計算書に計上</p>
減価償却の取扱い	<p>行政コスト計算書に計上 定額法による</p>	<p>行政コスト計算書に計上 定額法による</p>	<p>行政コスト計算書に計上 定額法による</p>	<p>財務業績計算書に計上 定額法、定率法又は生産高比例法による</p>	<p>事業用資産:行政コスト計算書に計上 インフラ資産:直接資本減耗として純資産変動計算書に計上 定額法による</p>

東京都町田市

「ミクロの視点での活用方法」



ミクロの視点での活用方法

町田市

平成24年11月13日

1 町田市の新公会計制度の枠組み

町田市の新公会計制度の枠組み

財務マネジメントとして、事業課が自ら所管事業の財務諸表を作成し、活用する仕組みを構築

予算制度
改革

予算科目を財務諸表の単位に組み替えることにより、一目瞭然とした成果の可視化を行う。

事業別財務諸
表の作成

施設事業・受益者負担事業・独自事業等約200事業について事業別財務諸表を作成

月次決算・月
次報告の実施

日々の仕訳を活かし、月次決算と月次報告を実施し、PDCAサイクルのスピードアップを行う。

システム
連携

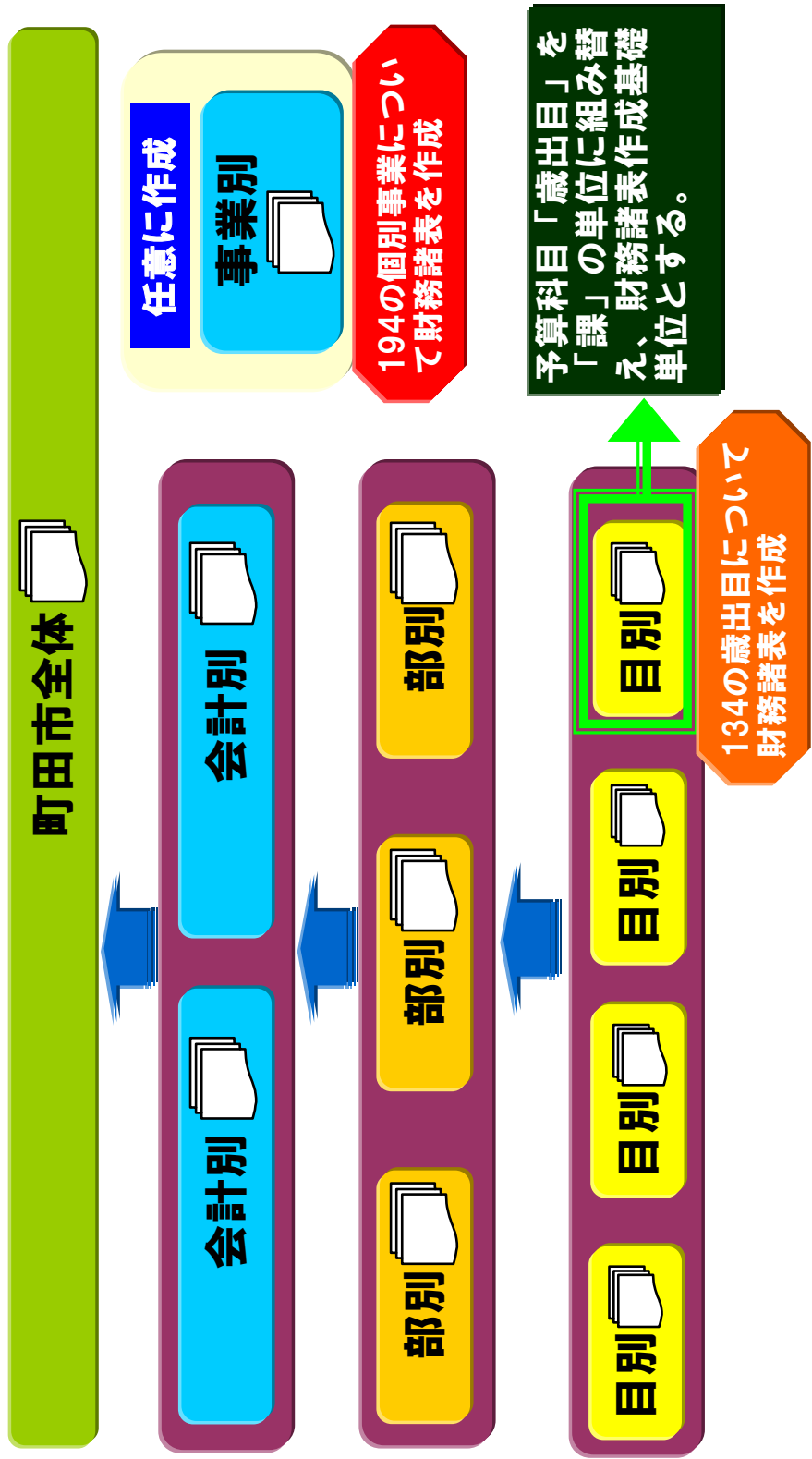
公有財産システム・起債管理システムと連携し、非現金取引等を迅速に記録し、簡便に財務諸表を作成

職員研修

各組織に簿記・会計のわかる職員を育成する。財務諸表の分析方法の研修を行う。

2 予算制度改革

財務諸表の階層別構成



2 予算制度改革

財務諸表作成の基礎単位は歳出目

組替前の歳出目

様々な課の経費が混在している。

人件費が含まれていない。

組替後の歳出目

歳出目を課とユニットの単位に組み替える。

人件費を歳出目単位で計上する。

歳出目別の財務諸表は、各課のパフォーマンスを示すものとする。

- ① 予算・決算の一体化
- ② 成果のプロセスの可視化

予算単位と財務諸表の単位を合わせることにより、形成されるストックとアウトプット・アウトカム実現のための投入資源における計画と成果の関係を明確化した。

2 予算制度改革

現在の歳出目

款	項目	計上内容
民生費	社会福祉費	職員人件費（他目の人件費も計上）
		福祉総務事務費（福祉総務課）
	社会福祉総務費	福祉のまちづくり推進費（福祉総務課）
		障がい福祉事務費（障がい福祉課）
		生活援護事務費（生活援護課）

1つの歳出目に様々な課の事業費が含まれており、また人件費は項目の人の計上で他の歳出目の人件費も含んでいる。

組み替え後の歳出目

款	項目	計上内容
民生費	社会福祉費	職員人件費（当該歳出目の事業費に係る人件費）
		福祉総務事務費（福祉総務課）
	社会福祉総務費	福祉まちづくり推進費（福祉総務課）
		障がい福祉費
		職員人件費（当該歳出目の事業費に係る人件費）
		障がい福祉事務費（障がい福祉課）
		身体障がい福祉費（障がい福祉課）
	

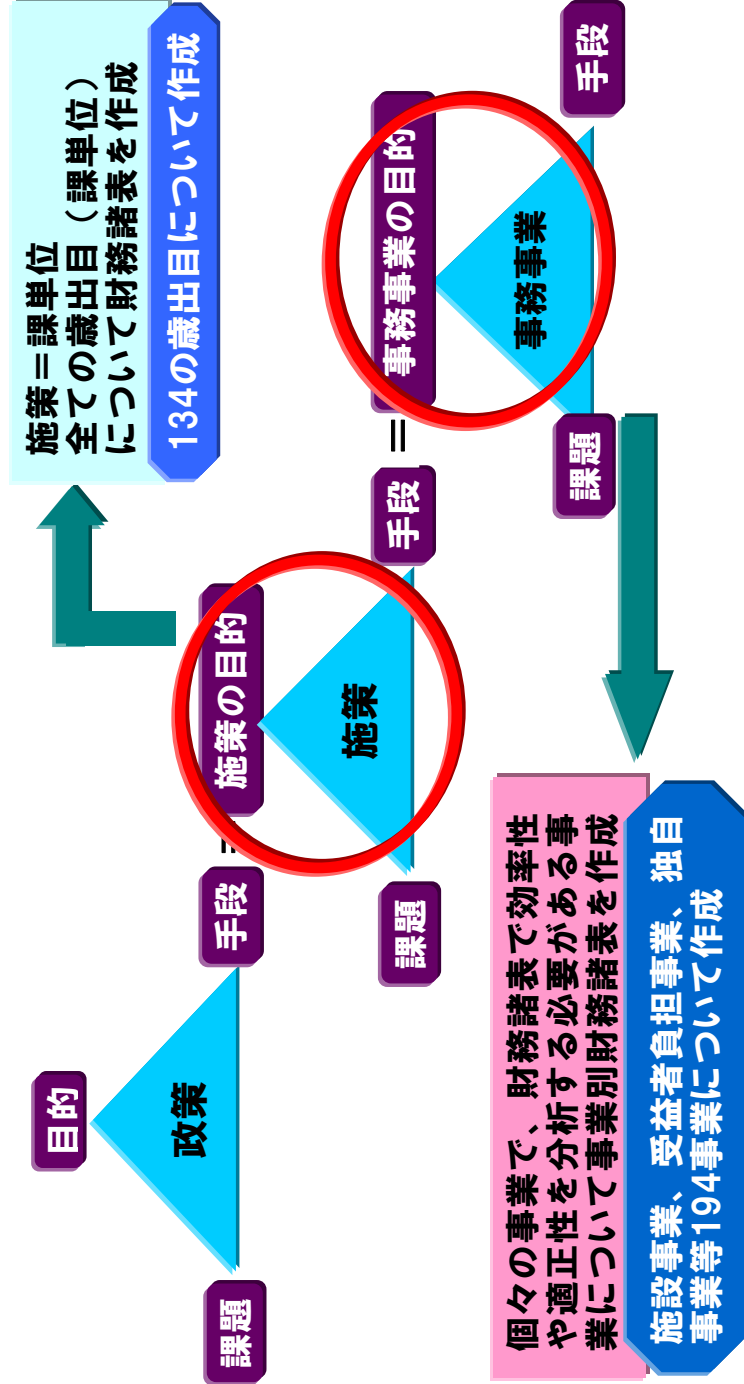
歳出目は、課単位に組み替え、当該歳出目の事業費に係る人件費を計上する。

課を単位の単位に調整

3 事業別財務諸表の作成

事業別財務諸表

歳出目という枠組みでは、分析・検証することができない個々の事業の効率性や適正性を分析



3 事業別財務諸表の作成

◎財務諸表セグメントセグメント【予算科目】

セグメント2

会計名	款	項	目	大事業名称	中事業名称	所属名		
1 町田市一般会計	8 土木費	3 都市計画費	1 都市計画管理費 00900282	建築審査会等委員費	建築審査会事務	都市計画課		
				都市計画審議会費	都市計画審議会事務	都市計画課		
				交通輸送対策費	広域交通計画事務	都市計画課		
					多摩都市モノレール整備事業	都市計画課		
					○町田市民バス運行事業 00282019	都市計画課		
					○地域コミュニティバス運行事業 0282020	都市計画課		
					バリアフリー基本構想策定事業	都市計画課		
					路線バス利用促進事業	都市計画課		
					街づくり推進検討事業費	まちづくり推進課		
					まちづくり推進費 00900283	まちづくり推進課		
					3 開発指導費 00900284	景観形成推進費	まちづくり推進課	
					7 公園緑地費 00900288	開発指導事務費	開発指導課管理事務	開発指導課
				公園緑地管理費		公園緑地課管理事務	公園緑地課	
						公園緑地管理費	公園緑地課管理事務	公園緑地課
		公園緑地管理費	公園運営協働事業	公園緑地課				
		緑化推進費	○公園管理適正化事業 00288015	公園緑地課				
		楽師池公園管理費	指定管理公園管理事務	公園緑地課				
		忠生公園管理費	○公園駐車場管理事務 00288035	公園緑地課				
		☆ふるさと森事業費 00288036	花と緑のまちづくり普及事業	公園緑地課				
		緑地保全費	○薬師池公園管理事務 00288019	公園緑地課				
			○忠生公園管理事務 00288021	公園緑地課				
			ふるさと森管理事務	公園緑地課				
			ふるさと森整備事業(政)	公園緑地課				
			○町田えびね苑管理事業 00288024	公園緑地課				
			民有緑地保全事業	公園緑地課				

独自事業

独自事業

独自事業

独自事業

受益者負担事業

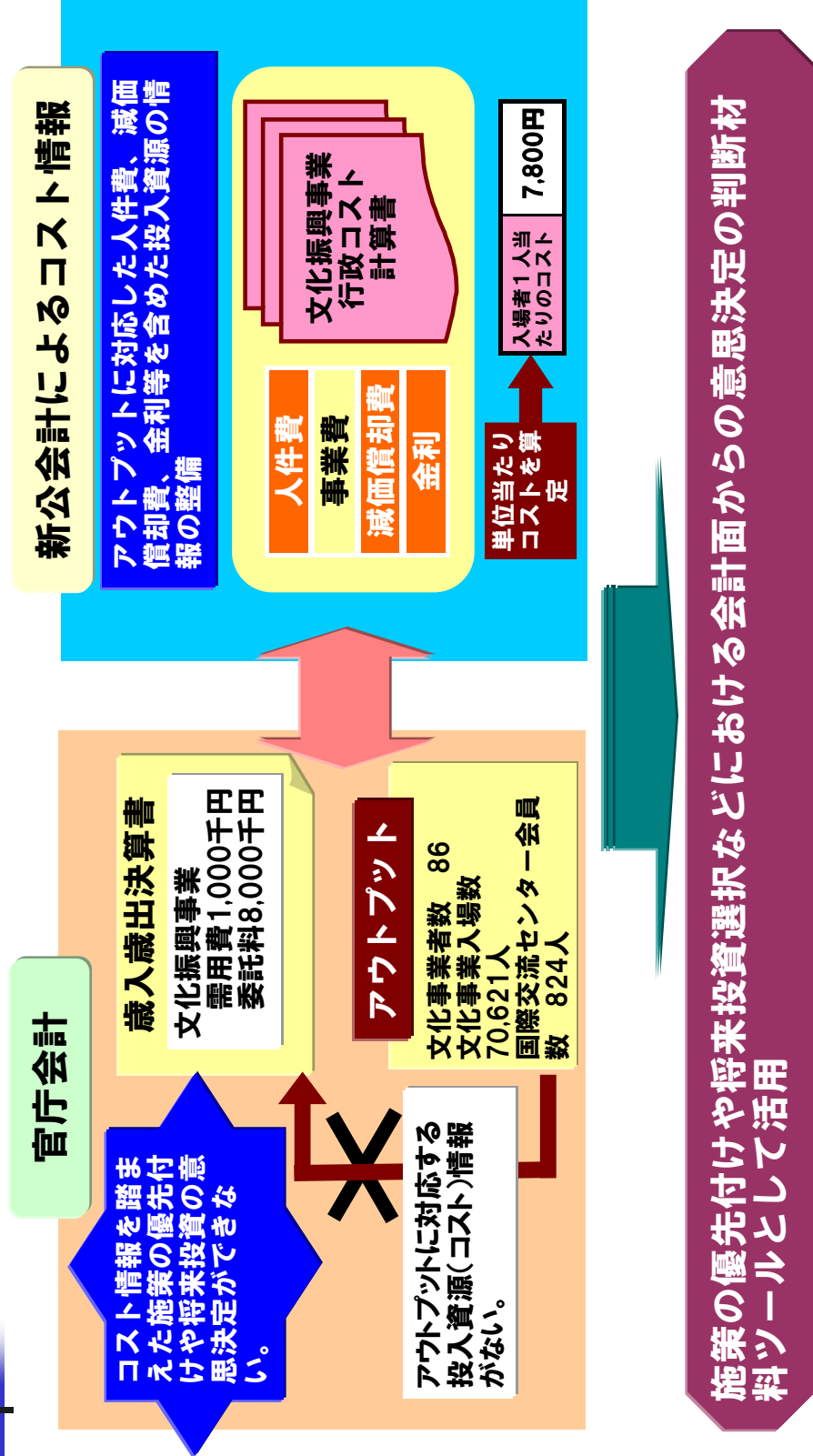
施設事業

施設事業

施設事業

施設事業

3 事業別財務諸表の作成



3 事業別財務諸表の作成

迅速・簡便に事業別財務諸表を作成

事業別財務諸表を予算編成や事業評価、施策の優先付け等に活用するため、迅速・簡便に作成できる仕組みを構築

月次決算整理による期中の仕訳の整理

日々仕訳のメリットを活かし、月次で資本的支出と収益的支出の確認、仕訳の確認等の月次決算整理を各課で行う。

事業別財務諸表単位の予算事業編成

予算編成の段階で、予算事業に、フルコストで事業費を計上する。→管理経費を集中管理して計上し、決算整理の事務の効率化を図る。

人件費計上について

人件費については、単位で執行する定め、課の事業別人員管理上の割合で按分

システム連携

公有財産システム・起債管理システムにもセグメントの情報を持たせ、簡便に連携

4 月次報告の導入

月次報告とは

月次報告とは、財務業績を活用して、月単位の目標管理により業務の進捗を図る手法

月次報告の導入目的

- PDCAサイクルのスピードアップを図る
- 業務課題への迅速な対応を図る
- 職員が月締め感覚を持つ

月次報告の必要性

戦略達成のためのアクション!!

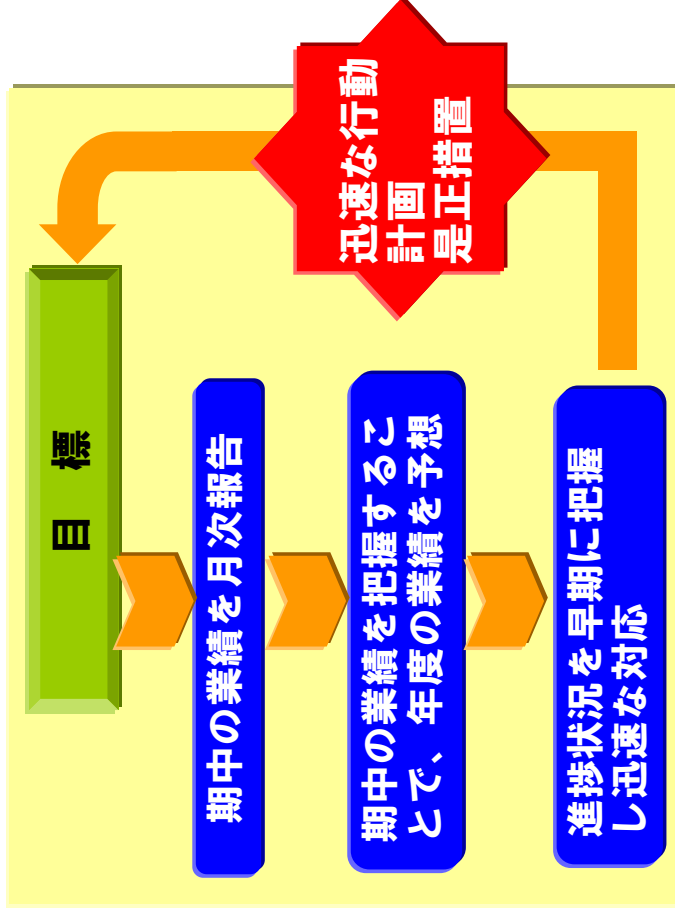
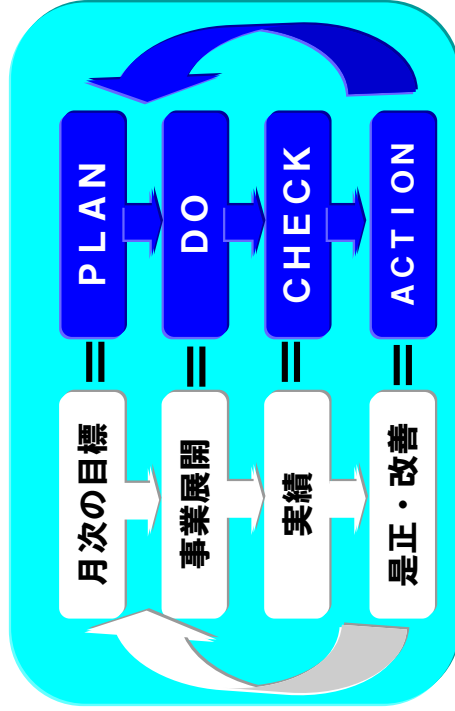
毎月、目標と実績の差異を分析することで、年度末の業績が予測でき、このことにより目標の進捗状況を把握し、業務課題に迅速に対応することができる。

月締め感覚を持つ!!

毎月月締めを行うことにより、計数を通じた工程表の自己管理ができる。

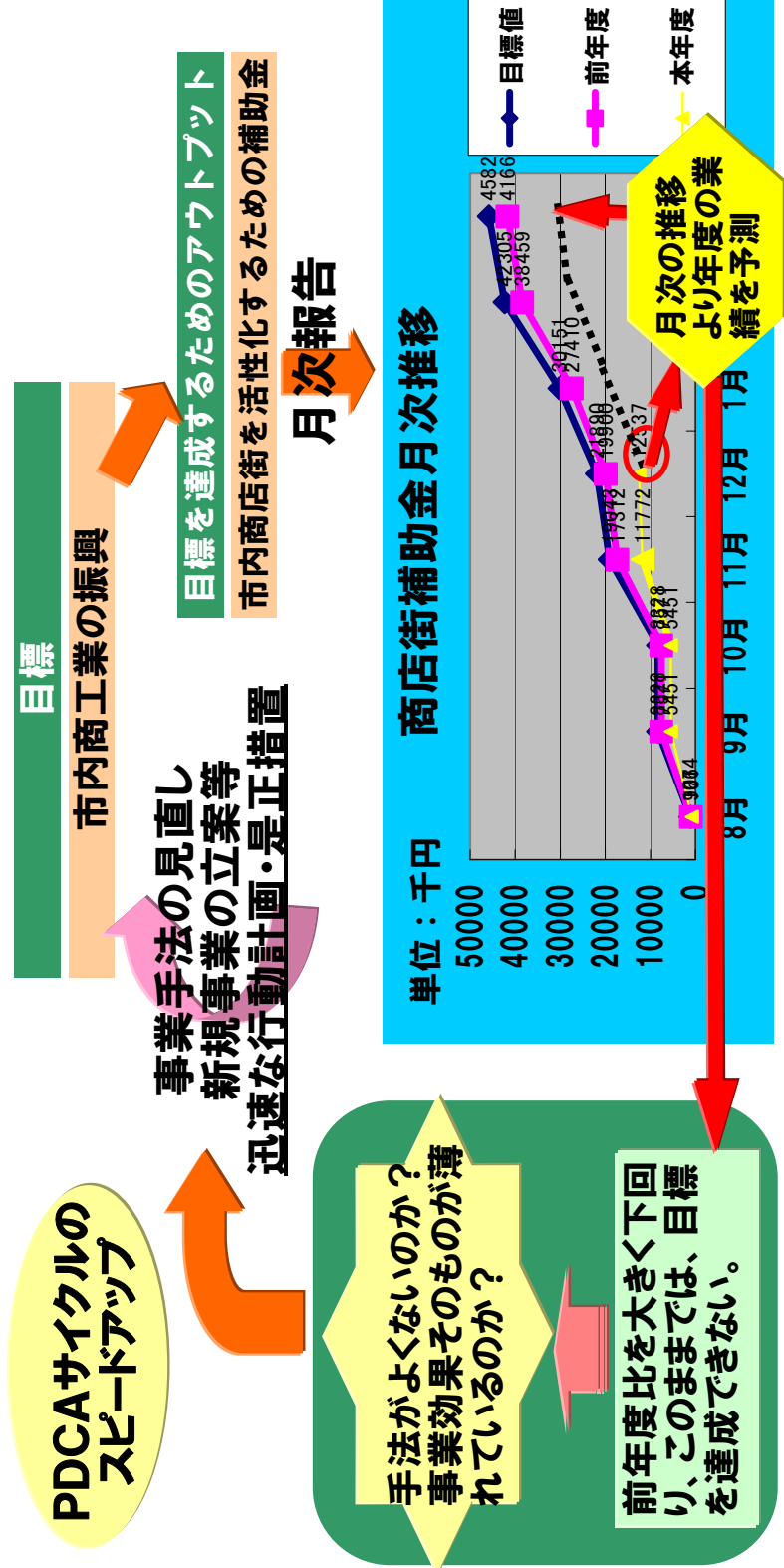
4 月次報告の導入

月次報告によるマネジメントサイクルのスピードアップ



4 月次報告の導入

日々仕訳のメリットを活かし、財務業績の月次報告による目標管理を実施



4 月次報告の導入(事例①)

文化スポーツ振興部博物館月次報告(2012年8月)

報告内容		(単位:人)																	
博物館入館者数		4月			5月			6月			7月			8月			9月		
年度目標値	達成度	当月値	累計	当月値	累計	当月値	累計	当月値	累計	当月値	累計	当月値	累計	当月値	累計	当月値	累計		
17,000	達成度	1,820	350	2,170	0	2,170	4,480	2,700	7,180	1,000	8,180	1,000	9,180	1,000	10,180	1,000	11,180		
前年度達成値		1,782	562	2,344	0	2,344	899	3,203	1,252	4,455	1,521	5,976	1,494	7,470	1,494	8,964	9,606		
前年度達成値		0	0	0	1,610	1,610	1,494	3,104	1,521	4,625	3,981	5,502	3,981	9,483	3,981	13,464	17,000		
21,103		3,120	11,300	2,640	13,940	0	13,940	210	14,150	1,402	15,552	1,402	16,954	1,402	18,356	1,402	19,758		
		2,269	11,875	3,126	15,001	1,491	16,492	1,402	17,894	1,402	19,296	1,402	20,698	1,402	22,100	1,402	23,502		
		1,820	350	2,170	0	2,170	4,480	2,700	7,180	1,000	8,180	1,000	9,180	1,000	10,180	1,000	11,180		
		1,782	562	2,344	0	2,344	899	3,203	1,252	4,455	1,521	5,976	1,494	7,470	1,494	8,964	9,606		
		0	0	0	1,610	1,610	1,494	3,104	1,521	4,625	3,981	5,502	3,981	9,483	3,981	13,464	17,000		
		3,120	11,300	2,640	13,940	0	13,940	210	14,150	1,402	15,552	1,402	16,954	1,402	18,356	1,402	19,758		
		2,269	11,875	3,126	15,001	1,491	16,492	1,402	17,894	1,402	19,296	1,402	20,698	1,402	22,100	1,402	23,502		
		1,820	350	2,170	0	2,170	4,480	2,700	7,180	1,000	8,180	1,000	9,180	1,000	10,180	1,000	11,180		
		1,782	562	2,344	0	2,344	899	3,203	1,252	4,455	1,521	5,976	1,494	7,470	1,494	8,964	9,606		
		0	0	0	1,610	1,610	1,494	3,104	1,521	4,625	3,981	5,502	3,981	9,483	3,981	13,464	17,000		
		3,120	11,300	2,640	13,940	0	13,940	210	14,150	1,402	15,552	1,402	16,954	1,402	18,356	1,402	19,758		
		2,269	11,875	3,126	15,001	1,491	16,492	1,402	17,894	1,402	19,296	1,402	20,698	1,402	22,100	1,402	23,502		

◎関連する仕事目標

魅力ある企画展の開催

◎達成度

達成度

目標以上・概ね目標値達成・目標を達成していない

目標と実績値の乖離の分析を行う。

1. 博物館の有料化
来館して有料であることを知り願望しないお客様が頻繁に見られたこと、近年開拓して来館者数の約2割を占めていたティファサート等の団体客が8月まで1団体であることなどから、有料化の影響を受けていることは間違いない。(過去3年間の1企画展当たりの平均団体客数が約500人であるのに対して、通展は8月末現在で75名である。)

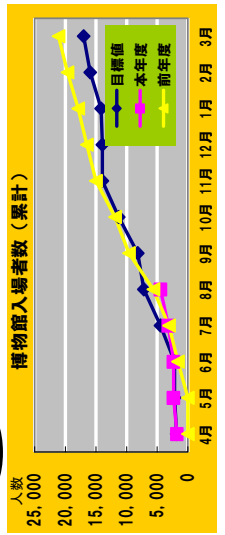
2. 季節、気候の影響
本展覧会は、春・秋のシーズンに比べると、夏・冬は客足が遠のく傾向にある。また、今年は企画展初日以降、猛暑や天候不順が続き、8月も記録的猛暑が続いたことから、その影響はあると考えられる。しかし、過去5年間の8月の1日平均来館者数は109.7人であるが、本展覧会の8月の1日平均来館者数が46.4人で、過去5年間に比べ42.3%まで落ち込んでいることから、季節、気候の影響が主たる要因とは思われない。

3. 企画の回線
本展覧会は、通常の広報のほかに、NHK日曜美術館、MXテレビ、多摩テレビ、TBSラジオ、毎日新聞等メディアでも取り上げられ、積極的なPRを行った。にもかかわらず、来館者数が伸びていないとすると、「運」というテーマがあまり興味関心を引かなかったということも考えられる。過去5年間8月に開催した企画展において最も1日平均70人から160人と、テーマによって来館者数にバラつきがあった。この点については、次回「ボヘミアン・グラス」展と比較して分析したい。

◎今後の取組方針

入館者減の主な原因が、有料化によるものなのか、季節的なものなのか、あるいは企画の問題なのか等については、現在の展覧会及び次回展覧会「ボヘミアン・グラス」展の入館者状況を注視し、分析をしていきたい。また、時期をみて、来館者向けに有料化に関するアンケートの実施を検討し、展覧会については、引き続き広報等で積極的なPRをしていく。

現状を受けての今後の取り組み方針



博物館入館者数(累計)

(単位:円)

取引内容	財務諸表	勘定科目	期末見込	期首	当月増減額	残高	コメント
建物の減耗	BS	建物	2,780,000	30,580,000	231,666	29,421,666	
博物館動員費の発生	PL	使用料及手数料	2,736,000		266,000	406,000	当該アウトプットに対しての勘定科目の動き
図録販売代の発生	PL	財産収入	770,000		32,150	171,600	
臨時職員賃金の発生	PL	物件費	4,268,000		392,695	1,017,600	
講師等謝礼の発生	PL	補助費等	750,000		260,000	960,000	
人件費の発生	PL	人件費	10,688,880		973,686	6,178,000	
減価償却費の発生	PL	減価償却費	2,780,000		231,666	1,158,334	
その他物件費の発生	PL	物件費	8,827,000		1,852,502	5,832,232	高層材料、警備員等、資料、企画展期間中平均客数、券売機用工料(7月から実務)

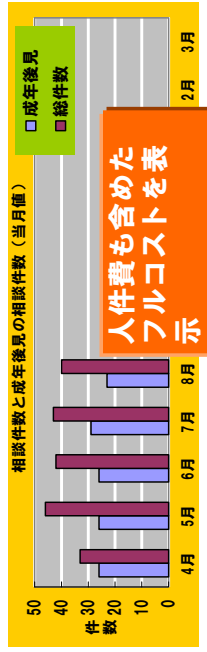
4 月次報告の導入(事例②)

地域福祉部福祉総務課月次報告

項目	(単位:件)																								
	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月													
福祉サービス 総合支援事業 の相談件数	36	72	36	108	36	144	36	180	36	216	37	326	37	363	37	400	37	437							
目標値	33	46	79	42	121	43	164	40	204																
相対件数	1	2	1	3	0	3	0	3	0	3															
苦情対応	3	6	2	8	3	11																			
権利擁護	26	26	52	26	78	29	107	23	130																
成年後見	3	16	19	13	32	11	43	13	56																
その他	96360	195390	192656	306824	97573	403603	248446	334274																	
総コスト(円)	15010																								
前年度	26	32	58	44	102	43	145	31	176	32	208	28	236	44	280	37	317	38	355	42	397	20	417		
相対件数	1	0	1	2	3	1	4	0	4	0	4	1	5	2	7	2	9	1	10	0	10	0	10	0	10
苦情対応	3	5	8	11	19	6	25	6	31	9	40	5	50	5	50	7	57	2	59	5	64	6	70	6	70
権利擁護	16	21	37	22	59	31	90	20	110	16	126	18	144	30	174	22	196	25	221	31	252	10	262	10	262
成年後見	6	6	12	9	21	5	26	5	31	7	38	4	42	7	49	6	55	10	65	6	71	4	75	4	75
その他	339726	349726	349726	349726	349726	349726	349726	349726	349726	349726	349726	349726	349726	349726	349726	349726	349726	349726	349726	349726	349726	349726	349726	349726	349726
総コスト(円)	14760																								

アウトプットについての詳細な内訳を報告し、要因を分析

◎記載数値について
 総コスト…福祉サービス総合支援事業にかかる人件費…各月の社会福祉総務費の人件費×0.00726(係数)
 福祉サービス総合支援事業にかかる人件費…各月の社会福祉総務費の人件費×0.00726(係数)
 委託料…2,597,750円(四半期ごと)
 補助金収入…5,195,500円(3月に収入予定)
 相談件数…一人が同じ案件で複数回相談した場合は1件とカウント
 その他件数…他機関紹介を含む



人件費も含めたフルコストを表

◎該当する財務諸表の勘定科目の動き (単位:千円)

取引内容	取得	勘定科目	勘定科目	勘定科目	勘定科目	勘定科目	勘定科目
人件費の発生	PL	人件費	684				
物件費の発生	PL	物件費	10,391				
都支金の発生	PL	都支出金	5,195				
残高			60	468			
コメント							

◎達成度
 達成度 目標以上・概ね目標達成 目標を達成していない
 全体件数が目標値を上回っており、事業のPRがうまくいっている。要因として、7月11日、7月17日に開催した「成年後見制度説明会」のPR効果が持続していることが考えられる。

◎要因分析
 1. 相対件数(累計)による分析
 《実績値≧目標値の場合》
 《目標値>実績値≧前年度実績の場合》
 概ね目標達成→概ね事業が上手にできている。より多くの利用者を利用していたため、PR方法について検討が必要。
 《前年度実績>実績値の場合》
 目標を達成していない→PR不足
 2. 事業コストの確認
 ①一件の相談当たりどのくらいのコストがかかっているか認識をする。(年度末)
 ②毎年度のコストを確認し、委託料が適正か他市と比較し、判断する。(中長期的)

◎留意事項
 相談件数については苦情件数が多くなっていることが原因で全体の相談件数が増加する可能性があるため、内訳を確認する。
 ◎今後の取組方針
 町田市社会福祉協議会と調整しながら、当月と同様に事業を進めていく。なお、9月には「成年後見制度講演会」を実施し、事業PRを行っていく。

4 月次報告の導入(事例③)

地域福祉部生活介護課月次報告(2012年8月)

報告内容

生活介護費

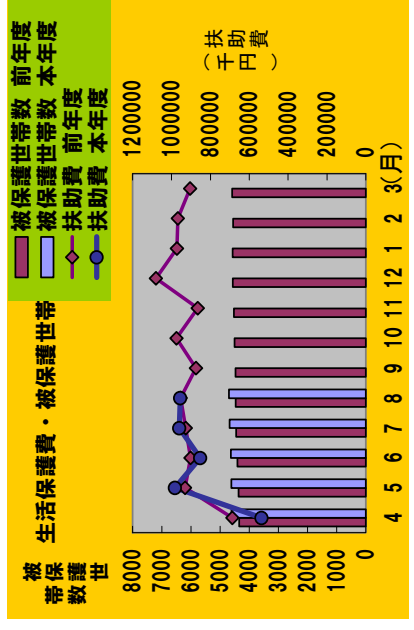
達成度 

◎関連する仕事目標
生活介護受給者の自立に向けた取り組み強化
自立生活移行支援事業の実施、「生活保護受給者等就労支援事業」通用プログラムの推進

	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	出納整理4月	出納整理5月	合計
目標値	722,321	977,372	948,363	973,655	1,001,535	918,662	1,024,451	908,504	1,135,766	1,021,340	1,016,760	951,080	419,281	0	12,019,090
本年度	536,716	981,891	852,826	960,147	955,494	4,607	4,617	4,635	4,674	4,703	64	64	81	70	4,287,074
前年度	687,375	930,087	902,482	926,550	953,081	4,349	4,367	4,409	4,453	4,469	4,476	65	68	76	11,437,612
被保護世帯数	64	64	67	81	70	64	64	67	81	70	66	66	52	51	777
開始世帯数	54	49	42	41	42	50	34	32	50	45	45	26	46	37	518
廃止世帯数	65	68	76	76	66	65	65	73	74	51	54	71	71	46	777
扶助費(千円)	4,349	4,367	4,409	4,453	4,469	4,476	4,501	4,528	4,565	4,569	4,558	4,589	971,928	905,057	398,996
被保護世帯数	64	64	67	81	70	64	64	67	81	70	66	66	52	51	777
開始世帯数	54	49	42	41	42	50	34	32	50	45	45	26	46	37	518
廃止世帯数	65	68	76	76	66	65	65	73	74	51	54	71	71	46	777

扶助費の動きのみではなく、要因となった原単位の動きを分析

◎達成度の推移(累計・当月値)



達成度

目標以上 概ね目標値達成・目標を達成していない

8月の扶助費は目標値を約4,600万円下回り、想定範囲内で推移していることから、目標達成といえる。

要因分析

廃止世帯数は前年度平均43世帯を1件下回ったが、前月から1件増加し、扶助費への影響はほとんどなかったといえる。

◎今後の取組方針

就労阻害要因の少ない「世帯類型」をその「他世帯」を中心に就労支援を積極的に行うことで、自立生活移行支援事業の実施および自立支援プログラムの推進への取り組みを継続する。

◎該当する財務諸表の勘定科目の動き (単位:千円)

取引内容	財務諸表	勘定科目	期末見込	期首	当月増減額	残高
扶助費の発生	PL	扶助費	12,019,090.0	953,653	4,828,036	
人件費の発生	PL	人件費	484,273	30,057	188,432	

4 月次報告の導入(事例④)

政策経営部広報課月次報告(2012年8月)

(単位:円)

報告内容	4月		5月		6月		7月		8月		9月	
	当月値	累計	当月値	累計	当月値	累計	当月値	累計	当月値	累計	当月値	累計
年度目標値	¥3,000,000	¥3,000,000	¥3,000,000	¥6,000,000	¥3,000,000	¥9,000,000	¥3,000,000	¥12,000,000	¥3,000,000	¥15,000,000	¥3,000,000	¥18,000,000
目標値	¥3,000,000	¥3,000,000	¥3,000,000	¥6,000,000	¥3,000,000	¥9,000,000	¥3,000,000	¥12,000,000	¥3,000,000	¥15,000,000	¥3,000,000	¥18,000,000
本年度	¥3,709,175	¥3,709,175	¥2,545,340	¥6,254,515	¥3,471,000	¥9,725,515	¥1,329,875	¥11,055,390	¥1,646,625	¥12,702,015		
前年度	¥3,358,750	¥3,358,750	¥4,041,625	¥7,400,375	¥3,345,500	¥10,745,875	¥1,386,900	¥12,132,775	¥3,300,600	¥15,433,375	¥2,104,300	¥17,537,675
前年度達成値												
達成率	113.4%	113.4%	81.5%	104.2%	104.2%	115.8%	92.5%	92.9%	105.2%	105.2%	105.2%	105.2%
関連する仕事目標	達成	達成	達成	達成	達成	達成	達成	達成	達成	達成	達成	達成
該当なし												
達成度	113.4%	113.4%	81.5%	104.2%	104.2%	115.8%	92.5%	92.9%	105.2%	105.2%	105.2%	105.2%
◎今後の取組方針												

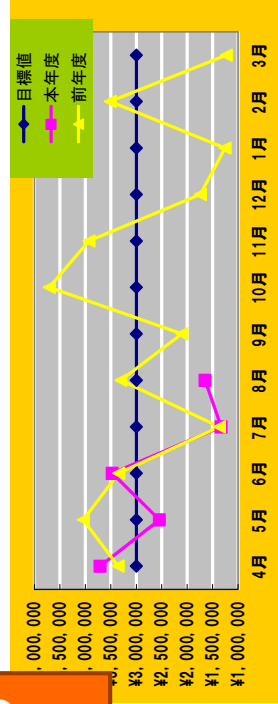
管理部門における月次報告の事例

◎達成度 目標以上・概ね目標値達成 目標を達成していない

リソース件数が少なかったことで、5大紙に掲載された記事の金額が伸びなかった。
社会的にニュースになっている「いじめ問題」に関する情報については、掲載に結びつき、月次報告の値には反映されていないが、ニュース番組での取り上げられることもあった。

◎今後の取組方針

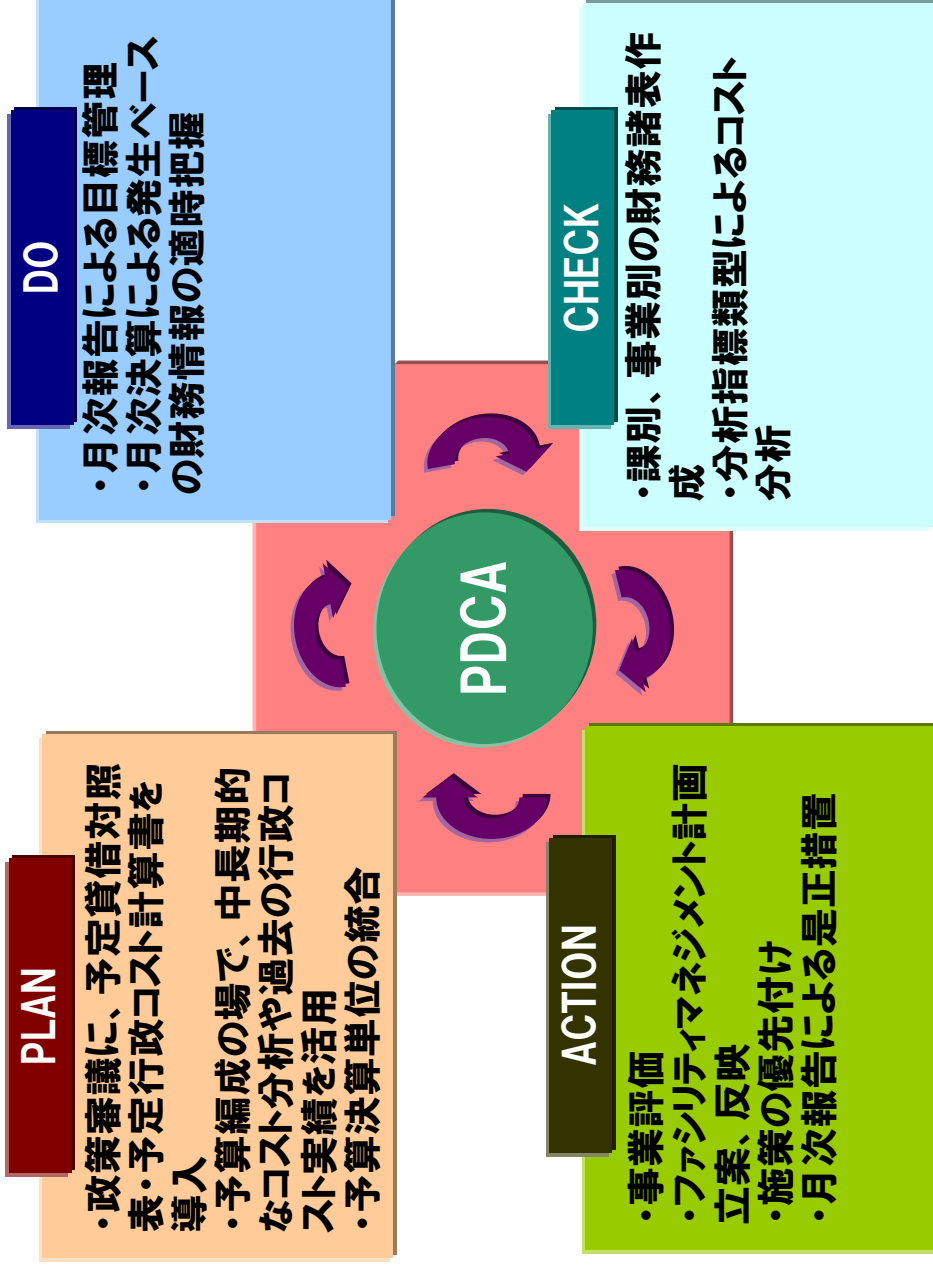
- ・旬の話題やニュースにあわせて、いち早く市のスタンスを発表するなど、工夫が必要。
- ・記者会のメンバーの異動が頻繁にあるので、より町田市を知ってもらえるためにも、重要案件については、背景や周辺情報を提供する必要がある。



◎該当する財務諸表の勘定科目の動き (単位:円)

取引内容	財務諸表	勘定科目	期末残高	期首	当月増減額	残高	コメント
人件費の発生	PL	人件費	5,550,889		337,569	2,114,731	

5 管理会計によるマネジメントサイクル



6 政策審議の場での活用

経営会議の場での活用

市の経営方針の決定や政策判断の場である町田市経営会議での審議に、予定貸借対照表・予定行政コスト計算書を導入

「事業の中長期的なコスト分析や分析指標類型による単位当たりのコスト分析」といった情報を政策判断の一要素として組み入れる。

6 政策審議の場での活用

△△地区子どもセンター整備

事業 予定貸借対照表(BS)

科目	金額(千円)	科目	金額(千円)
資産の部		負債の部	
Ⅰ 流動資産	0	Ⅰ 流動負債	15,072
現金預金	0	地方債	14,071
未収金	0	賞与引当金	1,001
税未収金		Ⅱ 固定負債	276,678
その他未収金		地方債	248,472
不納欠損引当金		退職手当引当金	28,206
Ⅱ 固定資産	444,040		
Ⅰ 事業用資産	444,040	負債の部合計	291,750
有形固定資産	444,040	純資産の部	
土地		純資産	152,290
建物	444,040		
減価償却累計額		純資産の部合計	152,290
工作物			
減価償却累計額		負債及び純資産の部合計	444,040
2 重要物品			
3 建設仮勘定			
4 投資その他の資産	0		
有価証券及出資金			
その他債権	0		
基金積立金			
特定目的基金			
定額運用基金			
資産の部合計	444,040		

新規事業に
よる整備さ
れやすさを
クセ情報を
系的に提示
する。

6 政策審議の場での活用

△△地区子どもセンター整備

事業 予定行政コスト計算書(PL)

科目	金額(千円)
通常収支の部	
1 行政収入	366
国庫・都支出金	
分担金及負担金	
使用料及手数料	
諸収入	366
2 行政費用	61,457
人件費	36,491
物件費	14,851
維持補修費	583
補助費等	85
減価償却費	9,447
退職給与引当金繰入額	
行政収支差額	-61,091
II 金融収支の部	
金融費用	4,480
公債費(利子)	4,480
金融収支差額	-4,480
通常収支差額	-65,571
特別収支の部	
1 特別収入	0
2 特別費用	0
特別収支差額	0
当期収支差額	-65,571

◎当該事業の事業類型

事業類型	選択
収支均衡	<input type="checkbox"/>
施設運営	<input checked="" type="checkbox"/>
社会資本整備型	<input type="checkbox"/>
助成・啓発・指導・権限行使型	<input type="checkbox"/>
福祉サービス型	<input type="checkbox"/>
教育	<input type="checkbox"/>
行政管理型	<input type="checkbox"/>

想定される行政コストに事業累計に応じた指標分析を加える。

◎当該事業による行政サービスの単位当たりのコストなど

指標① 利用者一人当たりのコスト	値	776円
コメント	年間来館予想人数	85,000人
子どもの健全育成という主旨から鑑み、単位当たりのコストは適当であると思われる。また1日の利用者数も他の児童館と比較し高い状況である。		

指標② 開館1日当たりのコスト	値	222,760円
コメント	開館日数	296日

指標③ 事業の人員費比率	値	59.4%
コメント		

今後の子どもセンターの役割は地域との連携が必要である。また子どもに関する窓口の一元化等も見据えた上で現在の職員配置で業務を行っていく必要があると判断している。

7 マネジメントツールとして活用するために

マネジメントツールとして活用するためには、職員が財務諸表を自ら分析・活用できるようにならない。

○活用の実践
 →政策審議や予算審査、事業評価、月次報告などあらゆる場で財務諸表を活用した議論を行う。
 →財務諸表の分析手法の研修等の適宜実施

○簿記・会計のわかる職員を育成
 →研修をきめ細やかに実施し、各組織に新公会計制度の必要性を理解している職員を育成すること
 が、活用のためには必要不可欠

○迅速・簡便に財務諸表を作成する
仕組みの構築
 →予算編成の段階から、財務諸表作成単位の予算事業コストによる予算編成を行う。

◎新たな公会計制度を活用するためには、研修と実践の積み重ねが必要
 どのような実践の場（仕組み）を作ることができるかが活用のポイント

ある程度の中長期的な成果を見込
 んだ視点・取り組みが必要

予算の執行→仕訳→財務諸表という簡便かつシンプルな仕組み（決算整理は最小限）

【寄稿】新潟県

「新公会計制度の導入について」

新公会計制度の導入について

新潟県

■新公会計制度の導入決定までの経緯

- H18. 8 総務省「地方行革新指針」を受け、検討を開始
- H19. 12 庁内検討組織による報告書「会計制度改革の方針」を公表

※ 「会計制度改革の方針」の概要

(目的)

- 県民への説明責任を果たす会計制度の高度化・効率化の実現

(特徴)

- 「公会計制度の導入」により、財政状況をわかりやすくする
- 「契約等支出情報の積極的公表」により、透明性を確保する
- 「会計審査体制の見直し」により、効率性を高める
- 「新財務会計システムの構築」により、改革を効果的に進める

■導入決定から現在までの取組状況

○「会計制度改革の方針」を公表後、具体的な導入作業に着手

※ 導入時の主な作業

ア 「会計基準」の整備

イ 「固定資産台帳」の整備

対象とする資産の範囲・評価方法の決定 → 評価の実施

ウ 「公会計システムの導入」

その他、「金融資産」及び「負債」に係る一覧表(DB)の整備 など



OH23. 8 新公会計制度による財務諸表を公表(H20年度決算)

～ 現在、H21年度決算以降の財務諸表を整備中

2

■導入時の主な作業の概要

ア 「会計基準」の整備

○新潟県の会計基準は、国際公会計基準(IPSAS)を基本

※ 主な特徴

① 国際公会計基準(IPSAS)を基本として作成

- ・ 原則として、「税金」や「国庫補助金」等の全ての収入を、「収益」として計上
- ・ 償却資産に係る「減価償却費」は全て「費用」として計上

② 民間企業の財務諸表と同じ目線で作成

- ・ 資産、負債の配列は流動性配列法とする

③ 行政の特質に留意して作成

- ・ 道路、橋りょう、港湾等を「インフラ資産」として区分計上
- ・ 臨時財政対策債は、他の公債とは別立てで表記

3

イ「固定資産台帳」の整備

■対象とする資産の範囲

○「県が所有するもの」を基本

※ 県が資産形成を行い、管理する資産であっても、国の資産は対象外

■資産の評価方法

- 資産の取得時は、取得原価を基本として評価
- 取得原価が不明なものは、公正価値(時価)で評価

※ 主な事例 ～ 過去に取得した資産の評価方法 ～

◆事例① 水産(魚礁、藻場等)

- ◎取得原価(事業費)が分かるため、取得原価で評価
 - ・工作物 …… 事業費

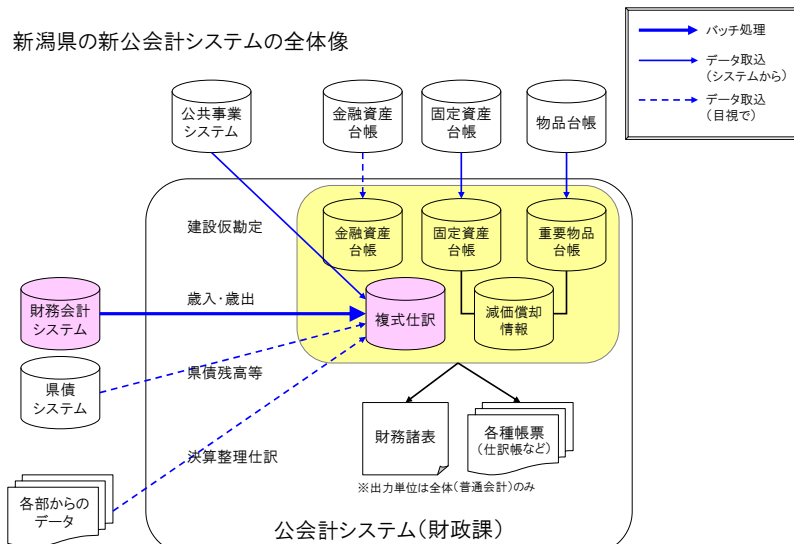
◆事例② 道路

- ◎取得原価が不明なため、公正価値で評価
 - ・工作物 …… 幅員別道路延長 × 幅員別標準工事単価
 - ・用地 …… 面積 × 固定資産税評価額の平均単価

4

ウ「公会計システムの導入」

- 新公会計パッケージソフトをカスタマイズ
- 財務会計システム等からデータを取り込み、複式簿記データに自動変換
- 金融資産台帳等は、決算時作業として、別途データを取り込む



5